

敦賀市地域防災計画

〈一般災害対策編〉

令和8年1月

敦賀市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 策定方針	1
第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	4
第3節 市の災害環境.....	11
第4節 防災ビジョン.....	17

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画.....	18
第2節 自主防災組織育成計画.....	22
第3節 ボランティア育成・確保計画.....	26
第4節 避難対策計画.....	28
第5節 防災訓練計画.....	35
第6節 飲料水、食糧、生活必需品の確保計画.....	38
第7節 要配慮者災害予防計画.....	41
第8節 医療救護予防計画.....	49
第9節 災害に強いまちづくり計画.....	51
第10節 火災予防計画.....	55
第11節 水害予防計画.....	59
第12節 風害予防計画.....	64
第13節 高波等災害予防計画.....	66
第14節 土砂災害予防計画.....	68
第15節 農業災害予防計画.....	71
第16節 雪害予防計画.....	72
第17節 建築物災害予防計画.....	75
第18節 交通施設災害予防計画.....	78
第19節 上下水道施設災害予防計画.....	81
第20節 通信施設、放送施設災害予防計画.....	83
第21節 電力施設、ガス施設災害予防計画.....	85
第22節 危険物等災害予防計画.....	87
第23節 広域的相互応援体制整備計画.....	90
第24節 交通輸送体系整備計画.....	92
第25節 緊急事態管理体制整備計画.....	94
第26節 海上災害予防計画.....	100

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制計画	102
第2節	広域的応援対応計画	117
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	120
第4節	ボランティア受入計画	124
第5節	防災気象計画	127
第6節	災害情報収集伝達計画	142
第7節	通信運用伝達計画	147
第8節	災害広報計画	150
第9節	避難計画	153
第10節	被災者救出計画	169
第11節	要配慮者応急対策計画	172
第12節	医療救護計画	174
第13節	消防応急対策計画	179
第14節	水防計画	183
第15節	災害警備計画	189
第16節	飲料水、食糧、生活必需品の供給計画	190
第17節	緊急輸送計画	196
第18節	交通施設応急対策計画	201
第19節	上水道、下水道施設応急対策計画	202
第20節	通信、放送施設応急対策計画	204
第21節	電力、ガス施設応急対策計画	206
第22節	危険物施設等応急対策計画	208
第23節	住宅応急対策計画	210
第24節	廃棄物処理計画	213
第25節	防疫、食品衛生計画	216
第26節	遺体の捜索、処置、埋葬計画	220
第27節	教育再開計画	222
第28節	災害救助法の適用に関する計画	225
第29節	要員確保計画	233
第30節	障害物の除去計画	236
第31節	生業に必要な資金の貸与計画	238
第32節	物価対策計画	239
第33節	土砂災害応急対策計画	240
第34節	雪害応急対策計画	243
第35節	海上災害対策計画	254

第36節	大規模事故対策計画	259
第37節	流木対策計画	262
第38節	風害応急対策計画	264

第4章 災害復旧計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	266
第2節	市民生活安定計画	268
第3節	経済秩序安定計画	273
第4節	復興計画	275

第1章 総則

節	項 目
1	策定方針
2	防災関係機関の事務又は業務の大綱
3	市の災害環境
4	防災ビジョン

第1章 総則

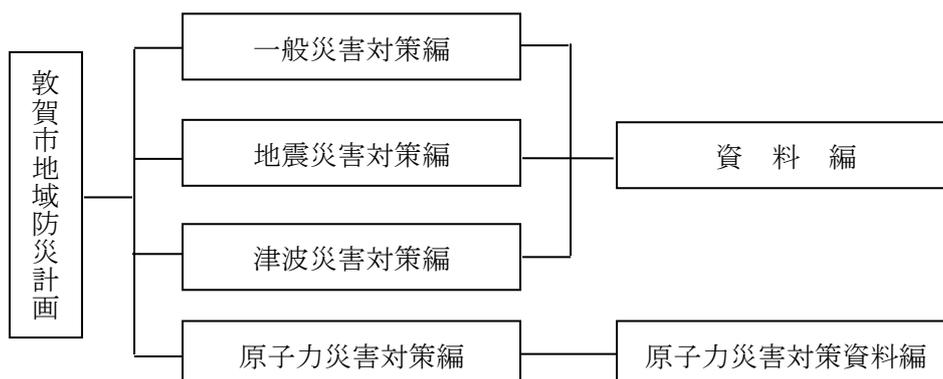
第1節 策定方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、敦賀市の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより市民の生命と財産を災害から守るとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、できるだけその被害を軽減し、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は地震災害、津波災害及び原子力災害を除く風水害や海上災害等の一般災害を対象とするものであり、「敦賀市地域防災計画」の「一般災害対策編」として策定する。



第3 計画の構成

この計画は、次の4章からなる。

1 総則

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体並びに防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限度にとどめるための事前対策

3 災害応急対策計画

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎよし又は災害の拡

大を防止するための応急対策

4 災害復旧計画

応急対策後、災害復旧の実施に当たっての基本的な方針及び対策

第4 計画の周知徹底

市及び防災関係機関は、この計画の実効性確保のため、それぞれの責務が十分果たせるよう、平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容についての市民の理解と協力が得られるよう広く普及を図り、この計画が市民の防災活動の指針として十分機能するよう市民への周知徹底を図る。

第5 計画の効果的推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して積極的に地域を守るような社会の構築に努める。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画の拡大に努める。

なお、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

また、国土強靱化計画に基づき、国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策及び令和7年度に策定した第1次国土強靱化実施中期計画による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づ

き、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1 各関係機関の役割分担

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりとする。

1 敦賀市

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1 敦賀市	(1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災のための調査研究 (5) 防災思想の普及 (6) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (7) 災害の予防と拡大防止 (8) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (9) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 (10) 災害対策要員の動員、借上げ (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 災害時における文教対策 (13) 災害復旧の実施 (14) 市防災施設の応急対策 (15) 県、他市町、管内関係機関との連絡調整 (16) ボランティアの受け入れに関する措置
2 敦賀美方消防組合	(1) 災害予防並びに災害による市民の生命、身体及び財産の保護 (2) 災害時における救助及び避難の誘導

2 福井県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1 福井県	(1) 福井県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災地の救護 (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通、輸送の確保 (10) 災害時における文教対策 (11) 災害時における公安警備 (12) 被災産業に対する融資等の対策 (13) 被災施設の復旧 (14) 被災県営施設の応急対策 (15) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (16) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん (17) 義援金、義援物資の受け入れ及び配分

2 嶺南振興局 二州県民サービス室 二州県税相談室 二州農林部	(1) 振興局各機関との連絡調整 (2) 災害時における県税の特別措置 (3) 農作物の災害応急対策等の指導
3 嶺南振興局 敦賀土木事務所	(1) 道路、橋りょう及び河川の維持管理並びに被災施設の復旧 (2) 応急仮設住宅の建設
4 嶺南振興局 敦賀港湾事務所	(1) 港湾施設の維持復旧 (2) 被災施設の復旧
5 嶺南振興局 二州健康福祉センター	(1) 災害時における防疫、救護等の実施 (2) 災害時における公衆衛生の向上及び増進 (3) 医薬品及び防疫用薬剤等資材の調達
6 県警察（敦賀警察署）	(1) 災害情報収集 (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 (3) 避難誘導 (4) 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 (5) 救出救助 (6) 緊急輸送の支援 (7) 行方不明者の捜索 (8) 検視及び身元確認 (9) 犯罪の予防及び社会秩序の維持 (10) 広報活動

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1 中部管区警察局 （福井県情報通信部）	(1) 管内各県警察の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用
2 北陸農政局 福井県拠点	(1) 災害時における主要食糧に関する県及び本省との連絡調整 (2) 災害対策用備蓄乾パンの要請、運送及び引渡
3 福井地方气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施

4 近畿中国森林管理局 福井森林管理署	(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策・復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防
5 中部運輸局 福井運輸支局	(1) 交通施設及び設備の整備に関すること (2) 所管事業者への災害に関する予警報の伝達指導 (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集 (4) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導 (5) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整 (6) 緊急輸送命令
6 北陸地方整備局 敦賀港湾事務所	(1) 港湾区域内の直轄港湾施設の整備並びに防災施設の施工 (2) 被災港湾施設の災害復旧
7 敦賀海上保安部	(1) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における援助、流出油の防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去及び規制 (3) 海上衝突予防法及び港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒
8 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 敦賀国道維持出張所	(1) 公共土木施設の整備と防災管理 (2) 災害の発生防ぎよと拡大防止 (3) 被災施設の復旧 (4) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣並びに災害緊急対応の実施
9 福井労働局 敦賀労働基準監督署	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
10 福井労働局 敦賀公共職業安定所	(1) 災害時における労働者等の供給 (2) 被害者に対する職業のあっせん等
11 国立病院機構 敦賀医療センター	(1) 災害時における医療救護活動 (2) 避難施設等の整備と防災訓練 (3) 救護班の編成

4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1 自衛隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1 日本郵便（株） 市内各郵便局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵政事業運営の確保 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資 (4) 被災者の避難先及び被災状況の情報提供
2 日本赤十字社 福井県支部 敦賀市地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災者の医療救護及びこころのケア (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集、配分 (4) 血液製剤の供給
3 NTT西日本（株） 福井支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達 (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対する通信施設の優先的な措置 (3) 防災応急措置を実施するために必要な公衆通信施設の整備 (4) 発災に備えた災害応急対策資機材、人員の配備 (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧
4 北陸電力（株）敦賀営業所、北陸電力送配電（株）敦賀配電センター 北陸電力（株）敦賀火力発電所 日本原子力発電（株）敦賀発電所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀事業本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧 (4) 県、市町、関係機関、各電力会社との連携 (5) 被災状況、復旧見込みなど広報活動の実施
5 （社）福井県LP ガス協会敦賀支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 (4) 県、市町、関係機関との連携 (5) 被災状況、復旧見込みなど広報活動の実施
6 西日本旅客鉄道（株） 敦賀地域鉄道部 （株）ハピラインふくい	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧 (5) 県、市町、関係機関との連携 (6) 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
7 中日本高速道路（株） 金沢支社敦賀保全・サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路及び防災施設の維持管理 (2) 被災施設の復旧 (3) 交通安全の確保

8 土地改良区	(1) 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2) 災害復旧事業、湛水防除事業及び各種防災事業の調査並びに測量設計業務
9 報道機関	(1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速な周知 (2) 市民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力

6 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1 敦賀市医師会	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 災害時における医療救護活動の実施
2 敦賀市社会福祉協議会	(1) 平時における人材の育成 (2) 災害時におけるボランティアの受け入れ、調整
3 福井県農業協同組合 敦賀支店	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策に協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん (5) 農作物の需給調整
4 れいなん森林組合	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策に協力 (2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
5 敦賀市漁業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び災害応急対策に協力 (2) 被災組合員の被害状況調査及び災害応急対策の指導 (3) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (4) 漁船及び共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 (5) 水産物の需給調整 (6) 防災に関する情報の提供
6 敦賀商工会議所	(1) 商工業者に対する融資あっせん実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
7 病院等医療施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容及び保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
8 社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における収容者の保護
9 金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資
10 学校法人	(1) 避難施設の整備、避難訓練の実施 (2) 被災時における応急教育対策計画の確立と実施
11 危険物関係施設の 管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底

1 2 自動車輸送機関	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資の輸送
1 3 町内会自主防災組織	(1) 自主防災組織等の確立及び訓練の実施 (2) 災害時における避難誘導 (3) 市が行う応急対策等に協力
1 4 文化事業団体	(1) 市が行う応急対策等に協力

7 防災関係機関の協力事項

(1) 各関係機関は、次の事項について相互に通報、連絡又は報告するよう努める。

- ア 気象に関する情報
- イ 災害に関する情報
- ウ 市民からの通報のうち防災に関するもの
- エ 市民への避難、立退きなどの指示
- オ 市民の生命及び財産に関する被害状況
- カ 各機関の職員の出勤状況
- キ 市民に対する広報活動

(2) 各関係機関は、防災上特に必要があるときは、次の事項につきそれぞれ協力する。

- ア 職員の派遣
- イ 車両等資機材の貸与又は提供
- ウ 各種資料の提供
- エ その他必要なもの

第2 各機関の連携

災害対策の実施に当たっては、国、県、市、指定地方公共機関及び指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

併せて国、県、市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。

第3 市民及び事業所等の役割分担

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は全力をあげて応急対策を実施するが、その能力には自ずと限界がある。

このため、災害対策基本法第7条（住民等の責務）の規定に基づき、市民及び事業所等は、「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本に平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には自らが初期消火、近隣の負傷者や要配慮者の救助、市及び関係機関が行っている防災活動への協力など防災への寄与に努める。

<資料編>

- 資料 1 5 - 2 敦賀市防災条例
- 資料 1 5 - 3 敦賀市防災会議内規
- 資料 1 5 - 4 敦賀市防災会議委員一覧
- 資料 1 7 - 1 防災関係機関等連絡先一覧

第3節 市の災害環境

第1 自然的条件

1 位置、地勢

本市は福井県のほぼ中央部に位置し、市域の北は日本海、東は南越前町及び滋賀県長浜市、南は滋賀県高島市、長浜市に、西は美浜町にそれぞれ接しており、東西約 14 km、南北約 26 km で市域面積は 251.41k m²である。

市域の東、南、西の三方には山々が連なり、敦賀平野と敦賀湾を取り囲み、東部は栃ノ木峠から鉢伏山を経て山中峠に至る山稜で福井県を二分する嶺南及び嶺北地域の境となっている。南部及び西部の山地は 914m の野坂山をはじめ、標高 600m 程度の山々が連なって分水嶺を成しており、滋賀県境に源を発する笙の川は、五位、木ノ芽、黒河川の流れを集め、沖積層の平野部を貫流し、敦賀湾に注いでいる。

2 地質

敦賀市の地質は、野坂山地主部や敦賀半島、木ノ芽山地の鉢伏山付近が中生代白亜紀後期から新生代古第三紀初期にかけて貫入した花崗岩類、市域東部の山地部や野坂岳付近が古生代二畳紀から中生代ジュラ紀にかけての堆積岩類から構成され、山麓部や谷底平野沿いには段丘堆積物や崖錐堆積物が分布し、敦賀平野等の低地の大部分は未固結の沖積層や扇状地堆積物から構成される。

(1) 低地（敦賀平野）

敦賀平野の地質は、一般に砂礫層（一部玉石混じりや粘土混じり）が優勢で、青灰色ないし赤色の粘土層を挟んでいることがある。三角州性低地の地下約 8～20m までには、シルトや粘土層が分布し、沖積海成層と認められている。海成層の上には浜堤まで連続する砂質堆積物があり、15～16m 以深では古期扇状地層と考えられる砂礫質となり、その境界に腐植質粘土層を挟む。

(2) 山地

二畳紀から中生代中期にわたる堆積岩を主とする中～古生界とそれを貫く花崗岩で構成され、花崗岩の貫入時期は白亜紀後期から新生代古第三紀初期と考えられている。中～古生界は主に粘板岩・砂岩及びそれらの互層から成り、チャート、石灰岩、火山岩類を挟在している。花崗岩は黒雲母を主要な有色鉱物とし、平野を挟んでおおよそ南北方向に貫入している。花崗岩は表層部の風化が進み、粘土化したり、いわゆる”マサ”となっているところが多い。

3 気象

(1) 気象状況

敦賀市は、対馬暖流が分流する日本海に面し、海岸気候の特性をもつ日本海型一北

陸山陰型気候区に属している。

年間降水量は 2,200mm 程度で、全国平均を上回る多雨地区である。降水量は日本海側特有の降雪により冬季がピークを成しているが、若狭湾に臨み、対馬暖流の影響を受けて、嶺北の平野部に比べて冬の日最高気温、日最低気温はともに高く、零度以下になる日は少ない。このため積雪量も嶺北平野部に比べて少なく、融雪も早い。この点では山陰型気候区に似ているといえる。

ア 春季

3月末ごろから気温が次第に高くなり、大陸からの移動性高気圧や低気圧の去来が頻繁となって周期的に天気に変化する。4～5月は比較的穏やかで晴天の日が多く、この間日本海を発達した低気圧が進むと、強い南よりの風が吹き、時折高温で乾燥した風の吹くフェーン現象が起こる。

イ 夏季

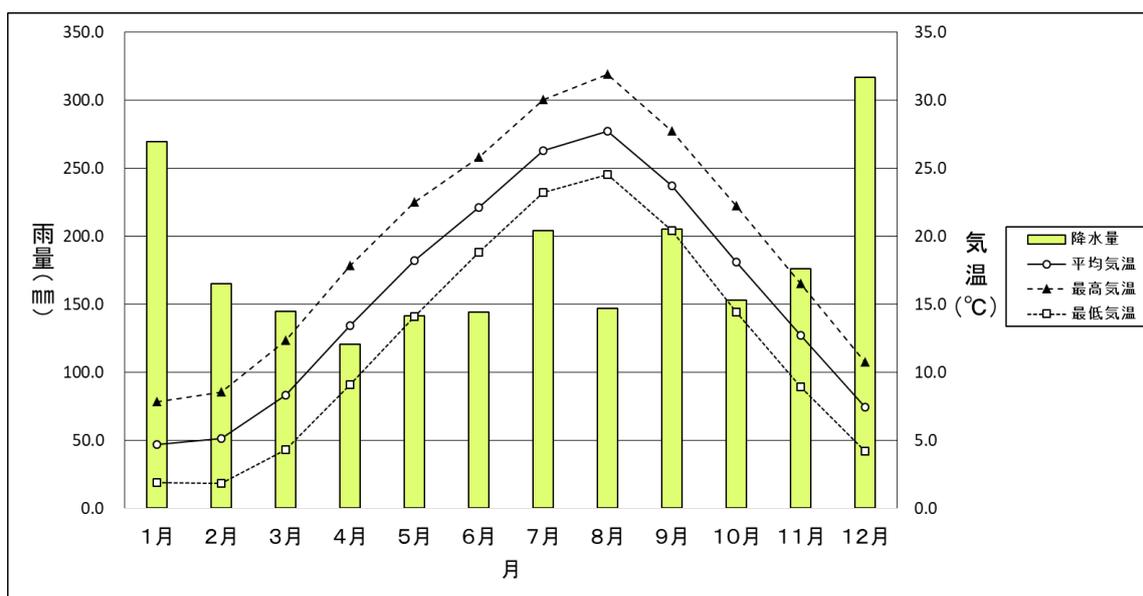
入梅は6月初旬にはその走りが現われ、6月中旬から7月中旬にかけて梅雨期となり、梅雨末期には前線が北上して大雨をもたらすことがある。梅雨が明けると太平洋高気圧の圏内に入り、海陸風現象が顕著となる。

ウ 秋季

9月上旬から10月半ば頃までは、本州南岸沿いに停滞する秋雨前線により長雨の季節に入る。8～10月は台風が来襲し、特に9月の台風は大きな災害をもたらすことが多い。

エ 冬季

西高東低の冬型の気圧配置の日が多く、寒冷な北西季節風が吹き荒れ、雨や雪の日が多くなる。積雪量は沿岸部では少ないが、東部・南部の山間部ではかなりの積雪となる。



敦賀市の気象状況

(2) 気象の平年値等

月	気温 (°C)			降水量合計 (mm)	最深積雪 (cm)	平均風速 (m/s)	最多風向
	平均	最高	最低				
1月	4.7	7.8	1.9	269.5	26.0	4.5	南南東
2月	5.1	8.5	1.8	164.7	28.0	4.7	北
3月	8.3	12.3	4.3	144.6	5.0	4.6	南南東
4月	13.4	17.8	9.1	120.4	0.0	4.4	南南東
5月	18.2	22.5	14.1	141.4	—	4.2	南南東
6月	22.1	25.8	18.8	144.1	—	3.7	南南東
7月	26.3	30.0	23.2	204.0	—	3.6	南南東
8月	27.7	31.9	24.5	146.9	—	3.7	南南東
9月	23.7	27.7	20.4	204.9	—	3.6	南南東
10月	18.1	22.2	14.4	152.6	—	3.7	南南東
11月	12.7	16.5	8.9	176.0	0.0	4.1	南南東
12月	7.4	10.7	4.2	316.7	10.0	4.4	南南東
年	15.6	19.5	12.1	2,199.5	39.0	4.1	南南東

(統計期間：1991～2020：敦賀測候所 (現：敦賀特別地域気象観測所))

(3) 気象要素の極値

順位	1時間降水量	日降水量	最深積雪	最大風速	最大瞬間風速
1	58.5mm (H26.6.12)	211.2mm (S40.9.17)	196cm (S56.1.15)	30.4m/s 南東 (S25.9.3)	47.9m/s 東南東 (H30.9.4)
2	57.9mm (S31.8.4)	184.6mm (S23.7.24)	154cm (S38.2.1)	26.7m/s 南南東 (S34.9.17)	41.9m/s 北 (S36.9.16)
3	57.5mm (S60.7.21)	182.3mm (S35.8.29)	147cm (T6.1.11)	26.3m/s 南南東 (H30.9.4)	40.7m/s 南南東 (S40.9.10)
4	57.2mm (S23.7.24)	178.8mm (S34.8.13)	143cm (S38.1.31)	25.7m/s 北 (S34.9.26)	39.5m/s 東南東 (H16.6.21)
5	56.0mm (H16.9.29)	173.8mm (S28.9.25)	138cm (S52.2.17)	25.1m/s 南南東 (S35.4.20)	39.5m/s 南南東 (H5.8.10)
統計 期間	1937(S12.1) ~2023(R5.10)	1897(M30.10) ~2023(R5.10)	1897(M30.10) ~2023(R5.10)	1897(M30.10) ~2023(R5.10)	1909(M42.12) ~2023(R5.10)

第2 社会的条件

1 沿革

敦賀の地は、古代から交通の要所であり、陸上交通、海上交通ともに京畿と北陸地方を結ぶ拠点として栄えていた。

明治期になると敦賀に北陸で初めての鉄道が開通し、また敦賀～ウラジオストック航路等が運航されるなど、交通都市としての性格が増し、国際交通拠点港（駅）として世界に知られるようになった。

昭和12年4月1日に市制を施行して敦賀市が誕生し、その後昭和30年1月15日には近隣5ヶ村を合併し、新生敦賀市としての素地を確立した。

戦後、北陸ずい道の完成、北陸本線全線の電化、関西と北陸を直結する湖西線の開業など鉄道交通上では極めて有利な拠点となった。道路交通では昭和40年前後に国道8号、27号、161号の市域内整備が完了したほか、昭和63年には北陸自動車道、平成26年には舞鶴若狭自動車道が全線開通した。また、海上交通では昭和45年に敦賀～小樽間に大型フェリーが就航、さらに船舶の大型化、貨物のコンテナ化など輸送革新に対処するため、昭和57年から鞠山地区に新港の建設が開始され、昭和63年に公共ふ頭の供用を開始した。また、平成22年には鞠山南地区国際物流ターミナルの供用を開始した。

一方、原子力発電所が4基（廃止措置中の発電所を含む。）、火力発電所2基が立地するなどエネルギー供給の拠点都市としての性格を有している。このような状況の中で本市は、国際交流港湾都市として着実に歩み続けている。

2 人口、世帯

令和7年10月31日現在の人口は61,747人で、人口密度は245.6人/km²である。本市の人口は、昭和20年代から長期にわたり順調に増加してきたが、平成になってからはほぼ横ばいとなり、平成23年以降は減少傾向にある。一方、単身世帯の増加をはじめ核家族化により世帯数は増加を続けている。

令和7年10月31日現在の年齢階級別人口（住民基本台帳）では、65歳以上の高齢者は18,782人と人口の30.4%を占め、少子高齢化の進行に伴い、人口に占める割合（高齢者率）の増加が続いている。

(1) 人口と世帯数

国勢調査資料

区 分	世帯数	人 口 (人)			1世帯当たり 人口(人)	人口密度 人/k㎡
		総数	男	女		
昭和 50 年	16,888	60,205	29,386	30,819	3.6	241.5
昭和 55 年	18,598	61,844	30,083	31,761	3.3	247.9
昭和 60 年	21,194	65,670	32,808	32,862	3.1	263.2
平成 2 年	22,995	68,041	34,091	33,950	3.0	271.6
平成 7 年	23,115	67,204	33,047	34,157	2.9	268.2
平成 12 年	24,539	68,145	33,504	34,641	2.7	271.8
平成 17 年	25,742	68,402	33,475	34,927	2.6	272.8
平成 22 年	26,453	67,760	33,396	34,364	2.6	269.7
平成 27 年	26,545	66,165	32,558	33,607	2.5	263.2
令和 2 年	27,849	64,264	31,785	32,479	2.3	255.6

(2) 年齢階級別人口（令和7年10月31日現在）単位：人

市民課資料

	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳～	総数
男	3,558	18,585	8,224	30,367
女	3,519	17,303	10,558	31,380
総数	7,077	35,888	18,782	61,747

(3) 地区別人口世帯実態数（令和7年10月31日現在）単位：人

市民課資料

区 分	世帯数	人 口		
		総数	男	女
北 地区	1,661	3,382	1,637	1,745
南 地区	2,957	5,601	2,638	2,963
西 地区	3,876	7,348	3,621	3,727
松原地区	5,631	11,807	5,839	5,968
西浦地区	220	481	239	242
東浦地区	590	1,209	575	634
東郷地区	1,024	2,084	1,037	1,047
中郷地区	3,287	7,247	3,630	3,617
愛発地区	313	567	271	296
栗野地区	9,791	21,989	10,863	11,126
そ の 他	3	32	17	15
総 数	29,353	61,747	30,367	31,380

3 土地利用

(1) 土地利用の現況

市域の面積の約 80%は山林で、平野部は約 20%と狭いエリアとなっており、その中に港湾、道路などの交通網、河川、住宅、工場等が密集している。このため災害や事故が発生したときは、その影響を受けやすい環境に置かれている。

(2) 土地利用変遷による災害危険性

土地利用変遷とそれに伴う災害の危険性の変化は、次のとおりである。

ア 敦賀平野

平野部では、以前は浜堤や自然堤防等の微高地に市街地や集落が形成されている。他は主に水田として利用されていたが、昭和 50 年代に入ると農地転用による市街化が進んだ。近年では、水害に対して極めて脆弱な地域である後背低地や埋積谷、旧河道においても宅地開発等が進んでいる。

沓見から筋生野にかけての後背低地では、国道 27 号バイパスが開通したことにより周囲が市街化されることも考えられ、洪水時の被害拡大が懸念される。

木ノ芽川左岸の天筒山付近にみられる袋状の凹地は、池見といわれる埋積谷で排水不良の低湿地であり、かつては降雨時に池沼のようになっていた。現在、余座池見では宅地開発が行われ、高盛土が施されているが、従来からの軟弱地盤地帯であり、地震時の液状化による被害や洪水氾濫時の盛土部の被災等に対して、十分な対策が必要である。

また、木ノ芽川は昭和初期の流路付け替え以来天井川化が進み、布田町や東洋町付近や旧流路にあたる鉄輪町付近は、破堤時の洪水はん濫のおそれが高くなっている。

イ 山地

山地部においては、土地利用にそれほどの変化は見られないが、道路の建設や造成工事、土石採取等に伴う切盛斜面等の人工改変地が分布している。災害に対する危険度は斜面高や人工改変以前の元地形、対策工法等によって大きく異なるが、一般的に盛土地盤では切土地盤に比べて斜面崩壊の危険性は高い。

以上のように、市域の市街化の進行に伴い後背低地や埋積谷、旧河道における内水はん濫や洪水はん濫、山麓部での土石流災害や人工改変地の切盛土斜面崩壊による土砂災害等、防災上問題を有する地域が多くなってきている。

<資料編>

資料 1-1 アセスメント調査概要

第4節 防災ビジョン

1 定義

防災ビジョンは、中長期的、総合的な視点のもとに本市の防災施策の基本を定めるものである。

2 防災ビジョンの目標

●災害に強いまちづくり

市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、都市計画、建築、道路、河川、上下水道行政等と、民間のライフライン関係機関との連携を保ち、災害発生時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、ハード面の整備とソフト面の対策を組み合わせることで都市の防災対策を促進させるとともに、「自助、共助、公助」がバランスよく機能するよう、地域住民主体の自主防災組織の構築や他団体との相互応援協定の締結等、災害に強い安全な都市基盤の確立を総合的に推進する。

3 具体的施策

(1) 災害に強い都市基盤づくり

- ア 砂防
- イ 急傾斜地崩壊防止
- ウ 河川改修
- エ 海岸保全
- オ ライフライン施設
- カ 避難施設

(2) 要配慮者対策の確立

- ア 支援体制
- イ 救護体制

(3) 緊急事態管理体制の確立

- ア 緊急体制
- イ 通信連絡網
- ウ 相互応援体制

(4) 市民協力体制の確立

- ア 自主防災体制
- イ 協力団体

第2章 災害予防計画

節	項 目
1	防災知識普及計画
2	自主防災組織育成計画
3	ボランティア育成・確保計画
4	避難対策計画
5	防災訓練計画
6	飲料水、食糧、生活必需品の確保計画
7	要配慮者災害予防計画
8	医療救護予防計画
9	災害に強いまちづくり計画
10	火災予防計画
11	水害予防計画
12	風害予防計画
13	高波等災害予防計画
14	土砂災害予防計画
15	農業災害予防計画
16	雪害予防計画
17	建築物災害予防計画
18	交通施設災害予防計画
19	上下水道施設災害予防計画
20	通信施設、放送施設災害予防計画
21	電力施設、ガス施設災害予防計画
22	危険物等災害予防計画
23	広域的相互応援体制整備計画
24	交通輸送体系整備計画
25	緊急事態管理体制整備計画
26	海上災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

実施担当	市民生活部、教育部、関係各部
------	----------------

第1 計画の方針

市は、防災業務に従事する関係職員及び市民の防災意識の高揚を図るため、気候変動の影響も踏まえつつ、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、市民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や専門家の知見も取り入れた各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び警報や避難指示等防災情報の意味や重要性を住民に周知し、理解促進を図るものとする。

防災知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDV等の被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努めるものとする。

第2 市民に対する防災知識の普及

1 普及の内容

- (1) 災害に関する一般知識
- (2) 敦賀市地域防災計画の概要
- (3) 過去の主な被害事例
- (4) 敦賀市における被害想定
- (5) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等
- (6) 平時の心得（非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え）
- (7) 最低3日間、推奨1週間分の水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄
- (8) 早期避難の重要性等災害発生時の心得、適切な避難のタイミング

- (9) 警報等発表時や避難指示・高齢者等避難等の発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (10) 避難所における夏季の熱中症予防や対処法
- (11) 指定緊急避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (12) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の整備
- (13) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (14) 各機関の防災対策
- (15) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- (16) その他必要な事項

2 普及の方法

(1) 一般啓発事業

ア 防災啓発情報の提供

広報つるが、パンフレット、CATV防災放送、コミュニティFM、インターネットのホームページ、SNS等を通じて、防災啓発情報を提供する。

イ 防災まちづくり講座の開設

防災まちづくり講座を開設し、講義と見学を通じて市民の防災まちづくりへの参加を推進する。

ウ 講座、防災特集番組の放映

防災まちづくり講座の収録、防災啓発番組の作成等により、全世帯にCATV防災放送を通じて放映する。

エ 広報車による広報

台風期、火災期等に随時広報車を出動させ、巡回広報を行う。

(2) 出向啓発事業

ア 防災展示コーナーの設置

地域の防災訓練や防災イベントに防災展示コーナーを設置し防災意識向上を図る。

イ 自主防災組織との交流

自主防災組織が実施する研修会に参加し、行政と地域の防災交流を深める。

ウ 防災用品の購入助成事業の企画

防災用品の購入助成事業を企画し、市民の災害への備えを推進する。

第3 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における

防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見等を活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

1 研修の方法

- (1) 講習会、講演会等の開催
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 防災活動手引書等の配布
- (4) 訓練による実践的研修

2 研修の内容

- (1) 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 災害の特性
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事項

第4 学校における防災教育

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

1 児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得を図る。

- (1) 学校教育における防災知識の指導
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 学校行事等における指導

2 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法の修得を図る。

第5 事業所等に対する防災教育

市は、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加や防災体制の整備の呼び掛けなどの防災に関する指導、助言を行う。

また、商工会議所と連携し、事業継続計画（BCP）や中小企業等による事業継続力強

化計画の策定について普及啓発に努める。

第6 自動車運転者等に対する防災教育

警察署は自動車の運転者及び使用者に対し、災害発生時における自動車の運行措置について防災教育を実施する。

第7 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

防災関係機関は防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の安全化の推進や災害時の防災教育の実施について指導する。

第8 災害教訓の伝承

市民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市及び県は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民による災害教訓の伝承の取組みを支援する。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災組織育成計画

実施担当	市民生活部、教育部、消防部
------	---------------

第1 計画の方針

市は、災害発生時に、行政と住民及び事業所等が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、各町内及び事業所等における自主防災組織の育成、強化を図る。

第2 地域住民等の自主防災組織

1 組織化の推進

自主防災組織は、防災コミュニティを構成する最も重要な組織であり、町内会活動に防災活動を組み入れることなどにより、早期に各町内の実情に応じた組織化を図る。

(1) 平時の活動

- ア 防災関係機関と住民との間で災害情報を正確かつ迅速に伝えるため防災情報システムを確立する。
- イ 防災意識の普及啓発を図る。
- ウ 防災訓練（初期消火、情報収集伝達、救出救護、避難誘導等）を実施し、また県、市が行う訓練に積極的に参加する。
- エ 火気使用設備器具等の点検を指導する。
- オ 防災用資機材等の早急な整備及び点検を実施する。
- カ 住民が非常食、救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
- キ 住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検（危険箇所、危険物保管場所、飲料水源等）を実施する。
- ク 避難路及び避難場所の確認（避難所となる学校等との連携・協力）を図る。
- ケ ひとり暮らしの高齢者等要配慮者の把握を行う。

(2) 災害発生時の活動

- ア 地域内の被害状況及び必要な情報を収集し、市等に通報する。
- イ 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
- ウ 被災者の救出救護にあたる。
- エ 各家庭に対し、出火防止を呼び掛ける。
- オ 出火した場合は、一致協力して飛火警戒、初期消火にあたる。
- カ 傷病者、障がい者、高齢者等の要配慮者にも十分配慮し、地域住民の避難誘導にあたる。
- キ その他、炊き出し、給水、救援物資の配分など防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ自主防災組織が実施する活動を定め、平時及び災害発生時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

3 地域防災連絡協議会の設置

自主防災組織の活動活性化のため、各自主防災組織の代表者によって組織する地域防災連絡協議会を設置する。

(1) 活動内容

地域防災連絡協議会は、当会則に基づき、自主防災組織に対し防災意識の普及啓発、防災訓練の実施等を図るとともに、自主防災組織間相互の協調・交流を行うよう努める。

(2) 自主防災組織への助成

自主防災組織による災害発生時の初期活動等を迅速、効果的に行うために、消火ホース等防災資機材の購入、防災訓練等の実施並びに防災士の資格取得について助成、支援する。

4 市の措置

(1) 自主防災組織づくりの推進

各地区区長会などの機会をとらえて自主防災組織づくりを早急に推進する。

また、自主防災組織活動マニュアル等に基づき、自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的かつ地区別に研修会を催して活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

また、リーダー研修会にも積極的に参加者を募ることとする。

(3) 自主防災組織への助成

自主防災組織による災害発生時の初期活動等を迅速、効果的に行うために、人命救助器具等防災資機材、資機材倉庫並びに倉庫用地について助成、協力する。

また、自主防災組織の実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出しを行う。

(4) 講習会の開催

各地区において初期消火及び応急救護などの講習会を開催する。

また、行政、自治会、消防団、婦人会等の各種団体と連携した図上訓練等の各種訓練の実施促進を図る。

特に、DIG（災害図上訓練）、HUG（避難所運営図上訓練）等を活用し、自助、共助の重要性の理解促進を図る。

第3 事業所等における自衛消防組織

1 活動内容

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるとともに、平時及び災害発生時において、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的に防災活動を行うよう努める。

また、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

(1) 平時の活動

- ア 防災関係機関と事業所等の間で災害情報を正確かつ迅速に伝えるため、防災情報システムを確立するとともに、地域との連携を強化する。
- イ 従業員等に対し、防災教育を行う。
- ウ 防災訓練を実施する。
- エ 火気使用設備器具等の点検を実施する。
- オ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

(2) 災害発生時の活動

- ア 事業所等内で災害が発生した場合は、直ちに防災関係機関に通報する。
- イ 地域における防災活動に積極的に協力する。
- ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
- エ 避難誘導措置をとる。
- オ 負傷者の救出救護にあたる。
- カ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

2 市の措置

特定の危険物等を取り扱う事業所等及び多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進し、市は指導に努める。

また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（BCP）の策定に向けての商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

さらには、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の連携、再編

地域における自主防災組織と事業所等における自衛消防組織とが、連携を強めて一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第5 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

<資料編>

資料2-1 自主防災会一覧

資料2-2 地区防災計画策定地区一覧

資料2-3 敦賀市自主防災会設立補助金交付要綱

資料2-4 敦賀市自主防災会運営費等補助金交付要綱

資料2-5 自主防災組織に係る防災資機材倉庫用地貸与要綱

第3節 ボランティア育成・確保計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部
------	-------------

第1 計画の方針

市は、災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活用等を推進する。

第2 既存ボランティアの活用

災害時のボランティアの確保とボランティア活動への参加の推進を図るため、登録あるいは組織化されている社会福祉協議会等、既存の各種のボランティア団体に対し、災害時におけるボランティア活動の参加を働きかけるとともに、広報や普及啓発活動等により福井県社会貢献活動支援ネット及び敦賀市の災害時ボランティア登録制度への登録者の増加を図る。また、企業や各種団体に対して、災害時支援ボランティア活動の参加を呼び掛ける。

第3 リーダー、コーディネーター等の養成

ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成等を県と協同して行う。このほか、ボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等によりグループづくりの支援を行う。

第4 災害時支援ボランティアの活動運営、広域応援（派遣、受け入れ）体制の整備

災害時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、環境の整備を進めるとともに、各種団体との連携を図る。

1 応援、調整組織に対する支援

災害時に支援のため集まったボランティアの活動を円滑化するためには、行政とボランティア団体が連携し、活動の調整を行うことが望ましく、避難所等にボランティアコーナー等を設置するとともに、活動が円滑に行われるよう環境の整備を進め活動の助長を図る。また、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2 連携体制の整備

災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げ、実施するためには、ボランティアのあつせんや隣接市町の場合のサポートも含めあらかじめ相互に可能な事項を確認して、市

町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援体制を整備する。

<資料編>

資料 2-6 ボランティア団体一覧

第4節 避難対策計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部、文化交流部、教育部
------	-----------------------

第1 計画の方針

市は、災害から人命の安全を守るため、避難路の点検、避難所等の整備を行い、災害時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

なお、市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所及び避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

市は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。

市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

第2 指定緊急避難場所

1 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する災害及びその二次災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害種別に応じて、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定に当たっては、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることができる。

2 指定緊急避難場所に関する通知等

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第3 指定避難所等

1 指定避難所の指定

市は、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法、受入れ可能な動物の種類や頭数、受入れ場所（同室避難・屋内・屋外等）の情報等について、住民への周知徹底を図るものとする。なお、周知方法としては、冊子等を作成し各世帯に配布することや、指定避難所の看板下に情報を掲示すること等が考えられる。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

なお、避難が長期化した場合に備えて被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、又は社会福祉施設への緊急入所、もしくは医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

市及び県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄

に努めるものとする。

2 指定避難所に関する通知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3 避難所の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

4 避難所の設備

市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、ガス設備、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。

なお、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

市は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。

指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。

避難所は次の表の階層ごとに掲げる施設、設備を備えるよう努める。

[階層ごとの施設・設備]

階 層	施 設 ・ 設 備
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の会館や社寺広場等を自主参集場所として設定 ・ 鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各小中学校等を避難所として設定 ・ 地区公民館等を地域対策支部として設定 ・ 情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、生活必需品や防災資機材等を備蓄 ・ 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動の指揮命令機能や情報通信機能等を有する拠点施設（災害対策本部室）を整備 ・ 避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 ・ 敦賀市福祉総合センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備

5 避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

第4 避難路等避難誘導体制の整備

市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、自主避難所（集合場所）から指定避難所までの避難路をあらかじめ設定し、避難誘導標識や案内板を計画的に整備し、防災訓練の実施や防災マップの作成、コミュニティタイムライン及びマイタイムラインの作成を市民に対して周知徹底を図る。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努め、その際、コミュニティタイムライン及びマイタイムライン作成の周知に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う

場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導體制の確立を図る。

第5 避難所運営体制の整備

1 災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の確保等をあらかじめ定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

2 避難者の自治体制

避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

3 施設管理者の支援体制

避難所の施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力し、運営にあたる。

第6 広域避難のための体制の整備

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、広域避難者に関する情報の共

有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた広域避難者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第7 感染症の自宅療養者の避難確保

県（二州健康福祉センター）は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、平時から、県及び市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

<資料編>

資料3-1 都市公園一覧

資料11-3 ヘリコプター緊急離着陸場一覧

資料13-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

資料13-2 福祉避難所一覧

資料13-4 地域拠点避難所一覧

資料14-13 災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定（敦賀市・敦賀市介護サービス事業者連絡協議会）

第5節 防災訓練計画

実施担当	市民生活部、関係各部
------	------------

第1 計画の方針

市は、災害に際し応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、地域の災害リスクに基づいた各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 個別訓練

1 水防訓練

水防管理者は、管理区域における水防活動の円滑な遂行を図るため、「敦賀市水防計画」に基づき、水防訓練を実施する。

2 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は相互に協力して訓練を実施する。特に、学校、病院、工場等多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の育成、訓練の実施を推進する。

3 救助救護訓練

災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するためおむね次の訓練を実施する。

- (1) 避難
- (2) 救出
- (3) 医療助産
- (4) 炊き出し、給水
- (5) 物資輸送

4 通信連絡体制訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に行うため、平素から連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について次の訓練を適時実施し、連携体制の構築を図るものとする。

(1) 災害情報連絡訓練

気象情報、その他災害に関する情報、指示、命令及び報告等を円滑に行うため、連絡体制の強化を主に実施する。

(2) 非常無線通信訓練

災害時において有線通信系統が不通となり、また利用することが著しく困難な場

合に無線通信システムの円滑な利用を図るため、連絡体制の強化を主に実施する。

5 非常招集（参集）訓練

市及び防災関係機関は、予期し得ない災害に際し、平素から災害対策活動を迅速かつ確実に実施するための関係職員の実践的な非常招集（参集）訓練を実施する。

6 避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地区、学校、病院、事業所等、交通機関等において避難訓練を実施する。

また、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

7 海上保安訓練

敦賀海上保安部は、海上保安業務遂行上必要な溺者救助、防火、流出油防除、見張り、通信等の諸訓練を行う。

8 図上訓練

災害予防責任者は、個別又は共同して、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう図上において訓練を実施する。

第3 総合防災訓練

災害に際し、市、消防等防災関係機関及び広域的な応援協力機関並びに市民が一体となって相互に連携協力し、応急対策を迅速かつ適切に行うため総合的な防災訓練を実施する。なお、実施に当たっては、地区ごとに市民参加型で実践対応型の訓練の実施に努める。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

地域における自主防災組織が、事業所等における自衛消防組織と連携を強め、一体的に防災活動を実施するため合同訓練の実施について指導助言を行う。

第5 訓練の時期及び場所の選定

訓練は、この計画に掲げている災害を想定するとともに、その種別、規模によって訓練効果のある時期、場所等を選び実施する。

第6 訓練の方法及び訓練後の評価等

訓練は、実施機関が単独又は他の機関と共同して、いくつかの訓練を組み合わせるなど、効果が上がるよう検討する。

訓練後には評価を行い、課題・問題点等を明らかにした実施結果を記録しておく。また、

必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

<資料編>

資料 2 - 1 自主防災会一覧

資料 2 - 2 地区防災計画策定地区一覧

資料 1 7 - 1 防災関係機関等連絡先一覧

第6節 飲料水、食糧、生活必需品の確保計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部、産業経済部、水道部
------	-----------------------

第1 計画の方針

市は、災害発生時における市民の生活を守るため、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

第2 個人備蓄の推進

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、市民に対し、栄養や体質等を考慮した最低3日間、推奨1週間分の食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）準備の啓蒙を行う。

第3 市の備蓄

- 1 物資の供給が円滑に行えるよう、市内各所に配置する防災備蓄倉庫にて最低限必要なものを分散備蓄する。
 - (1) 生命を維持するために最低限必要なものとするが、栄養や食事形態など要配慮者向けの備蓄にも配慮する。

毛布、水、食糧（主食）
 - (2) 生活を維持するために最低限必要なもの
日用品、資機材など
- 2 備蓄目標は、地震災害対策編第2章第6節第3の2に準じ、罹災者に必要な水1日分、食糧1日分、物資3日分とする。

- 3 市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

第4 必要物資調達体制

- 1 関係業界団体等との協定締結

食糧、日用品、資機材など生命及び生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体等と協定を締結するよう努める。

- 2 情報機器の活用

避難所における必要物資を把握し、物資の調達を迅速に行うため、情報ネットワークによるシステムづくりを推進する。

- 3 応急食糧等の整備

災害時における食糧及び生活必需品等の供給を円滑に行うため、放出可能量の把握確認など平素から配慮し、緊急放出について協定を締結する。

また、応急食糧の保管場所及び備蓄について整備し、その供給体制についても確立する。

- 4 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

- 5 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第5 給水のための対策

市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

- 1 防災井戸の設置
主要避難所等へ防災井戸を設置する。
- 2 災害時給水協力家庭等の指定
ホームポンプの設置されている各家庭の協力を得て災害時給水協力家庭等の指定を行う。
- 3 耐震性貯水槽の整備
飲み水の確保を図るため、黒河小学校等に耐震性貯水槽の整備を図る。
- 4 給水機器の整備
給水の効率を図るため、給水車、ろ水機等を整備する。

<資料編>

- 資料 7-4 応急給水機器保有状況（上水道課）
- 資料 9-1 災害備蓄倉庫一覧
- 資料 9-2 災害備蓄品保有状況（危機管理対策課）
- 資料 9-3 米穀販売店一覧
- 資料 9-4 主要調達先一覧
- 資料 9-5 炊出し予定場所一覧
- 資料 14-9 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定（敦賀市・福井県民生協同組合）
- 資料 15-9 敦賀市災害応急用井戸協力の家登録制度実施要綱

第7節 要配慮者災害予防計画

実施担当	福祉保健部、関係各部
------	------------

第1 計画の方針

市は、障がい者、高齢者等の要配慮者が火災等の災害発生時において状況に応じた的確な行動がとれるよう社会福祉施設等やひとり暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者及び障がい者等の在宅者に対し、必要な助成、指導を行うとともに、地域ぐるみの要配慮者支援体制の確立に努める。

第2 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者等の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、高齢者や障がい者等に配慮したまちづくりを進める。

2 避難路の整備、確保

要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、歩行器や車椅子等が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を推進するよう検討する。

第3 要配慮者利用施設における防災体制の強化

1 要配慮者利用施設の安全化

要配慮者利用施設の管理者を対象とした施設の安全性についての講習会を開催するなど、安全化について指導を行う。

また、要配慮者利用施設の管理者は、建物診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の安全化を図る。

2 出火防止、初期消火体制の強化

スプリンクラーや屋内消火栓等の消火設備の設置を施設に対し指導する。

要配慮者利用施設の管理者は、暖房機器について火災安全性を有する機器を使用するよう努めるとともに、延焼の拡大を防止するため、寝具等についても防災性能を有するものを積極的に使用するよう努める。

3 管理体制の整備

- (1) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間等における災害発生時に的確な対応がとれるよう、災害が発生した場合の職員動員体制、発生時の初動対応等を定めておく。
- (2) 災害時には、職員の対応だけでは十分でない場合も多いため、要配慮者利用施設の管理者は、他の社会福祉施設及び消防団、自主防災組織を中心とした地域住民との日常の連携が密になるように努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。

4 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の発生に備え、消防本部等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

第4 防災知識の普及

1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市及び県は、防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

市は、県と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2 要配慮者利用施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

要配慮者利用施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、消防本部の指導のもと、職員や入所者に対し、災害時にとるべき行動等について定期的に防災教育を実施するとともに施設の構造、入所者や雇用者の判断能力、災害発生時期等を考慮に入れた防災訓練を実施する。

第5 地域ぐるみの救護体制の整備

- 1 要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

2 市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

3 市と福祉関係機関、防災関係機関、自主防災組織等関係機関は、相互に協力し、平時から個別避難計画の登録情報の更新や避難訓練を行うなど、避難行動要支援者に関する適切な支援を行うよう努めるものとする。

なお、避難行動要支援者に関する情報は、プライバシー保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

4 市は敦賀市社会福祉協議会と連携をとり、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む）を整備する。

第6 避難行動要支援者の避難支援

1 避難支援等関係者となる者

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、施設入居者を除いた、次のとおりとする。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者であって、市に登録されているもの(2) 介護保険における要介護3～5のもの(3) 身体障がい者のうち、その障がいの程度が1級及び2級のもの(4) 知的障がい者のうち、その障がいの程度がA1及びA2判定のもの(5) 精神障がい者のうち、その障がいの程度が1級のもの(6) 前各号に準ずるもの |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するよう努める。この場合において、要介護状態区分別や障がい種類別、支援区分別に把握しておくよう努める。

また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要であると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録する事項のほか、下記に掲げる事項を記載し、又は記録する。

また、市で把握していない情報が個別避難計画の作成のため必要であると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

- (1) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

5 名簿の更新

市は、自治（町内）会や自主防災組織、民生委員児童委員等と連携して、随時、名簿の追加や修正を行うものとし、年1回は全ての名簿の更新を行うものとする。

6 名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- (3) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (4) 施設可能な場所への避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の保管を行うよう指導する。
- (5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導する。

7 円滑な避難を行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、災害時において、避難行動要支援者及び避難支援関係者等に避難情報を的確に伝えるため、防災情報伝達システムによる放送、T o n B oメール、緊急速報メール、広報車、CATV防災放送、コミュニティFM、インターネット等の多様な情報伝達手段の活用を図るものとする。

また、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器への災害情報の伝達の活用等に努めるものとする。

8 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

第7 避難所の整備

- 1 災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努めるものとする。また、市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所

等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

2 福祉避難所の指定及び周知

市は、「災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定書」に基づき、福祉避難所をあらかじめ指定し、避難行動要支援者をはじめ、地域住民に周知するものとする。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センター等の施設を指定するものとする。

また、福祉避難所として使用できる施設の管理者は、平時から、施設における受入可能人数を把握するとともに、受入れの体制等についても整備しておくものとする。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第8 在宅者対策

1 避難行動要支援者緊急通報システム等の整備

ひとり暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者等が突発的に災害、事故、急病に見舞われた場合に備え、避難行動要支援者と消防本部等との間に緊急通報システムを構築する。

なお、このシステムを構築するに当たっては、医療機関、福祉関係機関、及び消防団や自主防災組織を中心とした地域住民との間に避難行動要支援者ネットワークを形成し、地域住民などに発信者の容態確認や介護を依頼するなど地域ぐるみの支援体勢の確立に努める。

2 防災知識の普及、啓発

ひとり暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及、啓発に努める。

特に消防本部は、消防団等と役割分担のうえ、ひとり暮らしの高齢者宅等を訪問し、防災等の相談を行うとともに、必要に応じて防災環境の整備について指導を行う。

第9 情報提供体制の確立

1 避難行動要支援者への情報提供

- (1) 避難行動要支援者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障がい者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳、文字放送等により、視覚障がい者に対しては音声や点字等により情報提供を行なえるよう、器機の整備、多種の情報伝達媒体の活用、人材の育成、確保等に努める。

また、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電子掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

- (2) 障がい者への情報提供には、障がい者（支援）団体やボランティア団体との連携が必要なことから、連携体制の強化、推進を図る。

2 外国人への情報提供

外国人には、日本語を理解できない者や被災地の地理や事情に不慣れな者も多いと考えられることから、市は、必要に応じて外国語による情報提供や、通訳を配置した外国人向け相談体制が確保できるよう、関係機関と連携して検討する。

また、避難誘導の際に、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

第10 要配慮者に対する災害対策の配慮

市は、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮するものとする。

- (1) 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 障がいの状況等に応じた情報提供
- (4) 乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など特別な食糧を必要とするものに対する当該食糧の確保、提供
- (5) 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- (6) 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施

- (7) 避難所又は在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）
- (8) 精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備
- (9) 避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング（動線・音・視線の配慮等）の検討

第11 外国人に係る対策

1 防災知識の普及啓発

市、県及び県国際交流協会は、災害時にとるべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2 外国人を含めた防災訓練等の実施

市は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼び掛けるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

3 通訳ボランティア等の育成・確保

市は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

4 外国人相談体制の充実

市は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

<資料編>

資料13-5 要配慮者利用施設一覧（避難確保計画の作成等を要する施設）

資料13-6 要配慮者の状況

第8節 医療救護予防計画

実施担当	福祉保健部、病院部、消防部
------	---------------

第1 計画の方針

市は、災害時には、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、初期医療体制、後方医療体制及び広域的医療体制の整備を図る。

また、県及び市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備を図る。

第2 医療救護活動体制の確立

1 初期医療体制の整備

救護所の設置、救護チームの編成、出動について市医師会、歯科医師会及び薬剤師会と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておく。

また、災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受け入れ、トリアージ（傷病者の選別）などに関する研修、訓練を行う。

2 後方医療体制の整備

医療救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重傷病者を災害時収容施設（救急病院や被災地外の病院）へ移送するため、医療情報の提供や患者搬送の体制の確立を図る。

3 広域的医療体制の整備

災害の規模によっては、県、自衛隊、日赤、県医師会等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。

4 医薬品等の確保

各防災関係機関は、災害発生時に備え必要な防疫・医薬品等の整備に努める。

5 医療施設の安全化

医療救護の拠点となる医療施設について、災害時にその機能と安全性を確保するため、点検・強化の指導、補強建て替えの助言を行う。

第3 救急救助体制の整備

1 救急救助体制の整備推進

救急救助組織の充実を図るとともに、広域的共同処理方式、相互応援協定等により

一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。

2 救急救助隊員の教育訓練

救急救助隊員は、その重要な使命により、高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

3 救急医療機関等の連絡協調

救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関その他関係機関との連絡協調を図る。

第4 救急救助施設の整備

1 救急救助施設の整備推進

救急自動車、救助工作車及び救急救助資機材を計画的に整備し、充足を図る。

2 消防緊急情報システムの整備

高度情報化に対応し、迅速、的確な指令管理業務を行うため、消防緊急情報システムの整備を図る。

第5 集団救急事故対策の推進

救急業務計画により、集団救急事故対策の推進を図る。

<資料編>

資料10-1 救急病院一覧

資料10-2 医療機関一覧

資料10-3 敦賀地区歯科医師会会員一覧（敦賀市内）

資料10-4 敦賀市薬剤師会会員一覧（敦賀市内）

資料10-5 敦賀市医師会災害対策本部編成表

資料14-13 災害時の医療救護活動等に関する協定

第9節 災害に強いまちづくり計画

実施担当	建設部、まちづくり観光部
------	--------------

第1 計画の方針

市は、防災空間の整備等都市防災の総合的な推進を図り、災害に強いまちづくりに努める。

第2 災害に強いまちづくりの推進

1 都市防災構造化対策事業計画

市は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

2 都市防災の推進

市は、市街地再開発計画事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既存市街地の耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

また、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

(1) 市街地再開発の推進

木造住宅が密集した市街地において、細分化された宅地の統合、耐火建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、市街地再開発計画の事業化を推進するとともに、地区住民に対する指導、助言を積極的に行う。

(2) 土地区画整理事業の推進

幹線道路、区画道路や公園緑地等公共空地の適正な配置及び防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのため土地区画整理事業を推進する。

3 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努めるものとする。

防火、準防火地域等の指定については、以下のとおりとする。

ア 防火地域は、容積率が400%以上の商業施設については、原則として指定を行う。

イ 準防火地域は、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。

(2) 住宅地区改良事業

不良住宅が密集し、防災、衛生等に関し、危険又は有害な状況にある地区の不良住宅を除去するとともに、環境の整備された集団住宅を建設し、健康で安全な生活の場の提供を図る。

(3) 居住環境整備事業

住宅の密集、不良住宅の集合、公共施設の不足等により居住環境が劣っている住宅地域で、住宅地区改良事業により居住環境の整備を図ることのできない地区の住宅事情の改善と環境の整備を推進する。

第3 防災空間の整備

市及び県は、都市公園、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難経路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

市、県及び国は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、舞鶴若狭自動車道の4車線化の具体化を進める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、道路啓開計画を策定する。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1 都市公園の整備

都市公園は地震火災時の延焼防止あるいは避難地として防災上重要な役割を担うものであることから、備蓄倉庫と耐震性貯水槽を備えた松島中央公園を防災公園として整備するほか、既設公園においても防災機能を強化する整備を図る。

市及び県は、災害時の避難場所あるいは防災帯の用に供する都市公園の整備を推進する。

2 道路空間の整備

(1) 広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考

慮しながら道路の計画的な整備を推進する。

- (2) 幹線道路については、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。
- (3) 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

3 河川空間の整備

河川に消火用水の確保用施設や震災時の避難場所となるオープンスペースを整備し、震災時の利用を図る。

4 港湾空間の整備

県及び国は、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾地区内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市とともに避難地や緊急物資の保管用地として震災時の防災拠点としての利用を図る。

第4 緑化事業の推進

緑の基本計画に基づき緑地の保全と植栽を計画的に実施し、防災機能の向上を図る。

第5 風水害に強いまちづくり

市、県及び国は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

県及び市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するにあたっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たって

は、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市、県及び国は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。

県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

<資料編>

- 資料 3-1 都市公園一覧
- 資料 3-2 道路の状況
- 資料 3-3 河川の状況
- 資料 3-8 耐震岸壁一覧

第10節 火災予防計画

実施担当	市民生活部、消防部
------	-----------

第1 計画の方針

市は、火災の発生の未然防止及び火災による被害の拡大防止を図り、人的物的被害の軽減を期するため、防火思想の普及徹底及び消防体制の充実強化を図る。

第2 消防力の整備強化

複雑多様化、大規模化する火災その他の災害に対処するため「消防力の整備指針」に基づき、消防力の整備強化に努める。

1 公設消防力の整備強化

(1) 消防職員及び消防団員の充実

常備消防職員の充実及び精鋭な消防団員の確保を図る。

(2) 施設の整備強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設等の整備について年次計画をたて、拡充強化を図る。

2 施設の近代化及び科学化

中高層ビル火災、危険物災害及び特殊火災に対処して、消防機械の近代化を図り、機動力を持った施設の運用を図る。

(1) 特殊消防車両の整備

(2) 通信、指令装置の整備

(3) 個人装備の充実

第3 自衛消防力の強化

自衛消防組織の設置を義務づけられている事業所等をはじめ、地域自衛消防隊の消防力の強化を図る。

第4 火災予防指導の強化

近年、中高層ビルの増加、危険物品の大量分布、核家族化現象等の影響を受けて、新興住宅団地の造成等によって一時に多数の死傷者を出す災害が多くなっており、火災の予防指導についても自主防火体制を主体として、防火管理者、危険物取扱者、消防設備士、各種団体及び地域集団を通じて、防火思想の普及、消防関係法令の周知徹底、事業所等内消防計画の策定等自主防火の推進を重点に指導する。

1 一般火災予防

(1) 防火管理者及び防災管理者

多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する一定の防火対象物には、消防法に定める資格を有する防火管理者及び防災管理者の責任において、事業所等の消防計画の作成、これに基づく避難訓練の実施、火気取扱いに関する監督、消防用設備の点検整備等の業務や自主的な火災予防体制を樹立させるとともに、防火管理者及び防災管理者の資質の向上を図るため、年1回以上の甲種防火管理講習及び防災管理講習を行う。

(2) 地域集団防火

火災による災害の防止を図るために、地域の防災組織を通じて自主防火推進、地域集団防火の徹底等育成指導を強化する。

(3) 予防査察の強化

特定防火対象物をはじめ、一般建築物に至るまで、あらゆる防火対象物の実態を把握して、予防査察を強化し、火災発生危険の排除に努める。

ア 定期査察

危険物施設及び防火対象物の査察を定期的に行う。

イ 防火診断

一定区域を指定し、一般家庭を対象にして、火災予防思想の普及及び火災発生危険の排除に努める。

ウ 特別査察

防火対象物を地域的、季節的又は社会的事情等により、用途を限定し、その都度特別に査察を行う。

エ 警戒査察

火災警報発令時又は災害発生の危険性を認めるときに実施して災害防止に努める。

(4) 予防広報

消防団、自主防災組織、報道機関等と緊密な連携の下に、本章第1節防災知識普及計画により予防広報の実効を図る。

(5) 特異災害及び焼死事故の防止

都市の過密化、建築物の規模拡大、施設の複雑化、危険物品の大量分布等により人命危険を伴う特異災害が発生していることに対処して、都市の防災化及び建築物施設の火災に対する安全性を確保する。

ア 防災地域の指定

都市計画により定められる防火地域等の指定について、状況により新しく指定する。

イ 火災危険区域の指定

建築物、道路及び水利状況を判断して、火災危険区域を指定する。

ウ 新市街地の計画

新市街地の造成が相次いでおり、次の対策をたてる。

- (ア) 消防水利の確保
- (イ) 建築物不燃化推進
- (ウ) 建築法令の徹底

エ 消防法令の周知徹底

旅館をはじめとして、多数の人々の利用する特殊対象物について、消防法令に定める基準を徹底し、利用者の安全を図る。

2 林野火災予防

林野火災の出火原因の大部分が人為的によるものである現状に対処するため、次の対策をたてる。

市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

(1) 出火防止対策

- ア 林野の所有者及び入山者に対し、標識の掲示等を通じて火災予防意識の普及徹底を図る。
- イ 火災警報発令時には、林野の所有者及び入山者に対し、火災予防の周知等必要な措置を講ずる。
- ウ 火入れにおいては、関係条例を遵守し、市は敦賀美方消防組合と緊密な連絡を保つよう指導し、火入れ拡大の防止を図る。

(2) 火災防ぎょ対策

人海戦術による防ぎょ対策のほか、林野火災防ぎょ資機材の近代化を図り、火災防ぎょの万全を期する。

(3) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備

関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備と備蓄を推進する。

ア 予防施設

林野火災発生の危険性にかんがみ、防火水槽、自然水利利用施設等を増強するとともに、ヘリポートの整備に努める。

イ 林野火災対策用資機材

関係機関は、空中消火資機材、小型動力ポンプ、送水装置、ジェットシューター、チェンソー等の消火作業用機器及び消火薬剤を整備及び備蓄する。

(4) 消防体制の整備

消防本部及び関係機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消

防体制を確立する。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。さらに、消防本部における相互応援協定等により広域的な消防体制を確立する。消防本部は、林野火災空中消火資機材の取扱いに習熟する。

3 文化財火災予防

指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、市、敦賀美方消防組合等は、協力して所有者、管理者等を指導、実施する。

(1) 防火施設の整備

- ア 消火設備、警報設備等を整備する。
- イ 避雷装置を設置する。
- ウ 消防用水の確保措置を講ずる。
- エ 消火活動を容易にするための侵入道路を確保する。
- オ 防火扉、防火帯、防火壁、防火扉等を設け、延焼防止の措置を講ずる。

(2) 自主防火体制の整備

- ア 防火管理体制を整備し、管理の万全を図る。
- イ 環境の整理及び整頓を図り、火気の発見を容易にする。
- ウ 火気の使用を制限し、又は禁止させる。
- エ 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
- オ 火災警戒時は、定時巡視を厳重に実施する。
- カ 自衛消防組織を結成し、計画的な訓練を実施する。

<資料編>

- 資料 6-1 敦賀美方消防組合の組織機構
- 資料 6-2 消防団の状況
- 資料 6-5 消防車両配置状況
- 資料 6-6 救助用器具保有状況
- 資料 6-7 消防水利の状況
- 資料 6-8 化学消火薬剤備蓄状況
- 資料 6-9 消防相互応援協定等の状況
- 資料 14-3 福井県広域消防相互応援協定

第11節 水害予防計画

実施担当	建設部、関係各部
------	----------

第1 計画の方針

市は、台風、集中豪雨等による水害の防止を図る。

第2 防災体制の強化

市その他関係機関は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

第3 治水事業の推進

台風、集中豪雨等による洪水の防止を図るため、水系一貫した治水整備計画を充実し、河川改良及び河川維持修繕事業の実施を推進するとともに、長期的かつ計画的な都市河川対策を推進する。

1 河川改良事業

河川の本川については、狭部の拡幅、堆積土砂の堀削、しゅんせつ、護岸、水制等の施工、河積の拡大及び河道の安定を図る。

2 河川維持修繕事業

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常が認められたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、護岸、しゅんせつ、水制及び根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

第4 水防資器材等の備蓄

1 備蓄

水防活動に必要な資材、器材等の備蓄を図る。

2 点検

観測施設、備蓄資器材等について平素から計画的な点検を行い、改善補充等機能の維持に努める。

第5 河川等の管理強化

河川等の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作に当たっては、下流地域における異常出水の防止に十分配慮して行う。

第6 警戒避難体制の整備

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

また、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、県から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

市は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、避難指示等の具体的な発令基準並びに具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市に対し、これらの基準及び範囲、対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

市は、近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、町、ライフライン事業者及び鉄道事業者等と連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

市は、県による浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、浸水想定区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えるよう努めるものとする。

第7 洪水ハザードマップ等の作成及び普及啓発

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料について図面表示等を含む形で取りまとめた洪水ハザードマップ等や風水害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等への配布や講習会を実施するほか、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の作成について周知を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

さらに、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

第8 地下空間の浸水対策

- 1 市は、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を促進するため、施設の具体的事例等、必要な情報を地下空間の管理者等に提供するように努める。

また、市は、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

- 2 地下街等の所有者又は管理者の責務

浸水想定区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、自衛防災組織を設置するとともに、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

第9 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

浸水想定区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等については、市長に報告するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第10 大規模工場等の所有者又は管理者の責務

地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自営防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第11 親水施設利用者の安全確保

河川、ため池等の管理者は、親水施設の管理者と連携して、施設の安全性及び利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

第12 アンダーパス部等の冠水対策

- 1 道路管理者は、アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。
- 2 道路管理者は、アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないように措置する。

第13 水防と河川管理等の連携

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県及び市町が組織する「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会」、「福井県管理河川減災対策協議会」、「九頭竜川流域治水協議会」、「北川流域治水協議会」、「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

<資料編>

資料 3 - 3 河川の状況

資料 4 - 1 重要水防区域一覧

資料 4 - 9 農業用ため池一覧

資料 6 - 1 0 水閘門管理者一覧

資料 6 - 1 1 水防資器材備蓄一覧

第12節 風害予防計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は、防風施設の整備等によりその効果を期すとともに、台風、竜巻、突風等に対する災害予防については、予想し得る気象状況を早期に把握して、風害の防止を図る。

第2 竜巻等の突風に関する知識の普及啓発

市は、竜巻及び突風災害等のメカニズムと過去の被害の実績を広く広報し、市民への啓発に努める。

- 1 竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所に留まるケースが多いため、安全な場所への誘導を図る。
- 2 建物の最下階（2階よりも1階）、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所へ避難するよう周知を図る。
- 3 プレハブ等の強度が不足する建築物より、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物への誘導を図る。

第3 倒木対策

街路樹や公園等の樹木について、風による倒木の防止や倒木による二次災害を防止するための倒木の除去など、必要な対策をあらかじめ講じる。

第4 仮設建築物及び工作物等の倒壊防止の啓発

工事等における仮設建築物やビニールハウス、テント等の工作物の飛散及び倒壊を防止するための啓発に努める。

第5 屋外広告物及び道路占用物件対策

屋外広告物や道路占用物件の倒壊、落下又は飛散等により、人又は建物等に被害を与え、又は被害を拡大させると予想される場合は、その実態把握に努め、物件の設置者、又は管理者に対し、必要な防止措置を講じるよう指導する。

第6 防災関係機関との連絡体制の整備

市その他の関係機関は、情報の収集及び連絡手段の確保を図るため、情報の収集機能の充実、情報連絡手段の整備などに努める。

第7 災害応急体制の整備

市その他の関係機関は、竜巻及び突風等が襲来した場合に備え、避難誘導活動を行う体制を整える。

第13節 高波等災害予防計画

実施担当	産業経済部
------	-------

第1 計画の方針

市は、海水による侵食又は冬期波浪、高潮等から海岸地帯を保護し、災害を予防する。

第2 漁港の保全

市域に所在する漁港の区域については、次のとおり漁港の維持及び保全上必要な工事を施工し、また施工を計画する。

1 漁港施設整備

漁港を整備強化するため防波堤、物揚場等の局部改良工事の実施及び計画の推進を行う。

2 漁港高潮・波浪対策

漁港区域内の高潮・波浪防止対策として、護岸及び防波堤施工による保全工事の推進を行う。

第3 海岸の保全

1 保全施設の整備

高波、波浪による被害から沿岸一帯を守るため、海岸保全施設整備事業の促進を図る。

2 農作物の潮害防止

(1) 適当な品種の組合せによる熟期の分散

(2) 深水、灌水、掛流しの実施

(3) 中耕の実施、石灰の使用

第4 警戒避難体制の整備

高潮、波浪等に備え、あらかじめ危険が予想される地区住民に対して、情報伝達、避難、海面監視等の体制を関係機関と整備し、適宜避難訓練等を行い、万全を期する。この場合において、観光客等の短期滞在者に対する応急も考慮する。

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮特別警報や高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

<資料編>

資料 4 - 2 海岸保全区域一覽

第14節 土砂災害予防計画

実施担当	建設部、関係各部
------	----------

第1 計画の方針

市は、台風、集中豪雨等に伴う山地崩壊、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害を防止するため、危険地区等の実態を把握し、警戒避難体制の確立など必要な施策を講ずる。

第2 治山、治水対策

台風、集中豪雨等に伴う山地崩壊等から市民の生命及び財産を守るため、危険箇所の周知及び防災工事の推進を図るとともに、警戒避難体制を整備する。

1 危険箇所の周知

山地災害危険地区や砂防指定地、土砂災害警戒区域など、危険箇所を市民に周知する。

2 警戒避難体制の整備

- (1) 危険区域における警戒避難体制を確立する。
- (2) 関係機関と連携し、総点検及びパトロールを定期的実施する。

3 治山、治水対策工事の要望、実施

- (1) 山腹工事及び排水工事等の実施を県に要望する。
- (2) 落石、なだれ防止柵の設置等安全対策を実施する。

第3 急傾斜地対策

台風、集中豪雨等に伴う急傾斜地の崩壊から市民の生命及び財産を守るため、危険箇所調査結果等に基づき危険区域の指定及び防災工事を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

1 急傾斜地崩壊危険区域等の周知

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況や土砂災害警戒区域等について市民に周知する。

2 警戒避難体制の整備

- (1) 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制を確立する。
- (2) 関係機関と連携し、土砂災害警戒区域等に対するパトロールを定期的実施する。

3 急傾斜地崩壊対策工事への協力

第4 地すべり対策

台風、集中豪雨等に伴う地すべり災害を防止し、危険箇所の住民の生命及び財産を守るため、地すべり危険箇所調査結果等に基づき防止区域の指定を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

1 地すべり防止区域等の周知

地すべり防止区域の指定状況や土砂災害警戒区域等について市民に周知する。

2 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制を確立する。

(2) 関係機関と連携し、土砂災害警戒区域等に対するパトロールを定期的実施する。

3 地すべり防止工事への協力

第5 警戒避難体制の整備

市は、避難指示の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める、

1 危険区域等

危険区域等については、関係機関が協力して現場調査などの必要な措置をとり、危険箇所を確認した場合には、状況により通行禁止など必要な措置をとる。

2 土砂災害警戒区域

市は土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒体制について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

3 避難指示等の発令基準の設定

市は、関係機関と協議し、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害

警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

県及び福井地方気象台は、土砂災害警戒情報等の防災気象情報が、避難指示等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

4 土砂災害ハザードマップ等の作成

市は、土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を分かりやすく作成して、住民等に配布する。

第6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成又は変更し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成又は変更した計画について市長に報告するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

<資料編>

資料3-5 森林の状況

資料3-6 保安林の状況

資料3-7 土採取規制区域

資料4-3 山地災害危険地区一覧

資料4-4 砂防指定地一覧

資料4-5 急傾斜地崩壊危険区域一覧

資料4-6 地すべり防止区域一覧

資料4-8 土砂災害警戒区域一覧

第15節 農業災害予防計画

実施担当	産業経済部
------	-------

第1 計画の方針

市は、風水害等の災害による農地、農作物の被害の防止を図る。

第2 農地保全事業の推進

農業用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止するため、県と緊密に連携をとり、湛水防除、用排水施設整備、土砂崩壊防止事業等を推進し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

1 湛水防除事業

流域の開発等環境の変化により湛水の被害のおそれのある地域において、これを防止するため、排水機、樋門、排水路等の新設、改修を図る。

2 用排水施設整備事業

自然的社会的環境の変化に伴い、効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、排水機、樋門、用排水路等の新設、改修を図る。

3 土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設、改修を図る。

第3 防災営農対策の推進

風水害及び雪害等による農作物等の被害（病虫害を含む。）の減少を図るため関係機関と連携を密にし、防災営農指導体制の確立並びに防災営農技術の確立及び普及を図るとともに、農業保険（農業共済、収入保険）の加入を促進する。

第16節 雪害予防計画

実施担当	関係各部、関係各機関
------	------------

第1 計画の方針

市は、降積雪による災害を防止し、軽減し、市民生活の安定と産業経済活動の維持を図る。

第2 平時の対策

市及び関係各機関は、平素から積雪に対処するため、次の事項について耐雪強化を図る。

1 道路、鉄道の耐雪強化

(1) なだれ防止柵、防止林等の整備

道路及び鉄道の管理者は、なだれ発生危険箇所を事前に把握するとともに、必要ななだれ防止設備等の整備に努める。

(2) 道路の拡幅、消融雪施設の整備

道路管理者は、機械力による除雪を効率的に行い、幅員を持つ道路を整備するとともに、消雪パイプや流雪溝等の消融雪装置の整備に努める。

2 電力、通信施設の耐雪強化

(1) 電力施設

電力事業者は、雪害による停電事故等を最小限に止めるため、発電及び送配電施設の耐雪強化を行う。

(2) 電気通信施設

NTT西日本(株)福井支店は、雪害により通信が途絶しないよう、電気通信施設の信頼性向上及び通信途絶防止等を図る。

第3 降積雪期前対策

降積雪期を前に、次の事項について関係各機関と相互に連絡調整を行い、総合的かつ計画的な雪害対策の推進を図る。

1 交通施設の確保

(1) 国道、県道及び主要幹線市道相互間の除雪計画の調整

(2) 民間(町内会等)及び官公庁、事業所等による除雪協力体制の推進

(3) 民間除雪機械等の協力確保

(4) 鉄道除雪協力体制の確立

(5) 除雪機械の整備と要員体制の確立

(6) 道路附属構造物(交通安全施設等)及び防火施設(消火栓、防火水槽等)保護の

ための標識の設置

- (7) 消雪パイプ等の整備
- (8) 交通規制区域の徹底

2 消防対策

- (1) 消防機械器具の保全整備
- (2) 消防水利標柱の設置
- (3) 自主防災組織の協力確保
- (4) 出火防止広報の周知徹底

3 なだれ危険箇所対策

- (1) 危険箇所の実態把握、整備
- (2) 警戒、避難体制の整備
- (3) 交通規制とその周知徹底

4 孤立地区対策

- (1) 孤立予想地区の実態把握
- (2) 地域住民に対する医療措置
- (3) 通信、連絡方法の周知徹底
- (4) 緊急時における連絡、救援活動体制の推進

5 食料及び物資の確保

- (1) 主食の確保
- (2) 生鮮食料品等の流通確保
- (3) 応急対策用物資の確保
- (4) 燃料の流通確保
- (5) 降雪前のマイカー満タン給油、灯油の買置き、食料備蓄についての周知徹底

6 医療及び公衆衛生対策

- (1) 交通途絶地域での急患者の救援活動体制の確立
- (2) 医薬品の備蓄、緊急輸送体制の確立
- (3) し尿等汚物の降雪前の収集、処理及びゴミの出し方についての周知徹底

7 文教対策

- (1) 通園通学路の除雪計画のほか、その周辺の危険箇所の表示
- (2) 学校及び社会教育施設、体育施設等の建物保全のための雪おろし体制の確立（P

TA等民間の協力を含む。)

(3) 学校給食用燃料、生鮮食料品等の確保

8 ひとり暮らし高齢者等対策

(1) 屋根雪おろし計画

(2) 通信連絡方法の徹底と緊急時における救援体制の確立

9 その他の対策

(1) 屋根雪おろしの基準の周知

(2) 通信情報の収集、伝達網の確保

(3) 中小企業に対する雪害金融措置

(4) 農作物の越冬対策等の推進

第4 情報伝達システムの整備

降積雪時における交通情報を的確に提供するため、必要な情報が集まるよう情報収集伝達システム化を図る。

第5 「雪に強いまちづくり」の推進

豪雪時における都市機能の確保を図るため、雪を考慮した体系的な街路の整備を推進するとともに、耐雪住宅の建設推進、公園等の公共オープンスペースの有効利用、融雪工、流雪溝の計画的整備を図る。

また、市は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

<資料編>

資料4-7 雪崩危険箇所一覧

資料8-24 防災ヘリコプター緊急運航要請書

資料11-2 市及び民間協力保有除雪車一覧

資料11-7 雪捨場一覧

第17節 建築物災害予防計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は、災害に対する建築物の安全性を高めることにより、災害時の被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の安全性を強化することにより、災害時の災害対策の円滑な実施を図る。

第2 公共建築物

1 防災上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。

市は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物」（以下、「重要施設」という。）として各施設の安全性の確保に努める。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

- (1) 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等。
- (2) 災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先施設等。

2 重要施設の安全性強化

(1) 既設建築物の安全点検の実施

重要施設に指定された施設等について計画的に安全点検を実施する。

(2) 既設建築物の改修の推進

安全点検の実施により補強が必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次、改修を実施する。

(3) 新設建築物の耐火構造化、地盤調査の実施

設計基準による建築を徹底する。

第3 一般建築物

市は、災害時における個々の建築物の安全性を高めるため、次の対策を講ずる。

1 既存建築物の安全性の向上

一般市民向けのパンフレットを活用し、安全点検、改修必要性等について普及啓発を図る。

2 木造住宅の安全性向上の推進

木造住宅に関する自己点検を推進するため、パンフレット等を配布するほか、住まいの情報展等で各種展示や安全点検、補強方法等の相談を行う窓口を開設するなど、安全性向上に関する知識の普及啓発を行う。

第4 その他の構造物

1 ブロック塀の倒壊防止対策

(1) ブロック塀築造に対する指導強化

ブロック塀を新設又は改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(2) ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、勧告等を行う。

(3) 市民に対する知識の普及

市民に対し、ブロック塀の安全点検及び安全性の確保について広報紙等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

2 落下物対策

定期的の実態調査を実施し、危険性のある看板等について撤去、改修等の指導を行う。

3 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内に設置されている家具等の災害時における転倒、移動による被害を防止するため、その適正な対策、転倒防止方法等についてわかりやすいパンフレットを市民に配布し、普及啓発を図るとともに、適切な指導助言等を行うなど、家具等の安全性の確保を図る。

4 アーケードの安全対策

定期的の実態調査を実施し、腐食、破損等の著しい箇所は改修等の指導を行う。

5 がけ地近接住宅の安全対策

市又は県は、必要に応じて建築基準法第39条に基づく「災害危険区域」を指定するほか、がけ地付近における住宅等の建築制限の実施及び既存住宅の移転等を推進する。

6 空き家対策

市は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第5 防災集団移転推進事業及びがけ地近接危険住宅移転事業

1 防災集団移転推進事業

豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定により指定された区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を推進する。

2 がけ地近接危険住宅移転事業

がけ地の崩壊、土石流等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を推進する。

第18節 交通施設災害予防計画

実施担当	建設部、産業経済部、まちづくり観光部、西日本旅客鉄道㈱、港湾管理者
------	-----------------------------------

第1 計画の方針

鉄道、道路、港湾、及び航空施設の災害予防のための計画である。

第2 道路施設

国土交通省近畿地方整備局、高速道路会社、県、市など道路管理者（以下「道路管理者」という。）は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図る。

1 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、法面等危険箇所について調査・点検を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

(1) 道路法面、盛土欠落危険地調査の実施

道路隣接法面の路面への崩落及び路体の崩壊が予想される箇所の調査を実施する。

(2) 道路の防災補修工事

道路の防災補修工事が必要な箇所について、その対策工事を行う。

2 橋りょうの整備

災害時における橋りょう機能の確保を図るため、橋りょうの安全点検調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

3 横断歩道橋の整備

災害時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、歩道橋について、安全点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

4 隧道、アンダーパス等の整備

災害時における隧道及びアンダーパス等の交通機能の確保のため、安全点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

5 道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。
事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要の人員、

資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。

第3 鉄道施設

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化を推進するとともに、応急復旧体制の整備を図る。

1 施設、設備の防災構造化

- (1) 風水害による浸水又は盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土や法面改良を実施する。
- (2) 耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、橋りょう等について要注意構造物を解消するよう努める。
- (3) 列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

2 列車防護装置の整備

- (1) 災害発生時の列車安全運転確保のため、感震器の設置を推進する。
- (2) 列車無線を整備する。
- (3) 線路保守上、特に危険性のある箇所又は工事中等で一般路線に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

3 防災関連資機材の整備及び点検

クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等を整備、点検するとともに、重機械類については、民間企業から緊急に協力が得られるようあらかじめ体制を整える。

4 避難誘導及び応急復旧体制の整備

異常事態発生時に旅客の避難誘導を円滑に行うとともに、鉄道施設の応急復旧体制を整備する。

第4 港湾（漁港）施設

災害時の、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送にあてるとともに、被災した港湾施設等が復旧するまでの間、最小限の港湾施設等の機能を保持するため、港湾施設等の防災構造化を推進する。

港湾及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送又は地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、災害時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

1 港湾施設

県は、大型泊地の整備、航路の拡幅、増深を図るとともに、耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。また、台風、高潮災害による被害を防止するため、防災施設の整備、拡充を図る。

2 漁港施設

県及び市は、荷捌き時や荒天時における漁船の避難等による漁船の交錯を解消するため、静穏な泊地及び漁船のけい留施設を整備する。

<資料編>

資料 3-2 道路の状況

資料 3-8 耐震岸壁一覧

第19節 上下水道施設災害予防計画

実施担当	市民生活部、水道部
------	-----------

第1 計画の方針

上水道、下水道施設の災害予防のための計画である。

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより、発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。

さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

第2 上水道施設

災害による水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備、増強及び給水体制の整備を図る。

1 施設の整備

水道整備事業及び配水管整備事業等の実施について水道施設設計指針及び水道施設耐震工法指針等により施設の耐震化を図るとともに、バイパス配管を設置することにより災害時に対応する。

2 応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤や応急復旧用資機材の供給可能な体制づくりに努める。

3 応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第3 下水道施設

急速に進む市街地の進行に対応して、災害による下水道施設の被害を最小限に止め、浸水災害等の被害を防止し、生活環境の整備及び公共用水域への水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強を図る。

1 管渠等の災害予防対策

- (1) 集中豪雨等の災害に対処するため、常時管渠の流通状況を点検把握し、堆積物の除去及び損傷箇所の補修を行い、下水の流通が阻害されないように努める。
- (2) 都市下水路の樋門の維持管理及び開閉等については、関係機関との連絡協議を密

にして、災害の予防軽減に遺漏のないように図る。

2 ポンプ施設等の災害予防対策

- (1) ポンプ施設等は、常時機能が最大限発揮できる状態に維持管理を行うとともに、現有能力を正確に把握してその保全に万全を期する。
- (2) 停電時における動力源の常時確保に努める。

3 施設の整備

下水道施設の整備推進は、浸・湛水等による災害予防と軽減にとって不可欠であるため、未整備地域の整備推進を図る。

4 代替施設設備の整備

下水施設に支障をきたした場合に備え、仮設トイレの備蓄と調達供給体制の確立を図る。

5 応急復旧体制の整備

災害により被災した下水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

<資料編>

- 資料 7-1 水道施設の状況
- 資料 7-2 上水道配水区域の状況
- 資料 7-3 プール設置状況
- 資料 7-4 応急給水機器保有状況（上水道課）
- 資料 7-5 敦賀市管工事協同組合緊急連絡体制
- 資料 7-6 応急復旧体制の概要（上水道課）
- 資料 7-7 災害復旧作業のフローチャート（上水道課）
- 資料 7-8 緊急飲料タンク一覧
- 資料 7-9 下水道事業の状況
- 資料 7-10 敦賀市公共下水道事業下水道施設の概要
- 資料 7-11 地震災害復旧作業フローチャート（下水道課）

第20節 通信施設、放送施設災害予防計画

実施担当	N T T西日本（株）福井支店、各放送事業者
------	------------------------

第1 計画の方針

電気通信施設及び放送施設の災害予防を行う。

第2 電気通信施設

N T T西日本（株）は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

1 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い万全を期する。

- (1) 豪雨、洪水又は津波のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の防水構造化
- (2) 暴風、豪雪のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐風、耐雪構造化
- (3) 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- (4) 重要回線の2ルート化

2 災害対策機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器を配備する。

- (1) 各種無線機器
- (2) 移動電源車、発電発動機
- (3) 非常用移動電話局装置
- (4) 応急復旧用ケーブル

3 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- (1) 回線切替措置計画
- (2) 災害対策用電話回線作成計画
- (3) 各種無線機及び予備電源の運用計画

第3 放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送（株）、福井テレビジョン放送（株）、福井エフエム放送（株）、（株）嶺南ケーブルネットワーク及び敦賀FM放送（株）は、非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備について予防措置を講ずるとともに、災害報道体制を整備する。

- 1 放送整備の耐震対策を強化する。
- 2 非常用資機材及び消耗品等を定量常備する。
- 3 放送設備等の整備、点検
災害警戒時には、次の設備について整備、点検を行う。
 - (1) 電源設備
 - (2) 給排水設備
 - (3) 中継、連絡設備
 - (4) 放送設備、空中線関係設備

<資料編>

資料8-17 防災放送取扱要領

第21節 電力施設、ガス施設災害予防計画

実施担当	北陸電力（株）敦賀営業所、各発電所、敦賀ガス（株）他
------	----------------------------

第1 計画の方針

電力事業者は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図る。また、電力施設の耐震性の強化を図る。

ガス事業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図る。

第2 電力施設

1 風水害、地震対策

(1) 発電設備及び変電設備

施設、付属設備及びその防護施設について点検、設備を行うとともに、非常用電源を整備する。

(2) 送配電設備

- ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。
- イ 土砂採集等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。
- ウ 橋りょう及び建物取付部における耐震性の強化を図る。
- エ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

2 落雷対策

変電設備に耐雷遮へい及び避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。

送配電設備については、架空地線及び避雷器を設置して雷害対策を強化する。

3 雪害対策

送配電設備について支持物及び電線を強化するとともに、危険樹木の伐採等による予防対策を講ずる。

4 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源及び予備電源の確保及び移動無線応援体制の整備等を図る。

5 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

6 災害対策用資機材の整備及び輸送体制の確保

(1) 資機材の整備

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておく。

(2) 本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておく。

第3 ガス施設

1 製造設備及び供給設備の充実並びに維持管理

ガス発生設備、石油類貯蔵槽及びガスホルダー等について耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備及び保安電力設備等の拡充に努める。

これらの設備については、保安規定に定めるところにより、定期的に点検、検査、見回りを実施する。

2 導管及び付属設備の整備

導管、整圧器及びバルブ等の付属施設については、保安規定に定めた方法で設置するとともに、導管については、耐震性を考慮したものを使用する。また、これらの設備については、保安規定に定めるところにより、定期的に点検、検査、見回りを実施する。

3 災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、移動無線系による通信体制を強化するとともに、導管材料等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

4 防災関係機関との相互協力体制の確保

市街地においてガス漏れによる爆発事故が発生した場合に、迅速、的確に対処できるよう、あらかじめ関係機関と協議しておく。

<資料編>

資料5-3 LPガス販売業者一覧

第22節 危険物等災害予防計画

実施担当	消防部、敦賀海上保安部
------	-------------

第1 計画の方針

市は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の災害予防を図る。

第2 危険物保安対策

消防法に定める危険物は、その貯蔵及び取扱上の不備が直ちに災害の原因となるとともに、他の原因による災害発生時には、これを拡大する主要な原因となることから、危険物施設の立入検査、従事者に対する取扱の指導及び訓練又は災害時における緊急措置の徹底を図り、災害の防止に万全を期する。

1 危険物施設の立入検査

消防法に定める危険物は、液体又は固体であり、それ自身が発火又は引火しやすい危険性を有している物質で、いずれも火災の発生及び拡大の危険性が大きく、かつ、消火困難な物品が多い。これらの危険物に起因する災害の発生を未然に防止するため、危険物施設の立入検査を実施し、保安規制の徹底を図る。

(1) 立入検査の主眼

- ア 危険物施設の位置及び構造並びに施設の維持管理に関する検査の強化
- イ 危険物の運搬、積載等の方法について検査の強化
- ウ 危険物施設の管理者及び危険物保安監督者の指導強化
- エ 危険物の貯蔵、取扱い等についての指導
- オ 危険物施設周辺の環境についての指導
- カ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全装置の指導

(2) 予防措置

危険物は、その種類により性質が異なり、予防措置及び災害防止措置もおおのずと異なっているので、危険物災害の状況を十分把握して対処し、危険区域を設定して、人畜被害の防止に努めるとともに、二次災害の誘発防止に万全を期する。

2 自主保安体制の確立

危険物施設のうち一定の規模をもつ施設又は事業所等においては、自主保安体制の強化を図るため、自衛消防組織及び施設の維持管理、危険物保安要員の設置等施設の災害防止のため、事業所等内予防規程の作成等各種の義務が課せられており、これらの施設については、より効果的な保安体制が確立されるよう指導するとともに、この規制を受けていない事業所等については、監督を強化して保安体制が充実されるよう指導する。

3 科学消防力の整備

- (1) 消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図り、科学消防力の強化を推進する。
- (2) 危険物施設の所有者及び管理者は、危険物災害の拡大を防止するため、必要な資機材及び化学消火薬剤の整備及び備蓄を推進するとともに、災害時の体制の整備を図る。

4 保安教育の実施

危険物施設の管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、関係機関と連携して、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

第3 高圧ガス、火薬類及び毒物劇物の保安対策

高圧ガス、火薬類及び毒物劇物の保安対策については、県の指導取り締まりによるが、法定事項の厳守、自主保安体制の確立、従業員の教育、防災訓練、自衛消防隊の設置、化学消火薬剤の備蓄、事故災害時の連絡体制等について徹底普及を図る。

第4 危険物等の輸送対策

危険物、高圧ガス、火薬、毒劇物を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送途上における災害発生の未然防止を図る。

- 1 危険物輸送に当たっては、積込み、積み卸し作業の監視体制を整備するとともに、輸送過程における安全措置に万全を期する。
- 2 危険物輸送に従事する者に対し、防災知識の普及教育と災害発生時における応急対策訓練の徹底を図る。

第5 危険物積載船舶等の保安予防対策

- 1 敦賀海上保安部は、危険物を積載した船舶に対し、港則法等に基づき次の予防措置を講ずる。
 - (1) 危険物専用岸壁及び危険物等積載船舶に立ち入り、事故防止について指導する。
 - (2) 石油類の流出事故に備え、タンカー及び各油槽所等に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。
- 2 危険物を積載した船舶、鉄道等の保安防災対策については、各関係法令に基づき、災害を防止し、安全の確保を図るための措置を講ずる。

<資料編>

資料 5 - 1 敦賀市危険物施設数一覧

資料 5 - 2 石油類販売業者一覧

資料 5 - 3 L P ガス販売業者一覧

資料 5 - 4 火薬庫の状況

資料 5 - 5 毒物劇物営業者等の状況

第23節 広域的相互応援体制整備計画

実施担当	市民生活部、消防部
------	-----------

第1 計画の方針

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が予想され、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整える。

第2 県内広域相互応援体制

1 福井県・市町災害時相互応援協定

市独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、他の市町に要請する災害応急対策を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害相互応援協定」に基づき密接な連携体制を整備する。

2 福井県広域消防相互応援協定

県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第3 県外市町村広域相互応援体制

市域を越えた広域的防災体制を確立するため、各務原市（岐阜県）、向日市（京都府）、水戸市（茨城県）等と締結した相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

高島市消防本部及び湖北地域消防組合と連結した消防相互応援協定に基づき密接な消防連携体制を図る。

第4 災害応援協定の締結

市は、災害対策・復旧対策を円滑に実施するために、他の地方公共団体等の関係機関や民間団体等との応援協定の締結を推進し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるとする。特に、市及び県においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地域防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、平時から密接な連携体制を整備する。

第5 協定締結機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡

方法、窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

<資料編>

資料 6－9 消防相互応援協定等の状況

資料 1 4－1 災害時応援協定締結一覧

資料 1 4－2 福井県・市町災害時相互応援協定

資料 1 4－3 福井県広域消防相互応援協定

資料 1 4－4 敦賀市と各務原市との間における災害時相互応援協定

資料 1 4－5 災害時における相互援助協定（敦賀市・向日市）

資料 1 4－6 災害時等における協力に関する協定（敦賀市・敦賀市内の郵便局）

資料 1 4－7 茨城県水戸市と福井県敦賀市との間における災害時相互応援協定

資料 1 4－8 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

資料 1 4－1 0 災害時等の応援に関する申し合わせ（敦賀市・国土交通省近畿地方整備局）

第24節 交通輸送体系整備計画

実施担当	総務部、建設部、敦賀警察署、敦賀海上保安部 他
------	-------------------------

第1 計画の方針

市は、災害発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系を整備する。

第2 緊急輸送路

市は、福井県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（事務局：国、県）で策定した緊急輸送道路と連携を保つことを基本に、次の各施設と前述の緊急輸送道路を結ぶ路線を緊急輸送路とし、敦賀市建築物耐震改修促進計画に位置づけられた路線について指定を行う。

- 1 市役所、消防署、警察署、医療機関等の主要防災活動施設
- 2 避難所、防災備蓄倉庫等
- 3 物資集積場所、ヘリポート等

第3 交通規制計画

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する。

また、災害発生後、隣接・近接各府県警察との相互協力により実施する交通規制について習熟を図るとともに、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

さらに、交通総量削減のための広報、協力要請や運転者に対する啓発活動の強化を図る。

また、「緊急通行車両の確認等の手続き等」に基づき、緊急通行車両及び規制除外車両に対し、災害対策基本法施行規則第6条の2の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。なお、同規程に基づき、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

第4 効率的な緊急輸送のための措置

効率的な緊急輸送を実施するため警察と協議のうえ、ステッカー、通行禁止等の看板を事前に整備する。

道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらか

じめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。

また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

第5 公共交通機関による輸送の確保対策

災害発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、県、市等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受け入れの際に地理、交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第6 海上輸送

災害時の緊急海上輸送に備え、県及び敦賀海上保安部、漁協等の関係機関、団体等と協議のうえ、公共埠頭、漁港の位置や運行方法等について定める。

第7 航空輸送（緊急ヘリポートの確保）

救出救助、患者搬送等の活動に機動的に対応できる県防災ヘリコプター等を有効に活用するため、医療機関、避難所等との連携を考慮し、ヘリコプター緊急離着陸場を指定し、必要に応じて増設する。

<資料編>

- 資料 1 1 - 1 敦賀市役所車両保有台数一覧
- 資料 1 1 - 3 ヘリコプター緊急離着陸場一覧
- 資料 1 1 - 4 陸上輸送業者一覧
- 資料 1 1 - 5 海上輸送業者一覧
- 資料 1 1 - 6 乗船施設一覧
- 資料 1 1 - 8 緊急輸送道路等位置図
- 資料 1 1 - 9 中心部緊急輸送道路等位置図

第25節 緊急事態管理体制整備計画

実施担当	市民生活部、関係各部
------	------------

第1 計画の方針

市は、災害対策活動を円滑に実施するためには緊急事態に対する備えが重要であることから、階層的防災生活圏構想の趣旨を踏まえつつ、機能的な活動体制の整備を図る。

第2 階層的防災生活圏構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、町内会、地区、市、広域ブロック、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。

[防災生活圏の階層ごとの役割]

階層	役割
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の基礎的単位 ・自主参集場所を設定 ・基本的な防災資機材等を備蓄
地区	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の中核的単位 ・避難所は、避難者への物資等の供給拠点の役割も果たし地区内の情報収集、提供の拠点となる。 ・防災資機材等を備蓄
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動の指令塔的単位 ・災害時における避難所に対する食糧、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄にあたる。 ・要配慮者に対するサービスの単位
広域圏	<ul style="list-style-type: none"> ・県内を福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4圏域に分けて設定 ・市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整にあたる。

[階層ごとの施設、設備]

階層	施設・設備
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の会館や社寺広場等を自主参集場所として設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地区	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校等を避難所として設定 ・地区公民館等を地域対策支部として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、生活必需品や防災資機材等を備蓄 ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備

市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能等を有する拠点施設（災害対策本部室）を整備 ・避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 ・敦賀市福祉総合センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備
広域圏	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災センターを整備 ・広域的に融通できるよう食糧、生活必需品等を備蓄
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、大規模地震等が発生した際、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に配送するための広域物流拠点（福井県産業会館、サンドーム福井、つるがきらめきみなと館）、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備

第3 町内防災活動体制の整備

1 市民、事業所等の防災活動

市民及び事業者は、平時から自主防災組織、自衛消防隊の設立及び活動活性化を図り、災害発生時には、情報収集、救出活動、初期消火、要配慮者の支援、安否確認等の活動及び支援を行う。

2 市及び地域防災連絡協議会の支援体制

市民や事業所等が災害時に効果的な活動を行うため、施設、機材の整備や人材の育成に努める。

- (1) 自主防災組織の設立、運営の補助
- (2) 防災資機材等の購入、防災訓練等の実施、防災資機材倉庫の設置等の助成
- (3) リーダー研修会、市民講習会の開催

第4 地区防災活動体制の整備

1 支部の設置と整備

- (1) 大規模災害時に職員参集や情報活動等を効率的に行うため、地区に支部を設置する。
- (2) 支部の機能強化のため、通信機器や防災資機材等の整備に努める。

2 避難所等の整備

- (1) 各小中学校等を避難所とし、施設の耐震化、非常用電源の確保、通信機器の整備、避難誘導標識等の整備を図る。また、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。
- (2) 主要避難所に食糧、生活物資の備蓄、防災井戸の設置を行う。
- (3) 拠点避難所には救護所を設置するなど、応急医療体制を強化する。

- (4) 小中学校等が避難所となるので教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受け入れ体制の整備として避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用、運営方法等を定める。

第5 市防災活動体制の整備

1 庁舎等拠点施設の安全化

- (1) 防災活動の中心となる庁舎については耐震化を進め、適切な管理を行う。
- (2) 食糧供給の拠点となる給食センターについては、非常用電源の整備を図る。
- (3) 災害時に医療拠点となる病院、診療所等の耐震化の実施、指導を行う。
- (4) 各拠点施設については、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

2 災害対策本部の充実強化

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

防災活動の中核となる災害対策本部室については、非常用電源の確保、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保等の通信機能の強化を図る。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

3 情報通信手段、経路の多様化

市は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、防災関係機関、民間企業、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災情報伝達システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、異常降雨による災害を未然に防止するため、河川流域情報システムの端末機の整備充実を図るとともに、水位及び降雨量観測のテレメーター化を推進する。

4 備蓄品の確保

- (1) 食糧、日用生活品等の備蓄倉庫の増設

- (2) 要配慮者に配慮した備蓄品の確保
- (3) 消防職員及び消防団員の非常食の確保

5 消防用資機材の整備

大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

6 応援体制の確保、強化

大規模災害では市単独で対処することが困難なことから、県、他の自治体、企業、各種団体等の応援協力を得るため、協定締結や密接な協力関係の構築を図る。

7 交通輸送体制の確保

消火、救出、医療等の防災活動を強力に実施するには広域的な応援体制が必要であり、そのための交通輸送体制の確保について積雪時にも配慮しながら施策を推進する。

8 災害応急基金の設置

災害初動時の応急対策に必要な資機材、物資等の迅速な確保を図るため、敦賀市災害応急基金を設置する。

9 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

10 業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期

的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第6 広域応援・受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。

県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

市及び県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

県は、国や市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村の応援や福井県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。

県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとし、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

市は、受援体制の整備に当たっては、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

<資料編>

資料2-1 自主防災会一覧

資料2-2 地区防災計画策定地区一覧

資料2-3 敦賀市自主防災会設立補助金交付要綱

資料2-4 敦賀市自主防災会運営費等補助金交付要綱

資料2-5 自主防災組織に係る防災資機材倉庫用地貸与要綱

資料2-6 ボランティア団体一覧

資料9-1 災害備蓄倉庫一覧

- 資料 9 - 2 災害備蓄品保有状況（危機管理対策課）
- 資料 1 3 - 1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧
- 資料 1 3 - 2 福祉避難所一覧
- 資料 1 3 - 4 地域拠点避難所一覧
- 資料 1 4 - 2 福井県・市町災害時相互応援協定
- 資料 1 4 - 4 敦賀市と各務原市との間における災害時相互応援協定
- 資料 1 4 - 5 災害時における相互援助協定（敦賀市・向日市）
- 資料 1 4 - 7 茨城県水戸市と福井県敦賀市との間における災害時相互応援協定
- 資料 1 4 - 1 1 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定（敦賀市・福井県公共
嘱託登記土地家屋調査士協会）
- 資料 1 4 - 1 2 災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関す
る協定（敦賀市・敦賀市介護サービス事業者連絡協議会）
- 資料 1 5 - 5 敦賀市災害対応基金条例
- 資料 1 6 - 1 地震防災緊急事業五箇年計画一覧

第26節 海上災害予防計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

平成9年1月2日に島根県沖の日本海で沈没したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」からの重油流出事故は、日本海沿岸各府県に多大の被害を与えた。

特に福井県においては、船首が流れ着いた三国町（現 坂井市）をはじめ、敦賀市など12市町村（当時）にわたり大量の重油が漂着した。

本市へは、同年1月17日、敦賀半島北端の白木、立石海岸、同19日に市北東部の東浦海岸一帯に漂着した。

市民、ボランティア、企業、漁業団体、自衛隊、市等官民一体となって回収した重油は、4,242kℓ、海岸での重油回収従事者の延人数は、21,283人に達した。

市は、重油流出事故の教訓を生かすとともに、タンカー等による重油等危険物の大量流出等による海洋及び海岸の汚染、火災、爆発等の発生又は船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難事故の発生による多数の被災者の発生を防止するため関係機関と協力し予防対策の推進を図る。

第2 準備体制の整備

1 情報収集、連絡

- (1) 国、県、航行船舶、民間企業、報道機関、漁業団体、住民等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。
- (2) 発災現場の情報収集に係る連絡要員をあらかじめ指定し、迅速かつ的確な情報収集、連絡にあたる。
- (3) 平時より災害関連情報等の収集、蓄積に努め、災害情報支援システムのデータベース化、ネットワーク化の推進に努める。

2 通信手段の確保

- (1) 災害時の緊急情報連絡を確保するため、地域防災行政無線を再整備し、交信不能エリアの解消を図る。
- (2) 専用回線による災害時非常電話及び衛星電話の整備を図る。
- (3) 被災現場の状況を携帯電話や防災行政無線電話により情報・画像を災害対策本部に送信できるよう平時よりその推進に努める。

3 情報伝達手段の確保

- (1) CATVによる防災放送設備を市及び消防庁舎にそれぞれ配備する。

- (2) 現在開設しているホームページ「防災情報ネットワーク」の活用を図れるように平時よりその充実に努める。
- (3) 災害時に住民に情報提供を行えるようコミュニティFMを活用する。

第3 災害応急体制の整備

1 職員の体制

- (1) 海上災害の規模に応じ、非常配備体制の整備を図る。
- (2) 定期的に訓練を実施し、活動手段、資機材の使用方法等の習熟、及び他の機関等との連携について徹底を図る。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時相互応援協定等を締結している都市との定期的な防災協議を行う。
- (2) 事故を想定し、敦賀海上保安部、県、敦賀警察署等関係機関との定期的な協議を行う。

3 資機材等の整備

- (1) 市及び消防本部は、応急措置に必要な救助用資機材の整備、充実に努める。
- (2) 捜索、救助・救急活動に必要な資機材、応急救護用品の整備、充実に努める。
- (3) 市及び消防本部は、海水、河川等を消防水利として活用するための施設、設備の整備を図る。

4 危険物等大量流出時における防除体制の整備

- (1) 市及び消防本部は、危険物等が大量に流出した場合に備え、防除活動及び避難誘導活動を行う体制について、あらかじめ定めておく。
- (2) 市は、オイルフェンス及び回収資機材の整備に努めるとともに、調達先をあらかじめ、リスト化しておく。
- (3) 市は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を常時把握し、必要に応じて応援を求められることができる体制を整備する。
- (4) 市、県及び各漁業協同組合は、職員を継続的に（独）海上災害防止センターが実施する海上防災研修に派遣し、人材の育成に努める。

<資料編>

資料2-6 ボランティア団体一覧

資料6-6 救助用器具保有状況

資料9-2 災害備蓄品保有状況（危機管理対策課）

第3章 災害応急対策計画

節	項	目
1	応急活動体制計画	
2	広域的応援対応計画	
3	自衛隊災害派遣要請計画	
4	ボランティア受入計画	
5	防災気象計画	
6	災害情報収集伝達計画	
7	通信運用伝達計画	
8	災害広報計画	
9	避難計画	
10	被災者救出計画	
11	要配慮者応急対策計画	
12	医療救護計画	
13	消防応急対策計画	
14	水防計画	
15	災害警備計画	
16	飲料水、食糧、生活必需品の供給計画	
17	緊急輸送計画	
18	交通施設応急対策計画	
19	上水道、下水道施設応急対策計画	
20	通信、放送施設応急対策計画	
21	電力、ガス施設応急対策計画	
22	危険物施設等応急対策計画	
23	住宅応急対策計画	
24	廃棄物処理計画	
25	防疫、食品衛生計画	
26	遺体の捜索、処置、埋葬計画	
27	教育再開計画	
28	災害救助法の適用に関する計画	
29	要員確保計画	
30	障害物の除去計画	
31	生業に必要な資金の貸与計画	
32	物価対策計画	
33	土砂災害応急対策計画	
34	雪害応急対策計画	
35	海上災害対策計画	
36	大規模事故対策計画	
37	流木対策計画	
38	風害応急対策計画	

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

実施担当	総務部、市民生活部、関係各部
------	----------------

第1 計画の方針

市域及び市域周辺に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、応急対策を行うため、次の組織を設置する。

- 1 災害対策連絡室
- 2 災害対策本部

第2 市の配備体制

1 配備体制の基準

職員の配備体制の基準は、次のとおりとする。

(1) 一般災害

組織	配備体制	配備時期	配備内容	配備人員
情報連絡室	注意配備	注意報の1以上が発表され、災害が発生するおそれがあるとき	関係課の職員による情報連絡活動が円滑に行い得る体制	
	警戒配備	警報の1以上が発表されたとき 小規模な災害が発生するおそれがあるとき	上記の配備を強化し、小規模の災害応急対策を実施するとともに、災害対策連絡室の設置に備える体制	
災害対策連絡室	第1配備	本市に記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき 小規模な災害が発生したとき 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき	関係部(班)の職員による情報連絡活動、避難対策及び相当規模災害応急対策を実施する体制とし、さらに第2配備体制に円滑に移行し得る体制	別表1区分による指定職員
災害対策本部	第2配備	局部的ではあるが、大規模な災害の発生するおそれがあるとき 相当規模の災害が発生したとき	各部(班)の必要人員をもってあたるもので事態の推移に従い、速やかに第3配備に切り替え得る体制	
		第3配備	全域にわたる大規模な災害の発生するおそれがあるとき 大規模な災害が発生したとき 特別警報が県内に発表されたとき その他市長が必要と認めたとき	本部の全力を挙げて防災活動を実施する体制

(2) 原油等危険物等の大量流出による海上災害

組織	配備体制	配備時期	配備内容	配備人員
情報連絡室	注意配備	若狭湾外の近海で原油等危険物が大量流出したとき	危機管理対策課 情報管理課 原子力安全対策課 農林水産振興課	2名 1名 1名 1名
災害対策連絡室	第1配備	原油等危険物が大量流出し若狭湾に流入したとき 原油等危険物が若狭湾で大量流出したとき	海上、陸上からの監視活動ができる体制とし、さらに第2配備体制に円滑に移行し得る体制	別表1区分による指定職員
災害対策本部	第2配備	原油等危険物が大量流出し潮流、風向等により敦賀湾に接近するおそれがあるとき	海上での防除活動が実施できる体制とし、さらに第3配備体制に円滑に移行し得る体制	
	第3配備	敦賀湾内で原油等危険物が大量流出したとき 原油等危険物が大量流出し敦賀湾沿岸一帯に漂着するおそれがあるとき 原油等危険物が大量流出し敦賀湾沿岸の一部に漂着したとき 原油等危険物の種類、性状等により市長が必要と認めたとき	本部の全力をあげて防除等応急対策活動を実施する体制	全職員

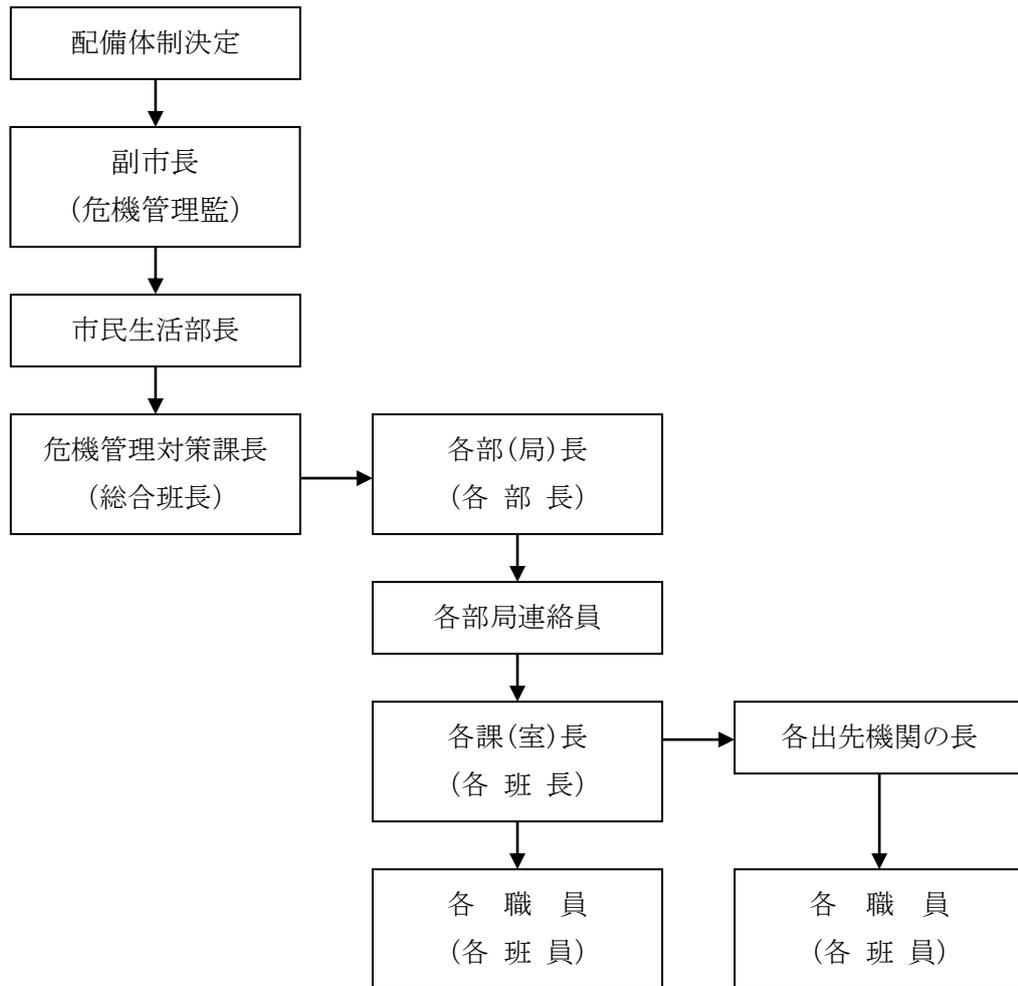
注：(1)、(2)において、会計年度任用職員等は、業務に応じて各部(班)の判断により調整することとする。

2 配備体制の決定

市域及び市域周辺で災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき、危機管理監は配備体制の基準に基づき、市長の指示に従い配備体制を決定する。

3 動員の伝達

配備体制の伝達は次のとおりとする。ただし、勤務時間中については、この系統によらず庁内放送等で伝達することができる。



注：消防職員については消防本部の方法による。

4 参集の方法

(1) 指定職員緊急参集

指定職員は、勤務時間外又は休日等において第1 配備又は第2 配備体制が決定されたときは、動員の伝達に基づき緊急参集する。

(2) 参集場所

ア 本庁職員は、原則、自己の所属課に参集する。また、本庁勤務以外の職員は、自己の勤務場所に参集する。

イ 別途指示があった職員は、指示された場所に参集する。

ウ ア、イに関わらず、災害の状況により参集場所に到達することが困難な場合は所属長の指示により、また指示を受けることができないときは自己の判断により、最寄りの避難所等に参集するものとする。

(3) 参集状況の報告

各課長は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各班長を通じて総合班へ報告する。

(4) 参集時の心構え

職員は、参集途中に被害状況を把握し、所属長に報告する。

また、参集途中に重大な被害を認めたときは、自己の判断で市民の救出を優先す

るが、この場合、所属や参集場所に連絡するよう努める。

第3 災害対策連絡室

1 設置

災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）は、次の場合、情報の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、市長の指示に従い危機管理監が設置する。

(1) 一般災害

- ア 本市に記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき
- イ 小規模な災害が発生したとき
- ウ 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき

(2) 海上災害

- ア 原油等の危険物が大量流出し若狭湾に流入したとき
- イ 原油等危険物が若狭湾で大量流出したとき

2 組織

- (1) 連絡室は、別表1の部局長及び別表1に掲げる第1配備の指定職員をもって構成する。
- (2) 連絡室長は、危機管理監とする。
- (3) 副連絡室長は、市民生活部長とする。
- (4) 危機管理監は、初動対策上必要な場合は、前項に規定する者のほか、関係職員を配置することができる。
- (5) 連絡室会議の構成員は、別表1の部局長とする。
- (6) 前号の部局長は、各部に連絡員を置き、会議に同席させることとする。
- (7) 連絡室の事務は危機管理対策課が行う。

3 所掌事務

災害対策本部の事務分掌に基づく業務を行う。

4 会議の開催

危機管理監は、必要に応じ会議を開催する。

5 廃止

危機管理監は、次の場合、市長の指示に従い連絡室を廃止する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき
- (2) 連絡室の必要がなくなると認められるとき

第4 災害対策本部

1 敦賀市災害対策本部の設置及び廃止基準

市長は、次の場合、敦賀市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、又は廃止する。

(1) 設置の時期

ア 一般災害

一般災害に伴う本部の設置基準は次のとおりとする。

(ア) 第2 配備

- ・局部的ではあるが、大規模な災害の発生するおそれがあるとき
- ・相当規模の災害が発生したとき

(イ) 第3 配備

- ・全域にわたる大規模な災害の発生するおそれがあるとき
- ・大規模な災害が発生したとき
- ・特別警報が県内に発表されたとき
- ・その他市長が必要と認めたとき

イ 海上災害

海上災害に伴う本部の設置基準は次のとおりとする。

(ア) 第2 配備

- ・原油等危険物が大量流出し潮流、風向等により敦賀湾に接近するおそれがあるとき

(イ) 第3 配備

- ・敦賀湾内で原油等危険物が大量流出したとき
- ・原油等危険物が大量流出し敦賀湾沿岸一帯に漂着するおそれがあるとき
- ・原油等危険物が大量流出し敦賀湾沿岸の一部に漂着したとき
- ・原油等危険物の種類、性状等により市長が必要と認めたとき

(2) 廃止の時期

災害応急対策がおおむね完了した場合、又は市域において災害のおそれが解消し、必要がなくなると認められるとき。

2 設置場所

本部は、市役所内に設置する。

ただし、建物損壊等により本部の機能を全うすることができないと市長が判断した場合は、「敦賀市業務継続計画」に基づき別途指示するところに本部を設置する。

3 本部を設置した場合の防災関係機関への通知等

本部が設置された場合、直ちに県（危機管理課）及び防災関係機関にその旨を通知又は報告する。

また、県（災害対策本部長）は、市が本部を設置した場合は、直ちに職員を本部に派遣し、市からの情報収集、県からの情報伝達、市からの応援要請の総合調整等を行わせる。

防災関係機関への通知方法

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市民	情報班長 (政策推進課長) 広報渉外班長 (秘書課長)	防災情報伝達システム、CATV 防災放送、コミュニティFM、インターネット、広報車、報道機関
県知事 警察署長 その他防災関係機関	総合班長 (危機管理対策課長)	県防災行政無線、ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
災害時応援協定締結市町村 福井県内市町 各務原市 向日市 水戸市等	総合班長 (危機管理対策課長)	県防災行政無線、ファクシミリ、インターネット、電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	広報渉外班長 (秘書課長)	電話、口頭又は文書

4 組織及び事務分掌

- (1) 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副市長）は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 本部長付に教育長をもってあてる。
- (4) 本部員は、各部局長、会計管理者及び消防長をもってあてる。
- (5) 前号の部局長は、各部に連絡員を置く。
- (6) 本部に部を置き、各部局長は部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
- (7) 各部に班を置き、班長は各班を指揮監督し、班員は班長の命を受けて応急対策に従事する。
- (8) 本部長（市長）は、指定避難所の近隣に居住する市職員及び地域の代表者を指定避難所開設支援員として委嘱し、地震等の災害発生時に、自発的に指定避難所の開設を行い、迅速な避難行動につなげる。
- (9) 組織は、別表1に掲げる第2配備の指定職員及び別表2の全職員をもって構成し事務分掌は、別表3のとおりとする。

5 本部の運営

(1) 本部会議の開催

本部に、本部長、副本部長、本部長付、本部員及び必要に応じその他の職員で構成する本部会議を置く。

本部会議は、次の事項について協議する。

- ア 被害状況の把握及び災害応急対策実施状況
- イ 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
- ウ 本部及び地域対策支部相互の調整に関する事項

- エ 本部及び現地災害対策本部相互の調整に関する事項
- オ 防災関係機関との連携に関する事項
- カ 国、県及び公共機関に対する応援要請に関する事項
- キ その他重要な災害応急対策に関する事項

(2) 連絡員の派遣

各部は、市長と各部の連絡を強化するため、連絡員を本部会議に派遣する。本部連絡員は各部長が指名する者をもってあてる。

また、防災関係機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を本部に派遣する。連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

(3) 班長会議の開催

必要に応じて班長会議を行う。

(4) 本部の庶務

本部の庶務は、総合班が各部、関係機関の協力を得て行う。

6 地域対策支部

(1) 地域対策支部の設置

第3配備体制を敷いたときは、必要に応じ地域対策支部（以下「支部」という。）を置き、応急対策実施の指揮及び現地での応急対策活動にかかわる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、市長に応急対策の実施状況を報告する。また、支部の廃止は、状況に応じ市長が決定する。

(2) 設置場所

各地区の支部の設置場所は、次のとおりとする。なお、下記に設置できないときは、市長が指定する公共施設とする。

地 区	設置施設
市街地（北）	北 公民館
市街地（南）	南 公民館
市街地（西）	西 公民館
松原地区	松原公民館
西浦地区	
東浦地区	東浦公民館
東郷地区	東郷公民館
中郷地区	中郷公民館
愛発地区	愛発公民館
栗野地区	栗野公民館

(3) 組織

- ア 支部長は市長が指名した者をもってあて、副支部長は施設の長をもってあてる。
- イ 支部職員は当該施設の職員をもってあてる。
- ウ 支援職員は、市長が指名した職員をもってあてる。



(4) 指揮権限者

支部長が配置されるまでの間は、施設長又はその代理者が本部と協議のうえ指揮をとる。

(5) 支部の業務は次のとおりとする。

ア 本部との連絡調整に関すること。

通信途絶のときは、次の要領で本部に伝令員を派遣すること。

(ア) 支部を設置したとき

(イ) 支部を設置してから3時間後

(ウ) その他重要な情報を入手したとき

イ 区長等地区関係者との連絡調整に関すること。

ウ 避難所との連絡調整に関すること。

エ 被害状況等の情報収集に関すること。

オ 初動時の応急対策活動の実施に関すること。

カ ボランティアの現地活動に関すること。

キ その他支部の運営に関すること。

7 現地災害対策本部

- (1) 市長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を置き、災害応急対策を実施する。
- (2) 現地災害対策本部は被害の状況に応じた場所に設置する。
- (3) 現地災害対策本部長は、副本部長、本部長付、本部員、その他職員のうちから市長が任命する。
- (4) 現地災害対策本部長は市長の指示する事務を行う。
- (5) 現地災害対策本部の要員は、市長が指名した者をもってあてる。

8 現地事務所

(1) 現地事務所の設置

原油等危険物の漂着など災害が広域にわたる場合は、必要に応じて現地事務所（以下「事務所」という。）を設置し、現地での応急活動の指揮を行う。

(2) 設置場所

災害規模に応じて被災現場周辺に設置する。

(3) 組織

各事務所職員 2～3名（あらかじめ本部で任命する）

(4) 業務

事務所の業務は支部の業務に準じる。

第5 職員の心得

非常災害発生の際の職員の心得は、他の法令の規定によるもののほか、次の事項に留意しなければならない。

1 適切な言動

本部の職員は、自らの言動によって市民に不安を与え、もしくは市民の誤解を招き、又は本部の活動に反感を招かせることのないよう、適切な言動に注意しなければならない。

2 誠実な対応

本部の職員は、本部の行う応急救助、復旧等の活動に協力するため、参集した自衛隊、学生、婦人会その他一般のボランティアに対して、誠実に対応しなければならない。

3 積極的な支援

本部の職員は、所属する部班の事務に精通するよう努めるとともに、自ら本部の一員であることを自覚し、他の班における緊急要務の処理のため協力を求められたときは、積極的にこれを支援する。

第6 複合災害体制の整備

1 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

2 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

3 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

4 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等

に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第7 その他留意事項等

1 記録

- (1) 市長が発する指令、各部班長が発する指示、連絡等の伝達並びに県、関係機関、市民等からの指示、連絡、要請、照会等の受理にあたる職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、全て記録し、受理伝達の確保に万全を期する。
- (2) 前項の記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまでこれを保存する。

2 腕章、標識

- (1) 本部長、副本部長、本部長付、本部員等は、災害対策活動に従事するときは、別に定める腕章を着用する。
- (2) 災害時において災害対策活動に使用する本部の自動車には、別に定める標識を付ける。

3 防災関係機関及び協力団体等の動員協力

防災関係機関は、法令、防災業務計画等により、その所管事務にかかる災害応急対策を速やかに実施し、市が実施する災害応急対策について、必要な人員等の応援を求められたときは、可能な限りこれに応ずる。

また、協力団体は自らの災害応急処置の実施の遂行に支障のない限り、市の実施する災害応急対策業務に協力する。

4 その他

その他本部の活動に関する細部の事項については、市長が必要に応じ指示する。

別表1 災害対策連絡室（本部）指定職員

部名 (部局長)	班名	担当課	一般災害		海上災害	
			第1配備	第2配備	第1配備	第2配備
総務部 (総務部長)	総務班	総務課	○	○		○
		契約管理課	○	○	○	○
		情報管理課	○	○	○	○
	広報渉外班	秘書課	○	○	○	○
		広報広聴課	○	○	○	○
	輸送物資（罹災証明）班	税務課	○	○	○	○
債権管理課		○	○		○	
企画政策部 (企画政策部長)	情報班	政策推進課	○	○		○
		原子力安全対策課		○	○	○
	財政班	財政課		○		○
		会計課		○		
市民生活部 (市民生活部長)	総合班	危機管理対策課	○	○	○	○
	生活環境班	環境政策課	○	○		
		清掃センター		○		
		衛生処理場		○		
		敦賀斎苑		○		
		生活安全課		○		
		市民課		○		
市民協働課		○				
福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉(ボランティア)班	地域福祉課	○	○	○	○
		障がい福祉課		○		
		子育て政策課		○		
		保育課		○		
		国保年金課		○		
		長寿健康課		○		
	救護班	健康推進課		○		
産業経済部 (産業経済部長)	商工班	商工貿易振興課		○	○	○
	農林水産班	農林水産振興課	○	○		○
文化交流部 (文化交流部長)	第2避難班	文化・交流推進課	○	○		
		人道の港発信室		○		
		スポーツ振興課	○	○		
まちづくり観光部 (まちづくり観光部長)	都市観光班	まちづくり推進課	○	○		○
		交通政策課		○		○
		観光誘客課		○		○
建設部 (建設部長)	土木班	道路河川課	○	○	○	○
		公共交通用地対策室	○	○	○	○
	住宅班	住宅政策課		○		
水道部 (水道部長)	上下水道班	経営企画課		○		
		上水道課		○		○
		下水道課	○	○		
病院部 (敦賀病院事務局長)	病院班	総務企画課	○	○		○
		医療サービス課		○		
教育部 (教育委員会事務局長)	第1避難班	教育総務課	○	○		○
		学校教育課	○	○		○
		生涯学習課	○	○		
特設部 (議会事務局長、監査委員事務局長)	特設班	議会事務局		○		○
		監査委員事務局		○		○
消防部 (消防長)	消防班	消防本部各課 敦賀消防署	○	○	○	○

注：担当課指定職員の構成は、第1配備は1班編成、第2配備は2班編成とする。
ただし、班編成は業務に応じて担当課が必要人員を考慮したうえで組織する。

別表3 災害対策本部事務分掌

部名(部局長)	班名(班長)	担当課	事務分掌
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	総務課 契約管理課 情報管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・班員の動員及び調整に関すること。 ・国県及び関係機関(自衛隊、他市町等)との連絡調整に関すること。 ・国県及び関係機関(自衛隊、他市町等)への応援要請及び受け入れに関すること。 ・調査団、視察団等の受け入れに関すること。 ・災害対策従事者名簿の作成に関すること。 ・職員の給食、医療等厚生に関すること。 ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関すること。 ・災害支援システムの管理運用に関すること。 ・災害活動に関する情報処理に関すること。 ・庁舎関係の被害調査及び復旧に関すること。 ・市有財産の被害調査の取りまとめに関すること。 ・車両の配車管理に関すること。 ・災害用電話の設置に関すること。 ・庁舎の警備に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営の支援に関すること。 ・区長との連絡調整に関すること。
	広報渉外班 (秘書課長)	秘書課 広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報に関すること。 ・災害情報の収集、記録に関すること。 ・報道機関への対応及び連絡に関すること。 ・本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること。 ・義務支援、義援金、見舞金品の礼状の送付に関すること。
	輸送物資(罹災証明)班 (税務課長)	税務課 債権管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧及び物資等の輸送に関すること。 ・応急資機材の輸送に関すること。 ・災害応急対策要員の輸送に関すること。 ・応急食料品、衣料、生活必需品の調達に関すること。 ・備蓄品の配分に関すること。 ・食料及び物資の配分に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること。
企画政策部 (企画政策部長)	情報班 (政策推進課長)	政策推進課 原子力安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・国県に対する災害にかかる要望、陳情に関すること。 ・被害状況の現地調査に関すること。 ・原子力発電所の情報収集に関すること。 ・市民への情報発信に関すること。
	財政班 (財政課長)	財政課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助費関係資料の作成に関すること。 ・災害応急対策費の予算措置及び出納に関すること。 ・海上災害等による補償請求に関すること。 ・一般応急資機材の調達、配分に関すること。 ・応急物資の購入等の経理に関すること。 ・災害見舞金、義援金の受け入れ及び配分に関すること。
市民生活部 (市民生活部長)	総合班 (危機管理対策課長)	危機管理対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策全般の総括及び総合調整に関すること。 ・本部及び連絡室の設置及び廃止に関すること。 ・職員の配備体制に関すること。 ・避難情報の発令及び解除に関すること。 ・本部及び各班の連絡調整に関すること。 ・本部会議、連絡室会議及び班長会議に関すること。 ・防災会議委員との連絡調整に関すること。 ・災害状況等の総括取りまとめに関すること。 ・応急対策実施状況の総括取りまとめに関すること。 ・気象その他の情報の収集伝達に関すること。 ・その他各班に属さない事項に関すること。
	生活環境班 (環境政策課長)	環境政策課 清掃センター 衛生処理場 敦賀斎苑 生活安全課 市民課 市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者の埋葬に関すること。 ・遺体安置所の確保及び収容に関すること。 ・住民等からの問い合わせ、相談等の対応に関すること。 ・被害外国人への情報提供及び相談に関すること。 ・避難所での被災者の登録及び各種相談窓口に関すること。 ・避難所の管理運営の支援に関すること。 ・災害廃棄物の総合的処理企画に関すること。 ・し尿等の収集及び処理に関すること。 ・安否不明者の氏名等公表に関すること。

部名（部局長）	班名（班長）	担当課	事務分掌
福祉保健部 （福祉保健部長）	福祉(ボランティア)班 (地域福祉課長)	地域福祉課 障がい福祉課 子育て政策課 保育課 国保年金課 長寿健康課	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の総合的支援の企画及び実施に関する事 避難行動要支援者の支援に関する事 福祉避難所に関する事 市災害見舞金及び弔慰金に関する事 日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関する事 ボランティア事務所の設置に関する事 ボランティア団体及びボランティアとの連絡調整、並びに受け入れ及び配置に関する事 義援物資の受け入れ、配分、輸送に関する事 園児の安全対策に関する事
	救護班 (健康推進課長)	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療及び健康相談に関する事 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事 救護所の編成、配置及び開設並びに応急治療に関する事 医薬品等の確保及び配分に関する事 防疫に関する事
産業経済部 （産業経済部長）	商工班 (商工貿易振興課長)	商工貿易振興課	<ul style="list-style-type: none"> 商工業関係業種の被害調査及び応急対策に関する事 被災中小企業等への資金貸付又は融資に関する事 企業・関係団体等への人的・物的支援の協力要請に関する事 輸送にかかる民間車両等の借り上げに関する事 海上輸送にかかる船舶の借り上げに関する事 避難所の開設及び管理運営の支援に関する事
	農林水産班 (農林水産振興課長)	農林水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> 主食及び生鮮食料品の確保に関する事 物資集積所の管理に関する事 農林漁業用施設の応急対策に関する事 孤立集落の応急対策に関する事 漁場、沿岸等の環境調査に関する事 畜産の被害対策及び死亡獣畜の処理に関する事 汚染海鳥等の保護に関する事
文化交流部 （文化交流部長）	第2避難班 (文化・交流推進課長)	文化・交流推進課 人道の港発信室 スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> 避難所（文化施設、スポーツ施設）の開設及び管理運営に関する事
	救援隊施設班 (総合運動公園所長)	総合運動公園	<ul style="list-style-type: none"> 救援派遣者の宿泊等に関する事
まちづくり観光部 （まちづくり観光部長）	都市観光班 (まちづくり推進課長)	まちづくり推進課 交通政策課 観光誘客課	<ul style="list-style-type: none"> 都市施設の応急対策に関する事 がれきの処理に関する事 倒壊家屋の解体、撤去及び処理に関する事 広報車による広報活動に関する事 被災宅地危険度判定に関する事 交通規制に伴う指導に関する事 旅行者（外国人旅行者を含む）への情報提供及び相談に関する事 観光団体等への人的・物的支援の協力要請に関する事 避難所の開設及び管理運営の支援に関する事

部名 (部局長)	班名 (班長)	担当課	事務分掌
建設部 (建設部長)	土木班 (道路河川課長)	道路河川課 公共交通用地対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の障害物除去及び補修に関すること。 ・道路橋りょうの確保及び応急対策に関すること。 ・危険箇所等確認パトロール及び応急対策に関すること。 ・建設業会等関係機関の連絡調整に関すること。 ・土木資材及び水防資材の確保調達に関すること。 ・道路除雪に関すること。 ・緊急輸送路の維持補修に関すること。 ・土砂崩れに対する応急措置に関すること。 ・重油等漂着危険物の除去、搬送に関すること。 ・道路通行制限に関すること。 ・応急及び復旧工事にかかる広域応援の受け入れ及び調整に関すること。 ・公共土木施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
	住宅班 (住宅政策課長)	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・避難施設及び収容施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被災建築物応急危険度判定に関すること。 ・建物の危険性の調査に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・応急仮設住宅の管理及び入居者の選定に関すること。 ・被害建物の現認に関すること。 ・罹災証明書の交付に伴う被害建物の現地調査に関すること。
水道部 (水道部長)	上下水道班 (経営企画課長)	経営企画課 上水道課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水に関すること。 ・上水道の応急復旧に関すること。 ・下水道の応急復旧に関すること。 ・広域給水応援の受け入れ、調整に関すること。
病院部 (教賀病院事務局 長)	病院班 (総務企画課長)	総務企画課 医療サービス課	<ul style="list-style-type: none"> ・救急患者の収容及び診療助産に関すること。 ・医療材料の調達、供給に関すること。 ・災害派遣医療チーム (DMAT) の受け入れに関すること。 ・その他応急医療に関すること。
教育部 (教育委員会事務 局長)	第1避難班 (教育総務課長)	教育総務課 学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童、生徒の安全対策に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・学用品等の確保に関すること。
	炊き出し班 (学校給食セン ター所長)	学校給食セン ター	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する連絡調整及び資材の調達、供給に関すること。
特設部 (議会議務局長) (監査委員事務局 長)	特設班 (議会議務局 次長) (監査委員事 務局次長)	議会議務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・特命事項に関すること。
消防部 (消防長)	消防班 (消防本部次長)	消防本部各課 教賀消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消火、救出救助に関すること。 ・救急に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。 ・消防団員の動員に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・警戒監視及び被災地の被害調査に関すること。 ・広域消防応援の受け入れ及び調達に関すること。 ・避難誘導勧告に関すること。
共 通 事 項			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・各課所管及び関連施設の被害調査に関すること。 ・各課所管及び関連施設の応急対策に関すること。 ・応急対策及び復旧用応急資機材の購入に関すること。 ・各課所管の避難所の開設及び管理、運営に関すること。 ・各部、各班の相互協力に関すること。 ・部内関係の災害記録に関すること。

第2節 広域的応援対応計画

実施担当	総務部、企画政策部、市民生活部、福祉保健部、建設部、水道部
------	-------------------------------

第1 計画の方針

市は、大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になることから、広域の応援に対応できる体制を整える。

第2 広域応援要請

1 応援要請

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、市が判断し、総務班が要請する。

(1) 県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、福井県・市町災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定に基づく要請を行う。

(2) 県外からの応援

県外からの応援については、岐阜県各務原市、京都府向日市及び茨城県水戸市に相互応援協定に基づく要請を行う。必要に応じて隣接県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、相互応援協定（北陸3県、中部9県1市、近畿2府7県、岐阜県との県の協定）、国の応急対策職員派遣制度により要請を県に対し行う。

2 受け入れ体制

応援隊の受け入れは次のとおり、担当部署を明確化する。

(1) 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。

(2) 自衛隊の受け入れは市（総務班）が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。

(3) 自治体の受け入れは、市（総務班）及び県が行う。

(4) ボランティアの受け入れは、市（福祉（ボランティア）班）及び県が行う。

3 合同調整所の設置

県又は市は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3 防災活動拠点

適切な役割分担のもとに、大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

自衛隊、電力復旧拠点集合場所等の受入拠点は総合運動公園とし、救援隊施設班が対応する。

自治体の受入拠点は、市長が指示する施設とする。

第4 防災関係機関の応援要請等

1 災害対策基本法に基づく応援要請等

(1) 県内市町に対する応援要請

市長（総務班）は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき県及び県内の市町に応援を求める。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量並びに応援人員

エ 応援を必要とする場所及び活動の具体的内容

(2) 県外市町村に対する応援要請

市長（総務班）は、県外の市町村との個別協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

(3) 知事への要請

市長（総務班）は、応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

ア 災害救助法の適用

- ・災害発生の日時及び場所
- ・災害の原因及び被害の状況
- ・適用を要請する理由
- ・適用を必要とする期間
- ・既に行った救助処置及び行おうとする救助処置

イ 被災者の他地区への移送要請

- ・移送を必要とする被災者の数
- ・希望する移送先と被災者を収容する期間

ウ 県への応援要請又は応急処置の実施要請（基本法 68 条）

- ・災害の状況及び応援又は応急処置の実施を求める理由
- ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・応援を必要とする場所、期間

(4) 指定地方行政機関に対する要請

市長（総務班）は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

ア 災害の状況及び応援又は応急処置の実施を求める理由

イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

ウ 応援を必要とする場所、期間

(5) 民間団体等に対する要請

市長（福祉（ボランティア）班）は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体等に協力を要請する。

2 消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

消防本部は、単独では対処不可能な火災が発生した場合は、福井県広域消防相互応援協定に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2) 他都道府県消防機関に対する応援要請

市長（総務班）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

3 自衛隊の災害派遣

市長（総務班）は、災害の発生に際し、市民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請するいとまがない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

4 県警察本部の応援要請

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、必要な事項を示して、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条に基づく警察災害派遣隊等の応援要請を行う。

<資料編>

資料6-9 消防相互応援協定等の状況

資料8-23 自衛隊災害派遣要請書

資料14-1 災害時応援協定締結一覧

資料14-2 福井県・市町災害時相互応援協定

資料14-3 福井県広域消防相互応援協定

資料14-4 敦賀市と各務原市との間における災害時相互応援協定

資料14-5 災害時における相互援助協定（敦賀市・向日市）

資料14-6 災害時等における協力に関する協定（敦賀市・敦賀市内の郵便局）

資料14-7 茨城県水戸市と福井県敦賀市との間における災害時相互応援協定

資料14-8 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

資料14-10 災害時等の応援に関する申し合わせ（敦賀市・国土交通省近畿地方整備局）

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

実施担当	総務部、市民生活部、建設部、水道部
------	-------------------

第1 計画の方針

市が災害に際して人命又は財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手續、受け入れ等を定める。

第2 派遣要請基準

- 1 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第3 派遣の業務内容

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助
- 4 水防活動の支援
- 5 道路又は水路の啓開
- 6 応急医療、救護及び防疫
- 7 人員及び物資の緊急輸送
- 8 給食及び給水
- 9 救援物資の無償貸付け及び譲与
- 10 消防活動の支援（空中消火を含む。）
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 入浴支援
- 13 その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第4 自衛隊の情報収集

福井県内において大規模災害が発生した場合において、各自衛隊は、航空機等により被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県に伝達する。

市は、自衛隊が収集した情報について、県を通じて入手するよう努める。

第5 派遣要請の手續

市長（総務班）は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事（危機管理課）へ提出する。ただし、事態が急を要する場合における市長から知事、知事から関係部隊への要請は、電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

1 口頭で要請する場合の連絡事項

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町 1-8）	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下 1190）	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊 267）	0761-22-2101

3 留意事項

知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意すること。

- (1) 自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第 83 条第 2 項「都道府県知事の要請があり事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しないこと。
- (2) 災害応急対策活動及び災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をすること。
- (3) 災害派遣を要請するときは、災害の状況及び派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域及び活動等の概数、その他部隊派遣特に参考となる事項を危機管理課へ連絡すること。

第 6 市長の緊急要請

市長（総務班）は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請するいとまがない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

第 7 自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

- 2 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことが出来ないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められるとき。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- 4 その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。
- 5 庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第8 派遣部隊の受入体制

1 関係機関の相互協力

総務班は、派遣部隊の移動、現地進入及び災害応急措置に係る補償問題等の発生並びに必要な現地資材の使用等に関して県、敦賀警察署、敦賀美方消防組合と緊密に連絡し協力しあう。

2 作業計画及び資材等の準備

総務班は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を樹立するとともに、災害実態に必要な資材を準備し、かつ、諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮する。

3 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受け入れ及び活動を円滑に行うための連絡調整は県が行う。

4 派遣部隊の受け入れ

自衛隊の受け入れが決定したときは、受入体制を整備する。

(1) 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

市の連絡窓口は総務班が行い、連絡責任者は総務課長とする。

(2) 作業計画及び資機材の準備

(3) 宿泊施設及びヘリポート等施設の準備

受入拠点は総合運動公園とし、救援隊施設班が対応する。

(4) 市民の協力

(5) 派遣部隊の誘導

第9 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう市長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う。

第10 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した市が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- 1 派遣部隊の宿泊等に必要土地、建物等の使用料及び借上げ料
- 2 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- 3 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

<資料編>

資料8-23 自衛隊災害派遣要請書

第4節 ボランティア受入計画

実施担当	福祉保健部、関係各部
------	------------

第1 計画の方針

災害発生時には行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、市はその活動が円滑に行われるよう敦賀市社会福祉協議会等の民間団体やボランティアと連携をとり、活動環境を整備する。

第2 ボランティアの受入体制

1 市の支援

福祉（ボランティア）班は、ボランティアの申し出や避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、敦賀市社会福祉協議会や敦賀市赤十字奉仕団等既存のボランティア団体と連携をとりながら、各種ニーズに応じた調整及びあっせん等を行う。

また、当該ニーズに応じて県に対しボランティアの要請を行うとともに情報提供を行い、直接市を訪れるボランティアの受入れ体制を早急に確立する。

2 敦賀市社会福祉協議会の役割

ボランティアの円滑な活動を促進するため、市と連携して各種ニーズに応じた調整及びあっせん等を行う。

3 県の支援

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると思われる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、災害対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

なお、ボランティアを行う者が、ボランティア活動中の事故等に備えて加入するボランティア保険の保険料等は、必要に応じて県が支援する。

4 受入経費

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県、市の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3 ボランティアの活動環境の整備

福祉（ボランティア）班は、社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアが活動しやすい環境の確保、整備に努める。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

1 ボランティアの受付、登録

ボランティア事務所を設置し、ボランティアの受付、登録を行うとともに、ボランティア保険に加入させるものとする。

2 情報の提供

市の応急対策活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者等からのニーズを把握し、被災地等の状況とあわせて的確な情報を提供する。

3 活動拠点の提供

ボランティアから活動拠点に関する要望があったときは、速やかに敦賀市福祉総合センター等をボランティア活動拠点として提供する。

4 ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受け入れ及び活動を円滑に行うため、ボランティアリーダー及び民間団体の長と作業内容や進展具合に関する打合せを行う。

5 専門ボランティアの派遣要請

応急危険度判定、医療、福祉など専門分野を有するボランティアを必要とする場合は、必要な分野のボランティア派遣を県に要請する。

第4 団体ボランティアの活動環境の整備

災害時には、状況に応じて日本赤十字社福井県支部敦賀市地区（敦賀市赤十字奉仕団）等団体ボランティアに協力を要請し、災害応急対策の実施に努める。

1 団体ボランティアの対象

団体ボランティアは、おおむね次の団体が考えられる。

- (1) 赤十字奉仕団
- (2) 婦人会
- (3) 区長連合会
- (4) 商工会議所、各種企業
- (5) その他各種団体

2 団体ボランティアへの協力要請

災害時には状況に応じて各種団体ボランティアに協力要請を行うとともに、受け入れ準備を行う。

3 団体ボランティアの活動

団体ボランティアは、個人ボランティアと同様に次の活動について協力を得る。

ただし、団体ボランティアは個人ボランティアと比較し、組織的な活動が期待できることから、この点を考慮する。

- (1) 災害情報、生活情報の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分及び輸送
- (4) 危険を伴わない軽易な応急、復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受け入れ事務
- (6) その他上記作業に類した作業

<資料編>

資料2-6 ボランティア団体一覧

第5節 防災気象計画

実施担当	市民生活部
------	-------

第1 計画の方針

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の異常気象による災害を防止し、又はその被害を軽減するため、気象官署等が定める特別警報・警報・注意報等の発表を速やかに伝達する。

第2 気象警報・注意報等

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 福井県の警報・注意報発表区域図

府県予報区	地域細分区域		
	一次細分区域	市町をまとめた地域	警報及び注意報を発表する市町 (二次細分区域)
福井県	嶺北	嶺北北部	福井市 あわら市 坂井市 永平寺町 越前町
		嶺北南部	鯖江市 越前市 池田町 南越前町
		奥越	大野市 勝山市
	嶺南	嶺南東部	敦賀市 美浜町 若狭町
		嶺南西部	小浜市 高浜町 おおい町

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と内容

種類		内容
特別警報	大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が標題に明記される。</p> <p>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す「警戒レベル5」に相当。</p>
	大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。</p>
	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</p>
	暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p>
	波浪特別警報	<p>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</p>
	高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル4」に相当。</p>
警報	大雨警報	<p>大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が標題に明示される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。</p> <p>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。</p>
	洪水警報	<p>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。</p> <p>高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。</p>
	大雪警報	<p>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>

	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼び掛ける。ただし、「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには、大雪警報が発表される。
	波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合は発表が継続される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」。
	大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼び掛ける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには、大雪注意報が発表される。
	波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

高潮注意報	<p>台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」。ただし、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。</p>
雷注意報	<p>落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。</p>
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。</p>
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表される。</p>
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。</p>
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合</p>

		も含む) や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。
--	--	---------------------------------------------

(3) 敦賀市の警報・注意報発表基準 (令和7年5月29日現在)

敦賀市	府県予報区	福井県		
	一次細分区域	嶺南		
	市町をまとめた地域	嶺南東部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	122	
	洪水	流域雨量指数基準	井の口川流域=11.3、木ノ芽川流域=11.8、黒河川流域=13.6	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	笙の川水系笙の川 [呉竹]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm
			山地	12時間降雪の深さ35cm
	波浪	有義波高	5.5m	
	高潮	潮位	1.0m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	97	
	洪水	流域雨量指数基準	井の口川流域=9.0、木ノ芽川流域=9.4、黒河川流域=10.8	
		複合基準*1	笙の川流域=(5, 21.3)	
		指定河川洪水予報による基準	笙の川水系笙の川 [呉竹]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.7m	

雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	①積雪地域の日平均気温が 12℃以上、②積雪地域の日平均気温が10℃以上かつ日降水量が20mm以上		
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度65%*2		
なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あった場合 ②積雪が100cm以上あって最高気温10℃以上の場合		
低温	7月～8月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 12月～3月：最低気温が平野部-5℃以下、山沿い-10℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80mm	

*1（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。

*2 湿度は敦賀特別地域気象観測所の値。

※表面雨量指数とは、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ貯まっているかを、指標化したもの。

※土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、指数化したもの。

※流域雨量指数の予測値とは、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新されている。

※大地震が発生した場合には、大雨警報（土砂災害）について、暫定基準による運用を行う事がある。

（4）大雨警報・洪水警報の危険度分布

種類	内容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階の色分け（*）で示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階の色分け（*）で示す情報。

の危険度分布)	1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階の色分け（*）で示す情報。 3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

*5 段階の色分け

色、意味	内容
黒：災害切迫	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当
紫：危険	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当
赤：警戒	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当
黄：注意	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
無：今後の情報等に注意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。

(5) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で 2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表される。大雨に関して、[高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

イ 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

ウ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼び掛ける情報で、福井県と福井地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

エ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量80mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

カ 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

キ 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。

(6) 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

2 水防活動の利用に適合する警報・注意報

発表される警報、注意報の種類及び発表基準は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水警報及び注意報を除き、一般の利用に適合する警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報と発表基準

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨特別警報 又は大雨警報	一般の利用に適合する大雨特別警報又は大雨警報に同じ。
水防活動用 津波警報	津波特別警報 (大津波警報)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報 又は高潮警報	一般の利用に適合する高潮特別警報又は高潮警報に同じ。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

第3 気象警報・注意報等の伝達

1 福井地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等を発表、切り替え又は解除したとき、専用通信設備又は加入電話等を用いて、当該特別警報・警報・注意報等により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに伝達するものとする。

ただし、NTT西日本（株）及びNTT東日本（株）への伝達は、特別警報・警報のみで略語によるものとする。

2 県による伝達

(1) 特別警報の伝達

県は、通知された事項を、防災行政無線等により直ちに市町に通知するとともに、

消防本部及び県の出先機関に伝達するものとする。

(2) 気象警報等の伝達

県は、通知された事項を、防災行政無線等により直ちに市町、消防本部及び県の出先機関等に伝達するものとする。

(3) 災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

県は、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報を、直ちに市町、消防本部及び県の出先機関に伝達するものとする。

3 市町による伝達

(1) 特別警報の伝達

市町は県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

(2) 警報等の伝達

市は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、直ちに住民等に周知するものとする。

4 災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

市町は上記2(3)の重要な気象情報を、住民の自主避難の参考となるよう、速やかに住民等へ伝達するものとする。

5 敦賀海上保安部は、通知された事項（海域及び船舶交通に影響を与える特別警報・警報のみ）を航行中及び入港中の船舶に周知するものとする。

6 NTT西日本（株）又はNTT東日本（株）への伝達は、通知された事項（特別警報・警報のみ）を、一般の通話や電報に優先して、関係市町につきのように伝達するものとする。

(1) 気象、洪水、波浪、高潮、警報伝達系統

福井地方気象台－NTT西日本（株）又はNTT東日本（株）－県内市町

(2) 警報伝達文

警報は種類に応じて様式－1のとおり伝達する。

7 放送機関は、通知された事項をあらかじめ定める方法により、速やかに放送し、公衆に周知するものとする。

8 その他の防災関係機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知するものとする。

様式-1
緊急連絡

気象警報伝達票

福井県(全域・嶺北地方・嶺南地方)

こちらはNTTです。以下のとおり警報を伝達します。

日時 (発表日時)	月 日 時 分 ※時刻は24時間制で記入		
	発表		
	解除		
区域	全域	嶺北地方	嶺南地方
警報の種類	暴風 大雨 暴風雪 大雪 波浪 高潮 洪水	暴風 大雨 暴風雪 大雪 波浪 高潮 洪水	暴風 大雨 暴風雪 大雪 波浪 高潮 洪水
その他			

-※-※-

<NTT使用欄>

気象庁からの受信日時	年 月 日 時 分
発信者(気象庁)	
発信者(NTT)	

第4 福井県と福井地方気象台が共同して行う笙の川洪水予報の発表

1 笙の川洪水予報の実施区間及び基準地点等

笙の川洪水予報の実施区間及び水位の予報に関する基準地点等は、次のとおりである。

(1) 実施区間及び水位の予報に関する基準地点

河川名	実施区間	基準地点
笙の川	敦賀市小河口（小河川合流点）から日本海まで	呉竹観測所

(2) 基準地点における水位

基準地点	所在地	水防団待機 水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒水位)
呉竹	敦賀市呉竹町1丁目7-2	1.30m	1.70m	2.20m	2.90m

2 笙の川洪水予報の発表基準等

笙の川洪水予報の種類及び発表の基準は次のとおりである。

種 類	発表の基準
笙の川氾濫注意情報 (洪水注意報)	<p>呉竹観測所の水位が次のいずれかのときに発表される。</p> <p>① 氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>② 氾濫注意水位（警戒水位）以上でかつ避難判断水位未達の状況が継続しているとき</p> <p>③ 避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
笙の川氾濫警戒情報 (洪水警報)	<p>呉竹観測所の水位が次のいずれかのときに発表される。</p> <p>① 一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき</p> <p>② 笙の川氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位（特別警戒水位）を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</p> <p>③ 避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</p> <p>高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>

<p>笙の川氾濫危険情報 (洪水警報)</p>	<p>呉竹観測所の水位が次のいずれかのときに発表される。</p> <p>① 氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき</p> <p>② 氾濫危険水位（特別警戒水位）以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</p> <p>いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
<p>笙の川氾濫発生情報 (洪水警報)</p>	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。</p> <p>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>

3 笙の川洪水予報の伝達

(1) 県及び福井地方気象台は、2に掲げる笙の川洪水予報を発表・切り替え・解除したときは、専用通信設備又は加入電話等を用いて、当該洪水予報により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに通知するものとする。

ただし、NTT西日本（株）又はNTT東日本（株）へ、一般の利用に適合する洪水警報を通知した場合は、これをもって警報事項の通知を行ったものとする。

笙の川洪水予報の通知先及び伝達系統は、「笙の川水系笙の川の洪水予報実施要領」によるものとする。

(2) 県は、前項の機関から通知された事項を防災行政無線等により速やかに県の出先機関、関係市町及び消防本部へ伝達するものとする。

(3) 市は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに住民及び所在の官公署等へ周知するものとする。

(4) NTT西日本（株）又はNTT東日本（株）は、福井地方気象台から通知された事項を関係市町に伝達するものとする。

(5) 放送機関は、福井地方気象台から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに放送し、公衆に周知するものとする。

(6) その他の防災機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知伝達するものとする。

第5 福井県が行う井の口川水位情報の通知及び周知

- 1 井の口川水位情報の実施区間及び水位の周知に関する基準地点等
井の口川水位情報の実施区間及び水位の周知に関する基準地点等は、次のとおりである。

(1) 実施区間及び水位の予報に関する基準地点

河川名	実施区間	基準地点
井の口川	敦賀市三味線川合流点から日本海まで	四石橋観測所

(2) 基準地点における水位

基準地点	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
四石橋	敦賀市木崎	1.00m	1.70m	2.10m	2.40m

2 井の口川水位情報の発表基準等

井の口川水位情報の種類及び発表の基準は次のとおりである。

種類	発表の基準
井の口川 氾濫警戒情報	四石橋観測所の水位が避難判断水位に到達したとき
井の口川 氾濫危険情報	四石橋観測所の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
井の口川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

3 井の口川水位情報の伝達

- (1) 県は、1に掲げる水位情報を発表したときは、防災行政無線又は加入電話を用いて、当該水位情報により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに通知するものとする。水位情報の通知先及び伝達系統は、福井県水防計画によるものとする。
- (2) 市は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに住民および所在の官公署等へ周知するものとする。
- (3) 放送機関は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに放送し、公衆に周知するものとする。
- (4) その他の防災機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知伝達するものとする。

第6 異常現象発見者の通報義務（災害対策基本法第54条）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長に通報し、市長は、福井地方气象台に速やかに通報しなければならない。

1 市長が福井地方气象台に通報すべき事項の内容は、次のとおりとする。

(1) 著しく異常な気象現象

ア 例えば異常な出水、山崩れ、地滑り、堤防決壊、なだれで大きな災害となるおそれのあるとき。

イ 竜巻、強いひょうがあつたとき。

(2) 著しく異常な水象

異常な高波、うねりもしくは潮位又は河川が異常水位になったとき。

2 通報手段と通報要領

市長から福井地方気象台（電話 0776-24-0009）への通報は、電話又は電報により通報するものとし、通報は、いつ、どこで、なにが、どれだけ、今後どうか、の要領で通知する。なお、電話又は電報が不能な場合は、福井県防災行政無線電話（452-2）により行う。

第7 福井地方気象台への協力

防災関係機関は、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力するものとする。

1 福井地方気象台に通報を要する事項

- (1) 県又は市が災害対策本部を設置したとき
- (2) 市に災害救助法が適用されたとき
- (3) 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所又は県が水防警報を発表したとき

2 福井地方気象台の照会により通報する事項

- (1) 市又は警察署別の自然災害による被害状況
- (2) 気象官署以外の気象観測資料
- (3) 河川の水位、流量の観測資料
- (4) 潮位、波浪の観測資料
- (5) その他

第8 避難指示等の助言

福井地方気象台は、市から避難指示等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。

<資料編>

- 資料8-1 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図
- 資料8-2 笙の川水系笙の川の洪水予報実施要領
- 資料8-3 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図
- 資料8-4 情報システムにより交換される資料に含まれる笙の川流域の雨量・水位観測所
- 資料8-5 洪水予報の伝達先等
- 資料8-6 洪水予報作業の開始基準雨量
- 資料8-7 情報システム障害時に交換する資料
- 資料8-8 代行作業担当官署の連絡先
- 資料8-9 笙の川洪水予報連絡系統図
- 資料8-10 洪水予報の発表形式イメージ
- 資料8-11 水位周知発表基準
- 資料8-12 井の口川水位到達情報連絡系統図

第6節 災害情報収集伝達計画

実施担当	企画政策部、市民生活部、消防部
------	-----------------

第1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要である。市は、関係機関等との連携の下、災害情報を積極的に収集把握して、県等に報告する体制を確立する。

第2 災害に関する情報の収集及び伝達

1 実施体制

被害規模を早期に把握するために情報の積極的な収集ができるよう災害情報収集伝達体制の確立に努める。

また、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況を早期に把握するため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、隣接被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努め、収集した情報を県に対して速やかに報告する。

2 調査項目

情報を収集する場合に対象とする事項（隣接市町を含む）

- (1) 被害発生情報（日時 場所 原因）
- (2) 被害概況（後述の被害状況に準じ、内容によってはそのまま被害状況報告書に移行してよい。）
- (3) 市の応急対策の概況（災害対策本部の設置状況等）
- (4) 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）
- (5) その他応急対策の実施に際し必要な事項

3 災害初期の情報収集の手段

災害発生時には次の手段を通じて災害情報の収集に努める。なお、情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

(1) 職員による情報収集

ア 勤務職員による情報収集（勤務時間内の場合）

市内公共施設の職員は、施設周辺の状況を覚知できる範囲で把握し、施設長に報告し、施設長は職員の報告内容を主管課を通じて総合班に報告する。

イ 参集職員による情報収集（勤務時間外の場合）

参集途上にある職員は周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告し、各部署は職員の報告内容を総合班に報告する。

(2) 自主防災組織等による情報収集

市は、自主防災組織の責任者及び区長と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。

(3) 119番通報の状況把握とその報告

市は、消防本部に対し、火災や多数の死傷者発生による住民通報の状況を問い合わせる。消防本部への住民通報が殺到した場合、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に対し報告する。

(4) 県防災ヘリコプターによる情報の入手

市は、必要に応じて県の防災ヘリコプターによる災害情報の収集を県に要請する。

(5) 通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネット利用者といった通信関係のボランティアの協力を得ることとし、そのための募集方法や活用方策を検討する。

4 情報班による現地調査

市長は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ企画政策部長に対して災害地調査の実施を命ずる。

(1) 情報班の出動

企画政策部長は、市長の指示に基づき、災害地調査実施のため情報班の中から班を編成する。班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜実施することになるが、おおむね次のような編成とする。

班編成の目安

活動項目の目安	班数	1班あたりの構成員
連絡調整	1	職員2名
調査表集計	1	職員2名
被害調査	3	職員2名

(2) 調査事項

- ア 被害状況
- イ 災害の原因（二次的原因）
- ウ 応急措置状況
- エ 災害地市民の動向
- オ その他災害対策上必要な事項

(3) 実施要領

- ア 調査は、防災関係機関及び各地域の消防団、区長、自主防災組織その他協力団体、市民等の協力を得て、実施する。
- イ 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果を企画政策部長を通じて総合班へ報告する。
- ウ 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに企画政策部長を通じて総合班へ報

告する。

5 各部による被害状況の調査

災害状況の調査は、関係各部が行い、総合班にて集計する。

被害程度の認定基準及び調査様式は、「敦賀市被害状況調査及び報告要領」に定めるところによる。

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連があるものを優先する。

被害の程度の調査に当たっては、各部の連絡を密にして脱漏重複のないよう留意し、相違ある被害状況については調整しなければならない。

被害世帯、人員等については現地調査のみでなく住民登録等と照合し、その正誤を確認する。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表指針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

6 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市に連絡するものとする。また、市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

7 県等への連絡手段

県、防災関係機関等への情報伝達は、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、報告するときの状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

第3 被害状況報告

1 被害状況等の報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から「敦賀市被害状況調査及び報告要領」に基づき速やかに県（危機管理課又は危機管理課が指定する部局等）に報告する。

通信の途絶等により県に報告することができない場合は、直接国（総務省消防庁）に報告を行い、県との連絡が取れるようになった場合は、県に対して報告を行う。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

2 報告の種類

- (1) 災害即報 災害を覚知したとき直ちに行う。
- (2) 災害確定報告 応急対策を終了後 20 日以内に行う。
- (3) 災害中間報告 毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを、12 月 15 日にまでに行う。
- (4) 災害年報 毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害状況について、翌年の 4 月 1 日現在で明らかになったものを、4 月 15 日までに行う。

3 報告の方法

- (1) 被害状況の報告責任者は、市民生活部長とする。
- (2) 報告様式
 - ア 災害即報は、火災・災害等即報要領に基づき、第 4 号様式により報告する。
 - イ 災害確定報告は、災害報告取扱要領に基づき、第 1 号様式により、災害中間報告は、第 2 号様式により、災害年報は、第 3 号様式により報告する。

(3) 報告の方法

災害即報等は、原則として県防災行政無線又は一般加入電話により行うものとするが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。

災害確定報告は、必ず文書により報告する。

(4) 報告先

区別	県が対策本部を設置する前	県が対策本部を設置したとき
勤務時間内	県危機管理課 N T T 電話 0776-20-0308(直通) 0776-20-0236(直通) 0776-21-1111(代) N T T FAX 0776-22-7617 県防災行政無線（衛星系） 電話 88-111-61-2170～2177 FAX 88-111-61-2189	県防災行政無線（衛星系） 電話 88-111-170～179 FAX 88-111-152, 153 県防災行政無線（地上系） 電話 89-170～179 FAX 89-152, 153

	<p>88-111-152, 153</p> <p>県防災行政無線（地上系） 電話 89-61-2170～2177 FAX 89-61-2189 89-152, 153</p> <p>県嶺南振興局 N T T 電話 0770-22-0002 N T T FAX 0770-22-0243</p> <p>県防災行政無線（衛星系） 電話 88-111-78-5211 FAX 88-111-78-5291</p>	
勤務時間外	<p>県危機対策連絡員室 N T T 直通電話 0776-20-0742</p> <p>N T T FAX 0776-22-7617 N T T 電話 0776-21-1111(代) 内線 4447</p> <p>県防災行政無線（衛星系） 電話 88-111-61-4447 【FAX 88-111-61-2189】：要連絡 【 88-111-152, 153】：要連絡</p> <p>県防災行政無線（地上系） 電話 89-61-4447 【FAX 89-61-2189】：要連絡 【 89-152, 153】：要連絡</p>	

- ・ 88 は衛星系、89 は地上系の敦賀市の発信特番。
- ・ 専用電話機からかける場合は、地上系及び衛星系の発信特番は不要。
- ・ 勤務時間外の防災行政【FAX】は、別室にあるため送信した旨連絡が必要。

<資料編>

資料 2-1 自主防災会一覧

資料 2-2 地区防災計画策定地区一覧

資料 8-20 日本アマチュア無線連盟敦賀クラブ会員名簿

資料 8-24 防災ヘリコプター緊急運航要請書

資料 8-25 敦賀市被害状況調査及び報告要領

資料 8-26 地域被害状況報告書

第7節 通信運用伝達計画

実施担当	市民生活部
------	-------

第1 計画の方針

災害に関する各種の情報収集は、災害応急対策を樹立するための基本となるものであるため、市及び防災関係機関のそれぞれの組織は、より迅速かつ正確に行える体制を整える。

第2 災害発生直後の機能確認と応急復旧

災害発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話、自動車電話等の代替通信手段を確保するほか、全ての通信手段が途絶された場合には、連絡員を派遣して通信の確保を図る。

第3 円滑な通信運用

1 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属関係機関相互の通信連絡を統一する。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

第4 各種通信設備の利用

1 電話等の利用

(1) 電話の優先利用

各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話をN T T 西日本㈱の承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。この災害時優先電話を使用しての通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

(2) 電報の優先利用

電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、電話による電報サー

ビス取扱所と事前に発信方法等について協議しておく。

ア 非常電報

災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常電報として、全ての電報に優先して取扱われる。ただし、気象業務法に基づく特別警報・警報の次順位となる。

電報発信紙による場合は「非常」と朱書し、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

イ 緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急電報とし、非常警報の次順位として取扱われる。

電報発信紙による場合は「緊急」と朱書し、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

2 市防災行政無線等の利用

(1) 移動系防災行政無線

本部及び各部相互の連絡には、移動系防災行政無線を利用する。

(2) 防災情報伝達システム

市民への情報伝達には、必要に応じて防災情報伝達システムの屋外受信機、戸別受信機を利用する。

3 衛星携帯電話の利用

市は、災害時に孤立するおそれのある集落等で地上回線が途絶した場合に備え、衛星携帯電話の配備などの代替通信手段の確保を推進するものとする。

4 県防災行政無線の利用

県及び他市町との連絡には、県防災行政無線を利用する。

5 防災相互通信用無線の利用

敦賀美方消防組合、敦賀海上保安部との連絡には、必要に応じて防災相互通信用無線を利用することができる。

6 放送施設の利用

(1) 防災放送の活用

市民への情報伝達には、必要に応じてCATVによる防災放送又は情報提供放送を利用する。

(2) コミュニティFMの利用

市民への情報伝達に、コミュニティFMを利用する。

(3) 放送事業者への放送要請

嶺南ケーブルネットワーク及び敦賀FM放送以外の放送事業者（日本放送協会、福井放送、福井テレビジョン放送、福井エフエム放送）による放送を実施することが適切と判断されるときは、県を通じて要請する。

この場合において、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用する。

7 非常時におけるその他無線施設の利用

(1) 警察通信設備の優先利用

市は、県警察との「災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定」により、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、警察通信設備を優先的に利用する。

(2) 非常通信の利用

市は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったとき、福井地区非常通信協議会の構成員（官公庁、企業、アマチュア無線等）の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。

8 その他の通信手段

市及び県は、連絡通信手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

また、市及び県は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、又は代替通信設備の設置を要請する。

あらゆる手段を講じても通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。

<資料編>

資料8-17 防災放送取扱要領

資料8-19 災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定

資料8-20 日本アマチュア無線連盟敦賀クラブ会員名簿

資料8-21 水防信号

資料17-1 防災関係機関等連絡先一覧

第8節 災害広報計画

実施担当	企画政策部、市民生活部
------	-------------

第1 計画の方針

市は、災害発生時に被災地及び隣接地域の住民に対し速やかに正確な情報を提供し、社会的混乱防止と市民生活の安定化に努める。

第2 災害情報の広報

1 広報内容

災害広報は、主に次の事項について実施する。

- (1) 気象関係予報、警報等
- (2) 災害の現況及び予測
- (3) 県、その他の防災関係機関の対策状況
- (4) 交通機関の運用状況及び交通規制状況
- (5) 避難措置その他の住民の保護措置
- (6) 治安、警備、その他の市民の士気及び相互扶助の高揚に関する事項
- (7) 市民の生活確保、指導に関する措置

2 市民に対する広報

広報渉外班は、他の班と協力し市民に対して適切な手段により、迅速な情報の提供に努める。

また、迅速、的確な避難行動に結びつけられるよう、その伝達内容等についてあらかじめ定めておく。

(1) CATV防災放送（情報班）

ア 市長による緊急放送

災害対策本部が設置される災害が発生した場合は、緊急放送（直接説明放送と文字放送）を実施する。特に災害発生直後は市長の肉声による放送を行い、民心の安定に努める。

イ 情報提供放送

災害発生後2日目以降をめぐり、文字放送で必要な情報を放送する。

(2) コミュニティFM（情報班）

コミュニティFMを利用し、災害情報の提供を行う。

(3) 防災情報伝達システム（情報班）

必要に応じて、CATV防災放送等と合わせて防災情報伝達システムにより広報する。

(4) TonBメール・緊急速報メール（情報班）

TonBメール及び緊急速報メールにより、災害情報の提供を行う。

(5) インターネット（情報班）

ホームページ、SNS等を活用し、災害情報の提供を行う。

(6) 印刷物広報

災害発生後2日目以降をめぐり、チラシを作成し、現地において配布又は掲示する。また、必要に応じて災害対策広報紙、広報つるが災害特集号を発行する。

(7) 避難所での情報提供

避難所を広報活動の拠点とし、避難者の情報ニーズの把握に努め、校内放送、ハンドマイク、学校掲示板、チラシ等の効果的な手段により避難者へ情報を提供する。

(8) その他広報

状況に応じて広報車、職員派遣等による広報を行う。

3 一時滞在者に対する広報

県（災害対策本部長）と連携し、広報車、防災情報伝達システム、緊急速報メール等を活用し、一時滞在者への的確な情報を提供する。

4 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5 報道機関に対する情報発表

広報渉外班は記者発表室を設置し、収集した災害に関する情報や対策等を定期的（おおむね4時間ごと）に各報道機関に報道する。ただし、重要な情報は必要に応じて発表する。

6 災害広報資料の収集及び保存

各部班は災害に関する資料、写真を積極的に収集し、広報渉外班に提供する。広報渉外班は、取材したものと合わせて広報用に供し保存するとともに、必要に応じて災害写真、災害ビデオ等を作成し、有効的に活用するよう努める。

7 相談窓口の開設

生活環境班は、災害が発生した場合には相談窓口を開設し、被災者からの相談、問い合わせ等に対応する。

〈広報対策事項〉

発災後から3時間後まで
<p>◎防災放送（CATV防災放送、コミュニティFM、防災情報伝達システム、Tonboメール、緊急速報メール、インターネット、広報車） 市長の肉声等で、市民及び一時滞在者へ広報する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 呼びかけ 避難指示、避難施設、不要不急電話及び自動車使用の自粛 2. 広報 災害の予測、被害状況の概要、応急対策実施状況 <p>◎放送局への放送依頼（県を通じて） 防災放送の項目</p> <p>◎その他関係機関（電気、交通機関等）への広報依頼及び情報提供依頼</p>
3時間後から1日後まで
<p>◎防災放送（CATV防災放送、コミュニティFM、防災情報伝達システム、Tonboメール、緊急速報メール、インターネット、広報車） 上記の項目以外に次の項目を広報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の現況 2. 被害情報及び応急対策実施情報 3. デマ、流言の打消情 4. 生活関連情報（電気、ガス、上下水道、電話の復旧状況、食糧及び生活必需品の供給状況） 5. 通信施設の復旧状況 6. 道路交通情報、交通機関の運行状況 7. 医療機関の活動状況 <p>◎チラシを活用し市民へ広報する。</p> <p>◎報道機関への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 記者発表室の設置 2. 被害状況の発表、報道依頼 3. 発表ルールの明確化 記者発表室を設置し、定期的（おおむね4時間ごと）に発表
1日後から3日後まで
<p>◎防災放送（CATV防災放送、コミュニティFM、防災情報伝達システム、Tonboメール、緊急速報メール、インターネット、広報車） 上記の項目以外に次の項目を広報 安否情報</p> <p>◎チラシを活用し市民へ広報する。</p> <p>◎広報紙発行の準備</p> <p>◎市民相談窓口の開設</p>

第3 指定地方行政機関における広報

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、各々の災害時の広報計画に基づき広報を実施する。重要な事項の広報については、事前に県、市及び関係防災機関に通報する。

第4 災害時情報通信システムの活用

避難所との情報の相互交換が可能なパソコンを活用した情報通信システムが構築された際には、これを活用する。

〈資料編〉

資料8-17 防災放送取扱要領

資料8-18 広報用放送文例

第9節 避難計画

実施担当	市民生活部、教育部、消防部
------	---------------

第1 計画の方針

市は、市民を災害の状況に応じ速やかに避難させ、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

1 避難情報の種類と住民がとるべき行動

種類	立退き避難が必要な住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●住民がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第2 避難の準備情報、指示

1 実施責任者及び実施の基準

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準例
避難のための立退き避難の準備 その他の措置	市長 (災害対策基本法 56)	立退き準備の勧告(避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供)	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【洪水等】 ・笙の川及び井の口川について、水位が避難判断水位に到達し、かつ上流域の観測所の水位が上昇しているとき等 【土砂災害】 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき等
避難の指示	市長 (災害対策基本法 60)	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【洪水等】 ・笙の川及び井の口川について、水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達したとき等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき等 【高潮】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき等
	知事又はその命を受けた職員 水防管理者 (水防法 29)	立退きの指示	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事又はその命じた職員 (地すべり等防止法 25)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 海上保安官 (災害対策基本法 61)	立退きの指示及び立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することが出来ないと認めるとき 市長から要求があったとき
	警察官 (警察官職務執行法 4)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合には危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
	自衛官 (自衛隊法 94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる

緊急安全確保措置	市長 (災害対策基本法 60)	緊急安全確保措置(高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき 【洪水等】 ・ 氾濫発生情報、大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき等 【土砂災害】 ・ 大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき等 【高潮】 ・ 高潮氾濫発生情報が発表されたとき等
	知事及びその命を受けた県職員 水防管理者 (水防法 29)	緊急安全確保措置(屋内での待避等)	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法 61)	緊急安全確保措置	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき 市長から要求があったとき
	警察官 (警察官職務執行法 4)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
	自衛官 (自衛隊法 94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる
退去等	消防吏員又は消防団員 現場にある警察官 (消防法 28、36)	その区域からの退去、出入りの禁止もしくは制限	火災その他の災害現場において、消防警戒区域を設定する
	消防長又は消防署長 警察署長 (消防法 23 の 2)	その区域からの退去、出入りの禁止もしくは制限 区域内の火気使用の禁止	火災警戒区域を設定する

2 避難指示等の判断基準の策定

市長は避難指示等の意思決定を迅速、的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するものとする。この場合、雨量、河川の水位(避難判断水位、氾濫危険水位(特別警戒水位))、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努めるものとする。また、市は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。

県は、市の避難情報発令や住民の主体的な避難行動の判断基準を提供するために、県管理河川に水位計や河川監視カメラを整備し、雨量や土砂災害警戒情報等とあわせ、インターネット等で公表する。

3 避難指示等の発令方法

市は、避難指示等の発令に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく発令する。
- (2) 災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルを明確にして提供すること等により、受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識できるよう、具体的に分かりやすい内容で発令することに努める。
- (3) 台風による大雨発生など事前に予測可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (4) 避難指示等の対象地域の適切な設定等に留意する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、有効性や課題等を考慮した上で検討する。
- (5) 避難指示等を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進したりすること等により、円滑な避難に努める。
- (6) 避難指示等を発令する際は避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく発令するものとし、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。
- (7) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合や、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内安全確保の安全措置を講ずべきことにも留意する。
- (8) 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- (9) 避難指示等を発令及び解除する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- (10) 避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

4 避難指示等の実施責任者及び代理者等

避難指示等の実施責任者は市長である。実施責任者に事故があり職務を遂行できないときは副市長を代理者とする。また、副市長に事故があり職務を遂行できないときは、市民生活部長を代理者とする。

5 避難指示等の伝達

市民等への避難指示等の伝達は、防災情報伝達システム・T o n B oメール・緊急速報メール・インターネット・広報車・サイレン等により行うとともに、該当町内区

長に伝達する。また、状況に応じて報道機関等に協力要請を行うとともに、特にCATV防災放送、コミュニティFM及びインターネットの活用を図る。伝達の内容は次のとおりとする。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達者の名称
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施者
- (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由
- (4) 対象となる地域（地区名等）
- (5) 避難先、避難経路等
- (6) その他注意事項

また、避難のための立退きを指示し、立退き先を指示した場合は、次の事項について知事（県危機管理課）に報告するものとし、避難の必要がなくなった場合は、直ちにこれを公示し知事（県危機管理課）に報告するものとする。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した地域
- (3) 世帯数及び人員
- (4) 立退き先

6 警戒区域の設定

市長、警察官、海上保安官等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、「警戒区域」を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限、禁止又は退去を命じる。

警戒区域を設定した場合は、敦賀警察署及び消防本部にその旨を通報し、警察官等と協力して当該区域からの退去、立入りの制限、禁止を実施する。警戒区域が小規模の場合は、バリケードの設置又はロープ等で区域を明示し、広範囲に及ぶ場合は道路を封鎖する。

第3 避難方法

1 事前準備

避難に際して、次の点を周知及び徹底させる。

- (1) 避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は3食程度の食糧、水、最小限度の着替え等を携帯するが、大量の荷物は持ち出さないこと。
- (3) 服装はできるだけ軽装で帽子等をつけ、必要に応じて防雨、防寒衣を携帯すること。
- (4) 可能な限り氏名票を携行する。
- (5) 盗難等の予防に備えておくこと。
- (6) 会社、工場、事業所等にあつては実情に即した綿密な防災計画を樹立し、浸水によって流失拡散のおそれがある油脂類、カーバイト、生石灰等危険物の安全管理及

び電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。

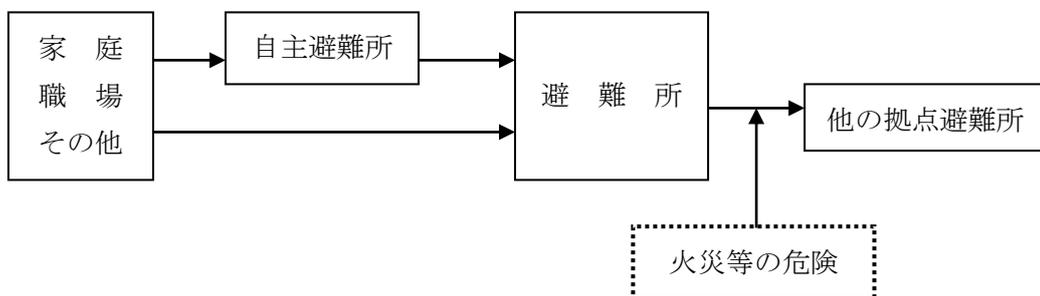
2 避難の区分

事前避難	暴風、山崩れ等のおそれがある場合は、気象予報・警報等により数時間前には高齢者、子供、病人等の要配慮者をあらかじめ定めた安全な場所へ避難させる。
緊急避難	高波、火災、山崩れ等により事前避難のいとまがなく著しく危険が切迫しているときは、至近の安全な場所へ避難させる。
収容避難	一時的な避難場所から、必要に応じて市指定避難施設へ移動収容させる避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、避難経路及び避難上の心得をあらかじめ市民に周知徹底しておく。

3 避難誘導

- (1) 避難のための立退きを円滑かつ安全に行うために、誘導責任者は各区長（不在の場合はその定めた者）とし、誘導員は警察官、消防職員及び消防団員等があたり、地元町内会、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努める。
- (2) 誘導に当たっては事前に安全な経路を選定し、危険箇所の表示（なわ張り等）をする他、状況に応じて誘導員を配置して事故防止に努める。また、夜間の場合は照明器具等を活用し、避難所が遠方の場合には状況に応じ車両による輸送を行う。
- (3) 誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者など要配慮者に配慮して行う。
- (4) 避難開始とともに警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危害防止その他必要な警戒を実施する。住民が避難した地域においては、状況の許す限り警ら、警戒等を行い、財産の保護、その他犯罪の予防に努める。
- (5) 火災等で最初の避難所が危険と判断された場合、他の安全な避難所へ誘導する。

避難誘導の流れ



第4 避難場所及び避難所の開設と被災者の受け入れ

市長は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また、指定避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係者に情報提供又は通報するものとする。

1 指定避難所の選定

市長は、災害時は原則としてあらかじめ指定する指定避難所の全て又は一部を開設することとし、教育部（第1避難班）及び文化交流部（第2避難班）（以下「避難班」という。）に指定避難所の開設を指示する。災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所を開設するよう努める。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

なお、災害時の避難をより適切、有効なものにするため、避難所の選定については、災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準はおおむね次のとおりである。

- (1) 洪水又は高潮の場合は、平坦な場所、川沿いを避けた高地
- (2) 土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所
- (3) 地震の場合は、大地震を防除し得る条件を備えた耐災建築物又は空地

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

2 受入対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難となった者
- (3) 避難指示が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

3 避難所の開設

市長の命を受け、避難班は職員を施設に派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合は、次の方法による。

(1) 勤務時間内の開設

ア 避難班は避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。

イ 施設管理者は本部からの開設要請がなくとも、避難者が収容を求める場合は応

急収容を行う。

ウ イの場合、施設管理者は児童生徒又は施設利用者の安全確保に十分留意するとともに、避難班に職員の派遣を要請する。

(2) 勤務時間外の場合

ア 避難班は避難所となる施設管理者を招集するとともに、避難所を開設する。

イ 施設管理者は直ちに関係職員を参集させ、避難班職員とともに、避難者の応急収容を行う。

ウ 施設管理者及び避難班は、あらかじめ避難所の鍵を管理しておく。

4 県への報告等

市長は、避難所を開設したときは下記事項を知事に報告するほか、敦賀警察署等に通報する。

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込み

第5 避難所等の管理、運営

1 運営管理

(1) 運営管理体制の整備

ア 避難所等の運営管理は、避難班等の派遣職員があたる。避難班職員は災害対策本部との緊密な連絡体制のもと避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理を行う。

イ 派遣職員が到着するまでは、施設管理者が運営管理を行う。また、施設管理者は施設の避難所利用に対して助言を行うなど、避難所運営に協力する。

ウ 学校は児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において職員は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、学校長の指示を受け、必要に応じて避難所の支援業務を行う。

エ 避難所生活では情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市は、避難所の運営を避難者と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として避難者が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

オ 避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。

カ 避難所設置施設の平常業務再開に向けては、施設管理者、避難所管理者、避難者自治組織で協議を行う。

キ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

ク 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等を勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ケ 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

コ 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 生活環境の整備

ア 避難所の生活環境を確保するため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努め、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低1カ所は設置するよう努めるとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

イ 保健衛生面はもとより、プライバシーの保護や、要配慮者等への対応、家庭動物との同行避難対策、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努める。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 女性専用の物干し場、更衣室及び授乳用室の設置、生理用品及び女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ 性別に関係なく使えるトイレやスペースの設置など性的少数者に配慮した避難

所の運営に努める。

オ 女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 避難者情報の把握

避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

(4) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。

また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努める。

(5) 健康相談等の実施

生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

(6) 車中避難者への配慮

車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の対策を図る。

(7) 感染症対策の実施

感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。なお、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、総合班と救護班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

2 要員の確保

避難所の管理運営に要する人員が不足する場合は、他部からの応援要請、派遣職員等の要請、施設管理者の要請等により人員の確保を図る。

3 避難所における業務

運営管理責任者は、避難所を開設したときは施設の管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに、あらかじめ定める「避難所運営マニュアル」に基づき、次の

活動を行う。なお、避難所に係る記録、報告書の作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

(1) 一般的業務

- ア 避難者の受付
- イ 避難者に対する情報の伝達
- ウ 救護所の設置場所の選定
- エ 避難所に配布された食糧等物資の管理
- オ 給食時間の調整
- カ 救助食糧等の配布
- キ 仮設トイレの設置及び維持管理
- ク 避難所の自治組織結成の促進
- ケ その他不衛生な場所の消毒及び施設の清掃管理

(2) 記録に関すること

- ア 職員の避難所勤務状況の記入
- イ 日誌の記入
- ウ 物品の受け払い簿の記入
- エ 避難者名簿の作成

(3) 報告に関すること

- ア 避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
- イ 避難状況の報告
- ウ 給食済、見込み人員報告
- エ その他必要な状況

〈避難所の対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎避難所開設の準備 1. 避難所の選定 2. 施設管理者の招集 3. 災害の状況、要避難状況の把握 4. 広報の調整 5. 避難所の開設要領
3時間後～1日後まで
◎需要の把握 1. 避難者数の把握 ◎避難者の受け入れ 1. 備蓄物資の蔵出し 2. 各班との協議 ・給食 ・生活必需品等 ・給水 ・医療救護 ◎人員及び物資の配置

1日後～3日後まで
◎救援物資の受け入れ 1. 基地へ必要物資の請求 2. 仮設トイレの設置 3. 入浴施設の提供

第6 学校の避難計画

1 事前措置

- (1) 市内各学校、幼稚園、保育園の校（園）長は、災害に備え各学校等ごとに防災計画を定めるものとし、避難訓練等を通じて園児、児童、生徒に周知徹底させる。
- (2) 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促進を図る。
- (3) 小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難措置

市内各学校、幼稚園、保育園の校（園）長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、学校の防災計画により園児、児童、生徒を安全な地域に避難させる。

登校前、下校後においては、一般避難計画に定めるところとし、在校中は、学校ごとの避難計画に基づき避難を実施し、災害の状況によっては保護者に連絡して地区ごとに避難させる等の措置を講ずる。

〈文教対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎被害状況の把握 1. 被害状況報告の指示 2. 情報連絡員の各学校への配置 3. 学校施設の緊急使用のための関係者との協議 4. 施設管理者の招集 5. 施設の開放 6. 避難民の受け入れ
3時間後～1日後まで
◎休校等応急措置の指示 1. 学校の避難民、災害復旧 2. 機関への優先的開放 3. 休校 4. 児童、生徒の安全確保 5. 通学路の被害状況等の確認 6. 保護者への引渡し、集団下校
1日後～3日後まで
◎応急復旧作業の調査 1. 避難施設管理者との協議 2. 校舎の補強、安全確認 3. 応急教育施設の確保

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 4. 通学路の安全確認 5. 教職員の確保 6. 児童、生徒への通知 7. 学用品、教科書の被害状況調査 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第7 社会福祉施設等

社会福祉施設等の避難措置は、消防法に基づく各施設の消防計画により、消防本部との合同訓練を定期的に行い、災害に際し必要と認める場合は、学校避難の要領で行う。

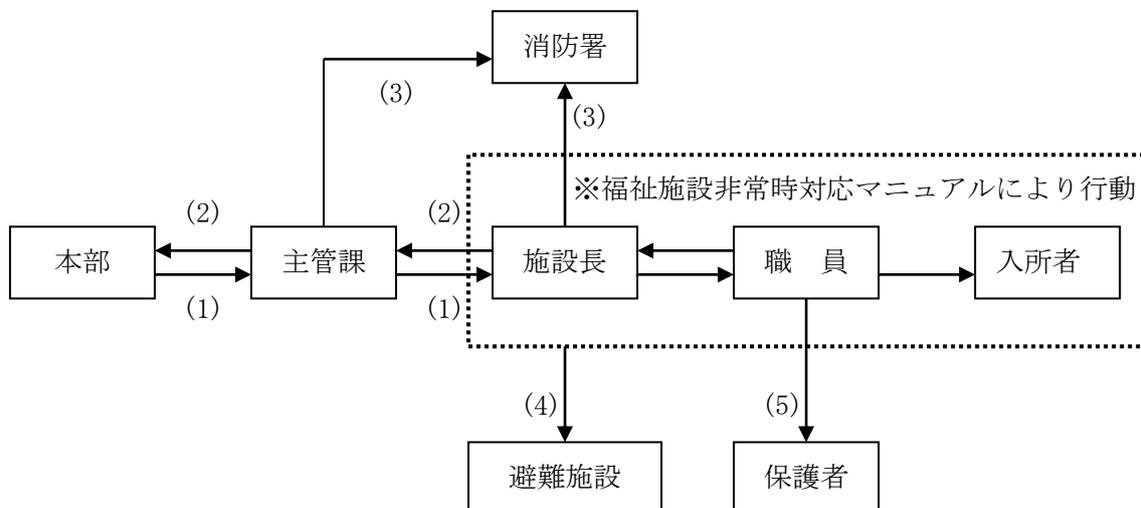
特に、高齢者や障がい者等の要配慮者に対する被害が拡大しないよう、施設の誘導責任者及び誘導員は、平素から避難の方法等検討、熟知していなければならない。

1 災害発生時

各福祉施設非常時対応マニュアルにより行動

2 災害発生により被害が出た場合

- (1) 負傷者及び建物等被害状況確認
- (2) 負傷者及び建物等被害状況報告
- (3) 消防署へ通報
- (4) 施設職員等の誘導により、指定避難施設へ移動
- (5) 各保護者へ連絡



第8 その他の施設における避難計画

病院、交通機関その他多人数の集合する施設等においては、消防本部、警察署と協議のうえ避難計画を作成しておく。

第9 避難の周知徹底

1 関係機関への通知及び連絡

避難指示者は、高齢者等避難、避難指示を発令したときは、速やかに関係機関に通

知又は連絡する。

また、市は、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。

2 市民に対する周知

避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得を直ちに市民に周知徹底を図るとともに、自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行う等迅速かつ安全な避難の実施に努める。

3 住民への防災情報伝達体制の整備

市長は、避難指示等防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災情報伝達システムによる情報伝達を行うとともに、広報車、CATV防災放送、コミュニティFM、インターネット等多様な情報伝達手段の整備・確保に努める。

4 放送事業者等への防災情報提供体制の整備

市長は、放送事業者に対して情報を迅速かつ確実に提供できる体制の整備に努める。

第10 災害救助法を適用した場合の救助体制

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が次により実施するものとする。

1 収容期間 7日以内

2 避難所開設費用の算定基礎 知事が定める額

3 避難所物資確保基準

(1) 市において必要な資材を確保する。

(2) 資材の確保が困難な場合は、県が必要な資材をあっせんする。

4 避難所の開設状況の連絡

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

第11 被災地域における動物の保護体制

被災者が避難所に動物（ペット）を同行して避難した場合は、避難班は施設管理者と協議して屋外等に動物飼育場所を設置できるように努める。ただし、動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は避難所内の他の被災者とトラブルにならないよう十分に注意して責任を持って管理するようにする。なお、大型動物及び危険動物の場合は、避難所への同行を断ることとする。

また、県と協力して避難した動物の適正な飼育・保管及び動物由来の感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

動物の飼い主は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとする

が、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛星管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し、必要な対応を講ずるものとする。

第12 広域避難の調整

1 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

2 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

市は、災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、市外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

県は、市から協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待たないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる県内市町及び当該市町における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

また、他の市町村から避難者の受け入れに関する協議を受けた場合は、正当な理由がない限り、これを受け入れる。

国、県及び市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

3 情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県及び市、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

<資料編>

資料 3-1 都市公園一覧

資料 1 3-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

資料 1 3-2 福祉避難所一覧

資料 1 3-4 地域拠点避難所一覧

資料 1 4-1 2 災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定（敦賀市・敦賀市介護サービス事業者連絡協議会）

資料 1 5-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第10節 被災者救出計画

実施担当	消防部、敦賀警察署、敦賀海上保安部
------	-------------------

第1 計画の方針

大規模災害では、多数の要救出者が生ずることが予想されるため、市及び関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第2 対象者

災害が直接の原因となって速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とする。

- 1 火災の際に火中に取り残された者
- 2 災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった者
- 3 水害の際に流出家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残された者
- 4 なだれ、山崩れ等の下敷きになった者

第3 陸上における救出対策

- 1 自主防災組織
自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。
- 2 市（応急対策）
 - (1) 消防職員及び市職員（市長が指名する者）等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を調達し、迅速に救助にあたる。
 - (2) 被災者の救出は、敦賀美方消防組合、敦賀警察署、敦賀海上保安部及び地元防災関係機関の協力を得て実施する。
 - (3) 特に災害が甚大である場合又は上記の機関のみで救出できないときは知事に対し、相互応援協定に基づいて近隣市町、自衛隊等の派遣要請を行うほか、敦賀警察署を通じて県警察本部に対して機動隊等の派遣要請を行う。
なお、この場合、必要に応じて第2章第23節広域的相互応援体制整備計画による支援を要請する。
 - (4) 災害現場に出動した消防職員、消防団員、警察官等は、危険箇所の監視又は警らを行い、傷病者及び生命の危険にひんしている者の発見に努め、全力を尽くして救出にあたる。
 - (5) 災害の発生したところは、必要に応じ現場にある消防団等に協力を求めて危険区域を設定するとともに同区域内の巡視を行い救出にあたる。

3 市（予防対策）

普段から次に掲げる救助体制等の整備に努める。

（1）救助体制の整備

災害時の救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備及び救急資機材を備えた自主防災組織を育成するとともに、特別救助隊又は救助隊の整備を図る。

（2）救急救護体制の整備

集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備及び救急資機材の整備を図る。

（3）傷病者搬送体制の整備

救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図る。

（4）要配慮者に対する救護体制の確立

要配慮者に関する情報のオンライン、ネットワーク化を図る。

第4 空からの救出活動

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うため、市は、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、関係機関に要請し、機動的な航空機の活用を図る。

- 1 県防災ヘリコプター
- 2 県警察ヘリコプター
- 3 自衛隊
- 4 海上保安部

第5 海上における救出活動

1 敦賀海上保安部

- （1）船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機等により捜索救助を行う。
- （2）海上火災発生時において消火及び救出活動を実施する。
- （3）海上漂流者の救出及び収容を行う。
- （4）船舶内における人命、負傷者、患者の救出及び収容を行う。

2 県警察本部

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講ずるとともに、敦賀海上保安部、市町その他の関係機関と連携協力し、被災者救出の措置をとる。

第6 行方不明者の捜索

- 1 行方不明者の捜索は、災害の規模並びに緊急性等を勘案して、敦賀美方消防組合、敦賀警察署、敦賀海上保安部、自衛隊等及び地域住民と協力して実施する。

- 2 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、期間を延長することができる。

〈救出・救助対策事項〉

発災後～3時間後まで
<p>◎救出、救助を要する状況（行方不明者、生き埋め等の発生）の把握</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険地域等の緊急パトロール（生き埋め者、火災の発生等） 2. 消防部、警察、区長等からの情報入手 <p>◎関係機関への応援要請等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 必要人員、資機材の見積り 2. 県、近隣市町等への応援要請
3時間後～1日後まで
<p>◎救出、救助用資機材の調達、搬送の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救出、救助活動は、消防部が中心となってい、消防団、自主防災組織等は、その支援を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 搬送ルートを選定 2. 搬送 <p>◎行方不明者の早期特定の支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現場情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・地元住民からの収集 ・現場関係者からの収集 ・事業所等からの収集 2. 住民等からの届出のあった行方不明者等の照合、特定
1日後～3日後まで
<p>◎行方不明者の解消</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行方不明者等の照合、特定

〈資料編〉

資料6-6 救助用器具保有状況

資料8-24 防災ヘリコプター緊急運航要請書

資料11-3 ヘリコプター緊急離着陸場一覧

資料15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 1 1 節 要配慮者応急対策計画

実施担当	福祉保健部、関係各部
------	------------

第 1 計画の方針

市は、災害発生時には特に大きな影響を受けやすい、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第 2 迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援し、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。また、市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難支援の実施等に努めるものとする。

被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や、県や他市町等との連携の下、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、市内外の他施設への緊急避難についての情報や他市町又は各施設への避難受け入れについての情報の収集、提供を行う。

市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

第 3 市における対応

市は、要配慮者を支援するため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、敦賀市福祉総合センターを拠点に敦賀市社会福祉協議会の協力を得て次の措置を講ずる。

- 1 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
- 2 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- 3 ボランティア等生活支援、情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- 4 特別な食糧を必要とする場合は、その確保、提供を行う。
- 5 生活するうえで必要な日用品を避難施設等に設置、提供する。
- 6 避難所、居宅へ各種団体の協力を得て相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- 7 老人福祉施設、障害者施設、医療施設、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受け入れ要請を行う。
- 8 身障・老人緊急通報システムの活用を図る。

第 4 外国人に係る対策

- 1 市は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。
- 2 外国人の安否確認、救助活動

市は、警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

3 外国人への情報提供

市は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。

また、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進など、外国人旅行者への情報提供に努める。

<資料編>

資料 2-6 ボランティア団体一覧

資料 1 3-5 要配慮者利用施設一覧（避難確保計画の作成等を要する施設）

資料 1 3-6 要配慮者の状況

第 1 2 節 医療救護計画

実施担当	福祉保健部、病院部
------	-----------

第 1 計画の方針

複合的、広域的災害では、医療機関の機能低下、交通の混乱による負傷者搬送能力の低下等の事態が予想されるため、市は、関係機関の協力を得るとともに連携を密に行い、早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護に当たる。

第 2 被災状況の把握

災害発生時に早期に広域的医療活動を実施するため、救護班、病院班及び消防班は、関係機関から以下の事項について情報収集を行う。

- 1 傷病者等の状況
- 2 医療機関の被災状況
- 3 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施の医療機関に当たっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
- 4 交通機関の被害状況（道路、救急車）
- 5 医療従事者の確保状況
- 6 医療資機材等の需給状況
- 7 薬局の被災状況

第 3 救護活動

1 実施体制

災害が発生した際においては、災害対策本部各班が収集した情報を本部に集約し、以下の判断を行う。

また、市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

- (1) 市は、医療救護活動を開始する必要があると判断されるときに、医療救護活動本部を設置する。
- (2) 市は、重篤な傷病者が発生しているときは、福井県を通じ、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。
- (3) 市は、災害が継続し、傷病者が継続して発生することが予想されるときは、福井県を通じ、日本医師会災害医療チーム（JMAT）及び日本赤十字救護班の出動を要請する。
- (4) 市は、県（二州健康福祉センターを含む）、DMAT、JMAT、医療関係機関等と連携し、医療関係の情報集約及び広域医療体制の確立を図る。
- (5) 医療救護活動本部では、各関係機関がお互いに連絡を密にし、情報共有を行うと

ともに、傷病者の手当て、医師等の確保、医療救護所の設置並びに医薬品、医療用具及び衛生材料の手配等必要な措置を講ずる。また、市のみで対処できない場合は、敦賀市災害対策本部を通じて、県等に協力を要請する。

2 救護所の設置

開設された避難所の状況を確認し、必要に応じて救護所を設置する。

救護所が設置された場合は、状況に応じて医師又は看護職等が巡回、常駐し、避難者の健康相談や体調の確認を行うこととする。

また、避難者の健康状況が著しく悪化する場合には、市内医療機関への搬送や医療救護所の設置を検討する。

3 医療救護所の設置

被害状況に応じて、現地での医療行為が必要と判断した場合は、医療救護所を設置する。

医療救護所では傷病者の状態を観察して重傷度と緊急度を判定し、主に外科的負傷者のうち軽症・中等症者に対する応急手当とし、さらに医療の必要な者は、救急車等を使用し、あらかじめ指定されている災害時収容施設に搬送する。

4 災害時収容施設

災害時収容施設では、以下の対応を行う。なお、受け入れの中心となる救急病院が被災等により機能しない場合、医療救護活動本部は、被災していない病院を後方支援病院として指定し、救急病院と同様の取り扱いとして活動を行う。

- (1) 重傷病患者の受け入れ
- (2) 被災地外へ転送する重傷者の判別とヘリコプター等による搬送手配
- (3) 必要に応じて被災地区への医療救護チームへの応援派遣

5 救護チームの編成

災害の状況を把握し、医療活動が必要と判断した場合、医療救護活動本部は、敦賀市医師会、敦賀市歯科医師会、敦賀市薬剤師会及び各関係機関に救護チームの編成を指示し、医療救護所への派遣を指示する。

チームリーダー	1人（敦賀市医師会及び敦賀市歯科医師会から派遣される医師のうち医療救護活動本部の指名する者）
チーム員	2人（看護師＜医師会及び市＞又は市保健師、歯科衛生士、歯科助手及び薬剤師会から派遣される者）
補助員	1人（市職員又は赤十字奉仕団員）

第4 救護チームの業務

救護チームの各会及び補助員の業務については以下のとおりとし、基本は医療救護所での活動とする。また各部で初動活動の業務の差があることから、各会の活動開始時期及び活動場所は、状況を確認しながら医療救護活動本部で決定するものとする。

1 敦賀市医師会

医療救護所における医療活動の中心となり、災害における混乱時からDMATと連携を取り、医療救護所の運営を行う。

医療救護所における 主な業務	<ul style="list-style-type: none">・医療救護所の医療活動における総括・傷病者に対するトリアージ、応急処置及び医療・災害時収容施設への搬送・死亡の確認及び検案・その他必要な事項
-------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 敦賀市歯科医師会

歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置、後方支援病院への転送の決定及び避難所の長期化に伴う口腔ケア等の医療活動を行う。

医療救護所における 主な業務	<ul style="list-style-type: none">・歯科医療を要する傷病者に対する応急処置・後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定・避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導・警察及び海上保安庁の依頼による検視・検案に際しての法歯学上の協力・その他必要な事項
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 敦賀市薬剤師会

医療救護所における医療活動のための医薬品等の医療資機材を確保し、必要に応じ医薬品等の払い出し、救護所等での調剤、服薬指導を行う。

医療救護所における 主な業務	<ul style="list-style-type: none">・医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導・医薬品等の供給への協力・医療救護所、避難所及び医薬品ストックセンター等における医薬品等の仕分け及び管理・その他必要な事項
-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 市職員又は赤十字奉仕団

補助員として、チームに参加し、医療救護活動本部と救護チームとの連絡調整及び患者搬送状況の確認を行う。またチームにおける庶務を行う。

第5 医薬品の確保

- 1 各医療機関は、医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておく。
- 2 医療及び救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、初期段階において、従事する医療関係者（医療機関）の手持医薬品、衛生材料を繰替使用する。
- 3 病院等は、救護医薬品、資機材が当該地域において確保不能又は困難であるときは、県又は関係業者に対し、調達、あつせんを要請する。
- 4 市外からの救急医療物資は、医薬品ストックセンターに集積し、医療関係機関及び救護所等へ搬送する。

第6 被災者の健康管理、こころのケア体制の確立

災害時に被災者へのこころのケアを含めた健康管理活動が円滑に実施できる活動体制の確立を図るため、県（二州健康福祉センターを含む）と連携を取り、必要に応じ精神科救護所を開設し、精神科医等による巡回相談を実施し、ASD（急性ストレス障害）やPTSD（心的外傷ストレス障害）等の対応を行う。

県は、市から要請があったとき、又は必要と認めたとき、被災者及び救護者のこころのケアのため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療及び精神保健活動にあたる。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置する。

第7 患者等の搬送力の確保

医療救護活動本部は、患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、敦賀市災害対策本部を通じ、県及び関係機関に支援要請を行う。

第8 医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心に応急復旧が円滑に行われるように努め、通常の医療活動ができるよう進める。

〈医療保健対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎市内医療施設の被害状況及び診療収容可能医療施設の把握 1. 医師会、歯科医師会、薬剤師会からの情報収集 2. 警察、消防署からの情報収集
3時間後～1日後まで
◎医療救護需要の把握 1. 警察、消防署からの情報収集 2. 開設された避難所からの情報収集 ◎救護所の設置 1. 看護職が巡回及又は常駐し健康相談の実施 2. 必要に応じ医師の巡回診療 ◎医薬品等の調達可能量の把握及び手配 ◎負傷者等の搬送 1. 各救護所から消防署等へ救急車の要請 2. 災害時収容施設との連絡調整
1日後～3日後まで
◎救護所、医療施設における医療活動に関する情報の収集伝達 1. 負傷者診療状況の把握 2. 診療機能の把握 ◎医療救護所の設置（医療救護の実施） 1. 救護チームの編成、役割分担の明確化 2. 医療救護所での診療及び災害時収容施設への搬送

〈資料編〉

- 資料10-1 救急病院一覧
- 資料10-2 医療機関一覧
- 資料10-3 敦賀地区歯科医師会会員一覧（敦賀市内）
- 資料10-4 敦賀市薬剤師会会員一覧（敦賀市内）
- 資料10-5 敦賀市医師会災害対策本部編成表
- 資料14-1 3 災害時の医療救護活動等に関する協定
- 資料15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 1 3 節 消防応急対策計画

実施担当	消防部
------	-----

第 1 計画の方針

火災を警戒し、鎮圧し、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するため、災害発生時の応急措置等を定めた計画である。

なお、具体的な消防活動は、消防部が定める消防計画による。

第 2 火災の警戒

1 火災警報の発令

本章第 5 節防災気象計画による火災警報が発令されたときは、市民の火気取扱いの制限及び取締りにあたる。

2 火災時の警報発令

強風時における火災又は特殊建築物（会社、工場、官公署、学校、病院、社寺等）の火災は、一般火災と異なり、延焼拡大と飛火による大火災となるおそれがあるため、この種の火災に際しては、消防法に基づく火災信号（近火信号、応援信号等）を吹鳴し、全消防職員及び消防団員を召集し、迅速、的確な消火活動をして被害の軽減を図る。

3 召集出動

火災警報発令時に近い気象のときは、非番消防職員を適宜召集して管内の警戒と火気取扱い業者に対する火気使用の制限について取締りを実施するほか、消防団員については、自宅待機又は団員詰所に召集し、消防職員と並行して警戒にあたり、火災の未然防止を図る。

4 異常時の火災警戒

(1) 強風時の火災警戒

風速 15m/s 以上の風が吹く見込みで必要と認めるときは、適宜消防職員及び消防団員を召集して、火災の予防警戒にあたりるとともに、火災発生に際しては、出動部隊を強化し、第 2 次及び第 3 次出動に備え、火災の拡大防止に努める。

(2) 異常乾燥時の火災

乾燥注意報が発表され、必要と認めるときは、延焼拡大と飛火による大火を防止するため、(1) に準じ、特別警備体制を実施する。

(3) 多発又は続発の火災

第1次部隊出動後、別地域における火災発生に対処するため、出動部隊と無線により連絡するとともに、消防団員を所属器具置場に召集待機させ、火災の多発又は続発に備える。

5 飛火の警戒

大火の原因は、飛火による事例が多いことから、強風時又は異常乾燥時における火災に対しては、特に飛火を警戒するため、消防団員及び各町内自衛消防隊に呼びかけ、付近建物の飛火警戒にあたる。

第3 特殊火災の鎮圧

1 延焼大火災

住居等の密集地、大建築物等の火災発生は、延焼による大火災となる危険性があるため、非常召集サイレンの吹鳴により全消防職員及び消防団員を召集するとともに、必要により近隣市町の応援を要請して、火災の拡大防止に努める。

2 危険物の火災

危険物の火災発生に対しては、特殊燃焼の状況に応じて、泡沫消火剤のエアークラウド又はドライケミカル消火器等化学消火剤による消火に努める。

3 RI施設の火災

放射性物質を利用する施設については、常にこれを把握し、その維持管理を徹底させるとともに、火災発生に際しては、直接注水を避け、広角噴霧注水とする。また、その量によっては大量放水し、稀釈可能なものは、流散させる等機に応じた注水をする。この場合必要以外の人員の立入りを制限し、また、消火活動等に從事させる者については、汚染の検定等を行う。

4 中高層建築物の火災

総じて耐火性の強い建物が多く、建築物自体は燃焼しないが、高熱及び濃煙のため死傷者を伴う大災害をひきおこす可能性があり、原則として、出火建物周辺の状況、発火場所、建物構造等総合的に判断して、次のとおり消防活動を行う。

- (1) 人命救助に重点をおく。
- (2) 建物関係者と連絡を密にする。
- (3) 内部の消防設備を充分活用する。
- (4) 火点の上階へ主力部隊を投入する。
- (5) 必要な消防力を燃焼状況によって判断し、はしご付消防自動車隊、救助隊及び救急隊を出動させ、その他の消防隊と連絡を密にして活動する。

5 トンネル内の自動車火災

濃煙及び熱気により消防活動がそ害され、内部の状況把握が困難になり、しかも進入口が限定されているので消火が困難である。

また、自動車の種類も多種多様で、危険物積載車、LPガス積載車、大量可燃物積載車、大型バス等大災害発生の要因は、極めて高いので、次のとおり消防活動を行う。

- (1) トンネルの延長、トンネルの防災設備、自動車交通量等を事前に把握し、大災害防ぎょ計画を樹立する。
- (2) 人命救助を優先して行うため、酸素、空気呼吸器等を着用した人命検索隊を先行させ、援護注水する。
- (3) 濃煙及び熱気の発生量が多いので、排煙について高発泡及び噴霧注水を有効に活用する。
- (4) 酸素、空気呼吸器等の使用時間及び隊員の疲労を考慮して、交替要員を確保する。
- (5) 交通停滞によって起こる事故を考慮して、あらかじめ警察署と協議し、その措置を講ずる。

6 林野火災

林野火災は、交通及び水利ともに不便な地域の山林原野の火災であって、発見、通報連絡が遅延しやすく、延焼範囲が広がって火勢は、猛烈に拡大する。

また、長時間の防ぎょとなる関係上食糧、飲料水、医療器材等の補給、変化ある気象関係から集落火災についても考慮して、次のとおり消防活動を行う。

- (1) 消防隊を消防本部及び消防団ごとに編成し、指揮命令を統一する。
- (2) 防ぎょ担当面を指定し、火点包囲の体制をとる。
- (3) 時期を失しないように防火線を設定する。
- (4) 集落の延焼を防止し、状況により緊急避難の処置をとる。

第4 断減水時の水利の確保

気象その他の事態により消防水利の断水又は減水が予想されるので、この事態が生じたときは、火災時の水利確保に支障をきたさないよう速やかに応急措置をとる。

第5 応援部隊の誘導

他市町からの応援消防隊に対する誘導は、火災発生地域の消防分団の班長以上の者を責任者と定めているが、現場本部設置とともに本部係員をこれにあて、状況に合致した消防体制をとる。

第6 救急救助

救急救助業務については、消防部の救急救助業務の定めによる。なお、大規模事故による場合は、救急業務計画の定めによる。

第7 応援計画

- 1 消防部は消防力の強化を図るため、県内の市町、消防機関と締結している消防相互応援協定に基づき、相互に応援する。
- 2 船舶火災及び沿岸集落の消防活動を敏速にするため、敦賀海上保安部と締結している協定に基づき、相互に応援する。
- 3 消防部は、延焼大火災及び林野火災等のおそれがあるときは、必要に応じて自衛隊、県等関係機関に対し知事を通じてヘリコプターによる消火を要請する。

第8 相互協力

敦賀警察署及び消防部は、放火又は失火を防止するため、相互に協力する。

<資料編>

- 資料5-1 敦賀市危険物施設数一覧
- 資料5-2 石油類販売業者一覧
- 資料5-3 LPガス販売業者一覧
- 資料5-4 火薬庫の状況
- 資料5-5 毒物劇物営業者等の状況
- 資料6-1 敦賀美方消防組合の組織機構
- 資料6-2 消防団の状況
- 資料6-3 敦賀消防団管轄区域表
- 資料6-4 消防通信系統図
- 資料6-5 消防車両配置状況
- 資料6-6 救助用器具保有状況
- 資料6-7 消防水利の状況
- 資料6-8 化学消火薬剤備蓄状況
- 資料6-9 消防相互応援協定等の状況
- 資料7-3 プール設置状況
- 資料14-3 福井県広域消防相互応援協定

第 1 4 節 水防計画

実施担当	建設部、産業経済部、水道部
------	---------------

第 1 計画の方針

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これらによる被害を軽減するための計画である。なお、水防活動は敦賀市水防計画により実施する。

第 2 水防の責任

1 福井県水防本部の責任

知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものを指定し、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない（水防法第 11 条）

知事は水防警報を発表したとき、又は通知を受けたときは、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。（水防法第 16 条）

知事は、洪水予報を行う河川として指定した河川以外の二級河川で、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものを指定し、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。（水防法第 13 条）

2 市の責任

水防法並びに県及び市の水防計画に基づき、管理区域内における水防体制と組織の確立強化を図り、区域における水防を十分果たす。

3 福井地方気象台の責任

福井地方気象台は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに必要に応じて放送機関、新聞社、その他報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。（水防法第 10 条）

ただし、通信の途絶その他の理由によって緊急やむを得ない場合は新潟地方気象台において行う。

4 市民の責任

水防管理者（水防本部長）又は敦賀美方消防組合消防本部消防長より出動を命ぜら

れたときは、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、管理区域に居住する者は、常に気象状況、出水状況等に注意し、水害が予想されるときは、進んで水防に協力しなければならない。

第3 水防区域

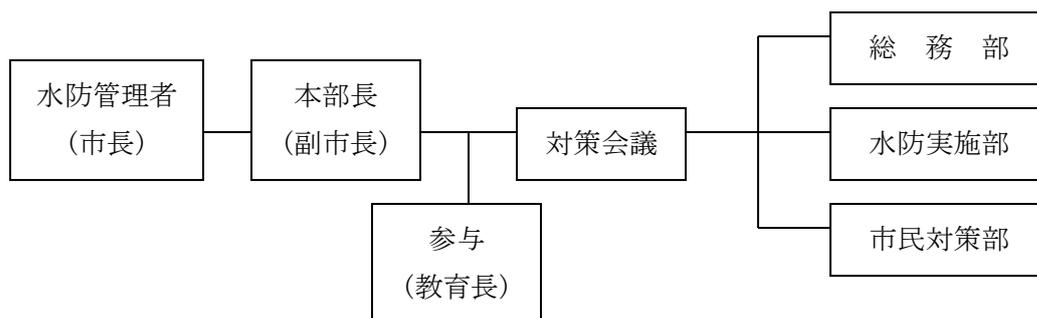
水災のおそれがあると認められる区域は、敦賀市水防計画に定めるとおりである。

- 1 河川水防区域（敦賀市水防計画参照）
 - (1) 二級河川
 - (2) 砂防指定地
 - (3) 準用河川及び法定外普通河川
 - (4) 重要水防区域
- 2 海岸水防区域（敦賀市水防計画参照）

第4 水防機構及び組織

- 1 水防管理者は、水防法第 11 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定による通知を受けたときから洪水、高潮による危険が解消するまでの間、水防計画の定めにより、事務を処理する。
- 2 水防活動は、消防部の協力を得て実施する。
- 3 水防管理者は、必要があると認めたときは、敦賀市水防本部を設置する。その機構は次のとおりとし、事務所は建設部道路河川課に置く。ただし、災害対策本部設置後は、水防本部の組織は本部に受け継がれ、市長の指揮監督を受ける。

水防本部の組織系統



第5 洪水予報及び水防警報

- 1 水防管理者は、水防法第 11 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定による通知を受けたときは、河川、水閘門等管理者、海岸、海岸施設管理者及び市民に対し、その旨の周知徹底を図る。
- 2 水防管理者は、洪水又は高潮のあることを自ら知り、又は水防法第 10 条の 2 の規定による通知を受けた場合において、知事の定める通報水位を超えるときは、その水位

の状況を敦賀土木事務所長に通報する。

- 3 水防法第 16 条の水防警報指定区域は、次のとおりとする。

笙の川	左岸 右岸	敦賀市小河口 小河川合流点から日本海まで
井の口川	左岸 右岸	敦賀市三味線川合流点から日本海まで

- 4 水防法第 11 条の福井県知事が行う洪水予報の区域は、次のとおりとする。

笙の川	左岸 右岸	敦賀市小河口 小河川合流点から日本海まで
-----	----------	----------------------

第 6 水門、閘門、堰堤、ため池等の操作

- 1 水防管理者は、水害防止上各用水管理者と水門操作についてあらかじめ協定しておく。
- 2 各河川の水閘門管理者は、施設の異常の有無を調査し、毎年 6 月末までに市担当所管課に報告する。
- 3 当該施設の管理者は、水防に関する通報を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の開閉を行う。

第 7 輸送

- 1 水防管理者は、非常の際の輸送を確保するため、車両、舟艇等の所有者とその借上げについてあらかじめ協定する。
- 2 輸送は、市保有車両、消防車、借上げ車両、舟艇等により必要資材、水防要員等の輸送にあたる。

第 8 水防施設及び資材器具

- 1 水防管理者は、水防倉庫に必要な器具及び資材を保管しなければならない。水防倉庫の管理は、建設部道路河川課が行う。
- 2 必要資材確保のため、地域内関係業者と協定し、緊急時に備える。また、器具資材が使用又は損傷により不足を生じたときは、直ちにこれを補充しておく。

第9 水防体制及び出動

敦賀市の水防体制は、次による。

待機体制、準備体制は建設部長の、警戒体制、非常体制は水防本部長の指令により行う。

体制別	出動部門	内 容	備 考
第1配備 (待機)	建設部 道路河川課	(1)大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が発表された場合 (2)基準地点の水位が水防団待機水位(通報水位)を上回りさらに上昇するおそれがある場合 上記の場合、解除まで1個班24時間交代(敦賀市水防計画第8章第1の出動)	自宅待機を含む。
第2配備 (準備)	水防実施部	(1)大雨、洪水のいずれかの警報が発表された場合 (2)基準地点の水位が避難判断水位に達した場合、又は氾濫注意水位(警戒水位)を上回りさらに上昇するおそれがある場合 上記の場合、変更があるまで半数交替	
第3配備 (警戒)	水防本部各部	(1)高潮警報が発表された場合 (2)基準地点の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達した場合、又は避難判断水位を上回りさらに上昇するおそれがある場合 (3)土砂災害警戒情報が発表された場合 (4)記録的短時間大雨情報が発表された場合 上記の場合、所属人員全員を以って警戒にあたる。(敦賀市水防計画第8章第2の出動)	
第4配備 (非常)	水防本部各部	(1)大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (2)特別警報(大雪を除く。)が発表された場合 上記の場合、敦賀市災害対策本部に移行できる体制とする。	

第10 水防監視警戒

- 1 水防管理者、消防機関の長は、水防法第9条の規定により、必要があると認めるときは、市職員、消防職員又は消防団員を派遣して、河川水防区域を巡視させ、水防上危険があると認められる箇所があるときは、直ちに敦賀土木事務所長又は関係施設管理者に対し、必要な措置を求めるものとする。
- 2 水防管理者は、県から水防警報等を通知されたときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、その他特に重要な水防箇所を中心として巡回し、次の状態に注意して異常を発見した場合は、直ちに水防作業を実施するとともに、敦賀土木

事務所長及び関係施設管理者に連絡するものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれがある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 樋門の両軸又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋りょうその他の構築物と堤防との取付部分の異状

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

4 水防管理者は、水防上必要があるときは、敦賀警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第11 避難のための立退き

1 水防管理者は、洪水又は高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条に基づき必要と認める区域の居住者に対してラジオ、広報車、信号、防災情報伝達システム、CATV防災放送、コミュニティFMその他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。

2 水防管理者は、立退きの指示をする場合、敦賀警察署長にその旨を通知するものとし、その状況を敦賀土木事務所長に報告するものとする。

3 避難場所は、本章第9節避難計画によるものとし、避難場所には市職員を配置するなど、必要な受入れ体制をとらなければならない。

第12 水防体制の解除

水防管理者は、水防警報河川の水位が水防団待機水位以下に低下し、かつ、危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、市内で水防活動の必要がなくなったときは、水防体制を解除し、これを一般に周知させるとともに関係機関に通知するものとする。また、敦賀土木事務所長を通じ福井県水防本部にその旨報告するものとする。

第13 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終了したときは、報告書を作成し、水防活動実施後2日以内に敦賀土木事務所長に報告し、水防記録を作成保管するものとする。

<資料編>

資料4-1 重要水防区域一覧

資料4-9 農業用ため池一覧

資料6-10 水閘門管理者一覧

資料6-11 水防資器材備蓄一覧

資料8-9 笙の川洪水予報連絡系統図

資料8-8 洪水予報の伝達先

資料8-10 洪水予報の発表形式イメージ

資料8-11 水位周知発表基準

資料8-12 井の口川水位到達情報連絡系統図

第15節 災害警備計画

実施担当	市民生活部、敦賀警察署、敦賀海上保安部
------	---------------------

第1 計画の方針

災害時において的確な警察活動を行うための計画である。

なお、災害時における警察活動は、「福井県警察大規模災害警備計画」及び「海上保安庁防災業務計画」の定めるところにより実施する。

第2 災害時における警察の任務

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護し並びに公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

第3 警備体制

敦賀警察署長は、管内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、県警察本部に災害警備本部又は災害警備対策室が設置された場合には、敦賀警察署災害警備本部を、県警察本部に災害警備連絡室又は災害警備準備室が設置された場合には、敦賀警察署災害警備連絡室又は災害警備準備室を設置し、必要な体制を確立するものとする。

また、災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは、体制を改廃するものとする。

第4 災害応急対策

災害が発生した場合には、避難の措置、人命の救助、交通の確保、災害情報の収集、犯罪の予防・取締り、死者・行方不明者に対する措置、広報等を実施して被害の軽減及び被災地の秩序維持に務めるものとする。

第16節 飲料水、食糧、生活必需品の供給計画

実施担当	福祉保健部、産業経済部、建設部、水道部、教育部
------	-------------------------

第1 計画の方針

市は、災害発生時における市民の生活を保護するため、飲料水、食糧、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な施策を講ずる。

第2 給水対策

災害発生時には水道等給水施設の損壊が予想されるため、早期に給水体制を確立し、応急給水に努める。

1 給水体制

飲料水供給の直接の実施者は市とする。ただし、市に能力の限界をきたしたときは、公益社団法人日本水道協会福井県支部に、日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請するとともに、県及び他の市町に、福井県・市町災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

また、敦賀市管工事協同組合に、敦賀市と敦賀市管工事協同組合の災害時における協力に関する協定に基づき応援を要請する。

2 給水目標

給水目標として、被災直後2～3日は生存に必要な水1人1日30ℓを、4、5日後は洗面等に必要生活用水1人1日30ℓを、10日後は暫定給水に必要な1人1日100ℓを確保する。

3 水源の確保

主水源は、木ノ芽水系1号井から3号井までのうち1井及び黒河水系の4号井から11号井までのうち2井の計3井を水源とする。1号井から3号井までのうち1井を水源で直接取水し、4号井から11号井までのうち2井は、昭和配水池8,300 m³を利用し、最低6,600 m³を確保する。

4 給水方法

本部の指示に従い、1人1日30ℓを最少給水量として、拠点運搬給水を実施する。

なお、運搬給水は仮配管等が完了し応急給水栓が設置され、給水が開始されるまでとする。

(1) 拠点給水場所

- ア 本部が指定する避難場所
- イ 本部が指定する医療機関
- ウ 本部が指定する炊き出し場所

エ その他本部が指定する場所

(2) 輸送による給水

ア 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）によって補給、上水道の水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。ただし、この場合は、衛生防疫上必ず上水道課の指示によらなければならない。

また、必要に応じて二州健康福祉センターと協議を行う。

イ 給水基地へ給水タンク、ドラム缶に入れて車両等によって輸送を行った後、給水基地において、ポリタンク、ペットボトル、給水袋等の容器で配水を行う。

(3) ろ水機による給水

局地的給水、又は陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水機による給水基地を設営する。

(4) 家庭用井戸水等による給水

ア 家庭用井戸水及び避難所に設置されている防災井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の罹災者のために飲料水として給水する。

イ 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過及び消毒等により飲料水として確保する。

5 その他

(1) 給水の実施に当たっては、給水場所、時間等について充分に広報を行い、各関係機関等の協力を得て、円滑に行うよう努める。

(2) 災害に備え各家庭、事業所ごとに 10ℓ～20ℓ入りポリ容器等を必要数常備しておくよう市民及び関係者へ周知徹底するものとし、迅速かつ的確に応急対策を行えるように準備しておく。

(3) 消毒用資材等についても必要数確保保管しておく。

〈給水対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎水道施設被害の把握 1. テレメーターで配水池の配水量チェック 2. 配水施設のパトロール 3. 通報又は問い合わせによる被害状況のとりまとめ 4. 被害の程度によっては配水を停止する。
3時間後～1日後まで
◎給水需要、可能量の把握 1. 断水地域の把握 2. 給水可能量の把握 ◎給水方針の決定 1. 給水タンク、トラック、人員 2. 給水場所の決定

3. 給水時間（午前8時から日没まで） 4. 応急給水の期限（通水するまで） ◎給水体制の確立 1. 人員、車両の手配 2. 資機材の確保、応援要請 3. 給水場所設置（午前8時から日没まで） ◎管工事業者等へ応急復旧の要請（資機材の確保と人員の手配）
1日後～3日後まで
◎給水場所の見直し 1. 優先給水地域の決定 2. 優先給水施設への搬送 3. 配水管に仮給水場を設ける。 4. 給水地域への広報 ◎上水道施設応急復旧方針の決定 1. 復旧の順番は、水源地から、また配水管は幹線を優先する。 ◎復旧体制の確立

第3 食糧の供給

災害時に被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧の円滑な供給を実施する。

1 配布の対象者

- (1) 避難所へ避難した者
- (2) 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 旅行者、宿泊人等
- (4) 救助作業、その他の災害応急対策業務に従事する者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 食糧の供給

- (1) 避難者数等から必要数量の把握を行い、備蓄食糧の配布、加工食品（弁当等）の調達及び必要に応じて炊き出しによる供給計画を作成する。
- (2) 食糧の配布は、原則として避難所で実施する。
- (3) 避難所等での受入れ、配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。
- (4) 高齢者、障がい者、幼児など要配慮者に優先的に配布する。

3 食糧の調達、搬送

(1) 備蓄食糧

備蓄倉庫より搬出して避難所等へ配布する。

(2) 調達食糧

ア 流通状況に応じ、卸売業者、小売販売業者から調達する。

イ 調達食糧は各避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、敦賀市公設地方卸売市場で受け入れ、仕分けのうえ、各避難所等へ搬送する。

(3) 救援食糧

ア 市において食糧の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。

イ 県及びその他自治体等からの救援食糧は敦賀市公設地方卸売市場で受け入れ、仕分けのうえ、学校給食センター及び各避難所へ搬送する。

(4) 市が実施する搬送については公用車、応援車を用いるが、状況に応じて運送業者に委託する。

4 炊き出しの実施と配布

炊き出しは、基本的に学校給食センターにおいて炊き出し班が行う。炊き出しによる食糧(弁当等)は、輸送物資(罹災証明)班が各避難所に搬送する。

ただし、被害状況に応じては炊事用具を調達し、避難所等において自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

(給食対策事項)

発災後～3時間後まで	
食糧備蓄先、主食提供業者、給食施設等の被害状況の把握	
食糧備蓄先	— 農政局各県拠点、J A
主食提供業者	— 米穀販売業者〇〇店
給食施設	— 学校給食センター
道路被害	— 本部にて確認
} 電話又は現地確認	
3時間後～1日後まで	
◎ 給食需要の把握	
1. 避難者数(乳幼児数)	
2. 調理不能者数(乳幼児数)	
3. 応急対策要員数	
◎ 食品の調達	
1. 食品の調達可能量の把握(市内、市外)	
2. 備蓄食糧の蔵出し	
3. 食品の購入、弁当業者への発注	
◎ 炊き出しの実施	
1日後～3日後まで	
◎ 食品の配布	
1. 避難収容者への配布方法	
2. 調理不能者への配布方法	

3. 孤立地域への配布方法
- ◎ 給食対象人員の早期固定化
 - ◎ 給食施設の応急復旧

第4 生活必需物資の供給

災害時には生活必需品をそう失又は破損し、日常生活を営むことが困難な者が生じる可能性があるため、これらの物資を迅速確実に供給するよう努める。

1 実施対象者

災害により家屋の全焼、全壊、埋没、半焼、半壊等の被害を受けた者で生活上必要な家財等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 支給品目

支給する物資は、寝具、衣類、日用品、その他の生活必需品を必要に応じ現物をもって支給する。

3 物資の調達、搬送

- (1) 備蓄倉庫より搬出して避難所等へ配布する。
- (2) 所要物資は、流通状況に応じ、卸売及び小売販売業者から調達する。
- (3) 所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。
- (4) 調達物資は、避難所へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難場所等へ搬送する。
- (5) 衣料、生活必需品の給与又は貸与を実施する場合は、物資支給、配布状況表及び物資調達台帳等を整備する。

4 救援物資の受け入れ、集積、配分

市は、被災地域の必要物資の必要量を速やかに把握し、市内で調達ができない場合は、必要物資の種類、数量及び受け入れ場所を県及び応援協定締結市に連絡し、応援を要請する。

また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。

市及び県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

(1) 物資の受け入れ、集積場所

敦賀市公設地方卸売市場を一時集積所として職員を配置し、援助物資の受け入れ作業及び仕分け作業を行う。

(2) 配布方法

避難所に配布された物資は、各避難所の運営責任者の指示により、避難所内自治組織を通じて、こどもや病弱者等を優先しながら配布する。

避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資

の情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

〈生活必需品対策事項〉

発災後～3時間後まで
3時間後～1日後まで
◎需要の把握 1. 避難者数の把握 2. 被災者数の把握 3. 必要物品の選定 ◎生活必需品等の調達、輸送 1. 調達可能量の把握（市内、市外） 2. 生活必需品の購入 3. 日赤福井県支部へ衣料品等（毛布、下着）の供給要請 4. 生活必需品の輸送
1日後～3日後まで
◎生活必需品の配布方針の決定、広報 救援物資の受付、輸送、配分 1. 救援物資等の受付、仕分け 2. 救援物資集積地の決定 3. 救援物資取扱要員の確保

〈資料編〉

- 資料7-4 応急給水機器保有状況（上水道課）
- 資料7-6 応急復旧体制の概要（上水道課）
- 資料7-7 災害復旧作業のフローチャート（上水道課）
- 資料9-1 災害備蓄倉庫一覧
- 資料9-2 災害備蓄品保有状況（危機管理対策課）
- 資料9-3 米穀販売店一覧
- 資料9-4 主要調達先一覧
- 資料9-5 炊出し予定場所一覧
- 資料14-9 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定（敦賀市・福井県民生協同組合）
- 資料15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表
- 資料15-9 敦賀市災害応急用井戸協力の家登録制度実施要綱

第 17 節 緊急輸送計画

実施担当	関係各部、関係各機関
------	------------

第 1 計画の方針

市は、災害時の災害応急対策を実施するための要員・緊急物資・復旧資材等の緊急輸送の確保、道路交通の確保、障害物の除去等を行うことにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第 2 緊急輸送

1 実施責任者

災害輸送は、他の計画で定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行う。市その他の実施機関で処理できないときは、これらの機関の要請に基づき、県に対し、車両その他の輸送力の確保、調達を要請する。

2 輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲により次のうち最も適切な方法により行う。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 船舶等による輸送
- (4) 飛行機、ヘリコプターによる輸送
- (5) 人力による輸送

3 自動車による輸送

- (1) 災害の種別及び程度によって道路交通が不能となる場合以外は、自動車による輸送を行う。

ア 原則として、災害応急対策実施機関保有自動車による。不足する場合は、他の実施機関の保有自動車を使用する。

イ さらに、不足する場合は、各実施機関が営業者より直接調達する。

ウ 必要な場合は、福井県トラック協会敦賀支部に協力要請を行う。

- (2) 災害対策本部総務班は、災害対策本部各部の要請に基づき、使用目的に合わせて適正配車に努める。

- (3) 災害対策本部各部班は、応急対策を実施するうえで自動車が必要になったときは、財政班長に対し、次の輸送条件を示して配車を要請する。

ア 輸送区間及び用途

イ 輸送量及び車両の台数

ウ 車両使用予定日時

エ その他の条件

4 鉄道による輸送

災害により自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合において、鉄道による輸送が適当であると認めるときは、県に要請し、鉄道による輸送を行う。

5 船舶等による輸送

- (1) 災害により陸上輸送が不可能なときは、船舶等による輸送を行う。市内に借上げすべき船舶等がないときは、県又は近隣市町に要請する。
- (2) 救援物資の受け入れ、積出し施設の確保並びに荷役及び輸送については、港湾荷役業者の協力を得る。

6 飛行機、ヘリコプターによる輸送

災害により陸上輸送が全て不可能なとき、又は空中輸送を必要とするときは、県に対し、自衛隊の航空機による輸送について出動要請を行う。

7 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能なとき、又は人力による輸送が適切なときは、人夫等による人力の輸送を行う。

8 優先される人員及び物資

災害時における優先輸送される人員及び物資は、おおむね次のとおりとするが、物資については、災害の範囲、災害の実情、輸送方法等を総合的に勘案し、関係機関と密接な連絡、協議のうえ決定する。

なお、物資を輸送する際、緊急交通路を通行するときには、その請求により市長は、緊急物資である旨の証明を行い、公安委員会の発行する標章及び証明書の交付を受け、これを携行する。この場合、標章は、当該自動車の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(1) 人員

- ア 災害対策本部員
- イ 救出された被災者
- ウ 公共施設の応急復旧作業員
- エ 災害応急措置要員

(2) 物資

- ア 食糧及び飲料水
- イ 医薬品及び防疫資材
- ウ 生活必需物資
- エ 災害応急復旧資材
- オ 自動車用燃料

(3) 標章及び証明書の交付

災害対策基本法に定める標章及び証明書であって、本節第3交通対策の定めるところにより、その交付を受ける。

9 輸送力の確保

(1) 応急救助については、緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送を確保する。

(2) 確保できる車両、船舶等を常に把握しておく。

10 燃料の確保

自動車用燃料の確保ができない場合には、敦賀石油事業協同組合に対し供給協力を要請する。

第3 交通対策

1 道路の交通支障箇所の通報連絡

(1) 市が管理する道路等

災害により、道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況が予想され、又は発見したとき、もしくは通報等により覚知したときは、直ちにこれを調査し、その路線名、箇所、被害拡大の有無、う回路線の有無、被害の状況等を市長に報告し、敦賀土木事務所長、敦賀警察署長及び敦賀美方消防組合消防長に通報し、又は連絡する。

(2) その他の道路等

ア 敦賀土木事務所長は、管内の道路、橋りょう等の支障箇所について、市長及び敦賀警察署長に通報し、又は連絡する。

イ その他の道路管理者は、その管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について、必要に応じ関係機関の長に通報し、又は連絡する。

2 交通規制に関する措置等

(1) 交通規制

災害の発生により、道路等が危険な状態にあると認められる場合又は危険を予知した場合は、被災地及びその付近の状況により、関係機関は、次の区分によって通行を禁止し、又は制限する。

実施者	事由	根拠法
道路管理者	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法 第46条
公安委員会 警察署長 警察官	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められる場合 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止し、又は制限する必要があると認められた場合	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条 第5条 第6条

ア 道路管理者は、交通規制を行うときは、速やかに、その旨を敦賀警察署長その他関係機関の長に連絡するとともに、道路標識の設置、報道機関への協力依頼、市広報紙等により一般に周知する。この場合、適当な回路を道路標識に明示し、一般の交通に支障のないようにする。

イ 公安委員会は、交通規制を行うときは、速やかに、その旨を当該道路管理者その他関係機関の長に連絡するとともに、道路標識の設置、報道機関への協力依頼等により一般に周知する。

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

ウ 敦賀警察署長は、交通規制を円滑かつ適正に行うため必要な交通情報の収集と広報にあたり、交通規制を行うときは、速やかに、その旨を県警察本部長に報告するとともに、当該道路管理者に連絡する。

(2) 緊急通行車両の確認申請等

ア 確認申請

緊急通行車両の確認申請は、敦賀警察署及び交通検問所において、緊急通行車両事前届出済証を提出して行い、緊急通行車両等確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。ただし、あらかじめ緊急通行車両事前届出済証の交付を受けていない車両については、敦賀警察署等において、緊急通行車両確認申請の手続きを行う。

なお、災害応急対策に必要な車両については、公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度により届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておく。

イ 確認標章の掲示等

確認標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、確認証明書は当該車両に備え付ける。

3 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

4 交通情報の収集と広報活動

(1) 情報収集

ア 災害時における道路交通情報の収集については、市及び敦賀警察署があたり、その情報の受伝達については、相互に連絡する。

イ 公共交通機関（鉄道、バス）の運行状況の情報については、市と西日本旅客鉄道（株）敦賀駅及び各地方バス事業者との間で相互に連絡し、収集する。

ウ 関係機関は、市、敦賀警察署及び防災関係機関の行う情報収集について協力する。

(2) 広報活動

市及び関係機関は、収集した情報に基づき交通規制状況やう回路、通行禁止制限解除の見通し及び公共交通機関の運行状況等について、本章第8節災害広報計画により広報を実施する。

<資料編>

資料5-2 石油類販売業者一覧

資料11-1 敦賀市役所車両保有台数一覧

資料11-3 ヘリコプター緊急離着陸場一覧

資料11-4 陸上輸送業者一覧

資料11-5 海上輸送業者一覧

資料11-6 乗船施設一覧

第18節 交通施設応急対策計画

実施担当	建設部、産業経済部、関係各機関
------	-----------------

第1 計画の方針

市の交通施設は、災害時において緊急物資の輸送、復旧対策等の円滑な実施に欠かすことのできない重要施設であることにかんがみ、関係機関が、あらかじめ定める応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。

第2 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、架橋の設備等の応急工事、冠水したアンダーパス部の排水作業等により、交通の確保を図る。

道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第3 鉄道施設

- 1 鉄道事業は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 2 線路、橋りょう等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。
- 3 鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保につき、応援を要請する。

第4 港湾（漁港）施設及び航路施設

- 1 敦賀港湾事務所及び漁港管理者は、被災した港湾、漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路、泊地のしゅんせつ、岸壁、物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。
- 2 敦賀海上保安部は、水路が損壊、又は水深に異常を生じた場合及び灯、浮標等の流失、移動等航路施設に被害が生じた場合、関係機関にその旨周知徹底するとともに安全確保のため、緊急を要するときは巡視船艇を配置し注意喚起の措置をとる。

第19節 上水道、下水道施設応急対策計画

実施担当	水道部、文化交流部、教育部
------	---------------

第1 計画の方針

市は、災害の発生に際し、上水道及び下水道施設の防護に努め、あわせて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

第2 上水道施設

1 応急復旧対策

(1) 取水施設、導水施設

水源、導水管の破損等に対しては、第1次復旧工事を行う。

(2) 浄水施設

浄水池、ポンプ場等は、駆体そのものの崩壊は少ないと思われるが、電気関係、附属配管、滅菌配管の被害に対しては応急復旧を行う。

(3) 送・配水施設

ポンプ設備は、災害時の停電を考慮し、自家発電により制御機器を操作し、送・配水の応急措置をとる。

送・配水管の被害に対しては、第1次復旧、第2次復旧工事に区分し復旧を行う。

2 災害時の広報

水道施設の被害状況、復旧の見通し等を周知し、混乱を防ぐために最大限の広報活動を行う。

3 入浴施設の確保（避難班）

必要に応じて各避難所等に仮設入浴施設等を設置する。

第3 下水道施設

1 応急復旧対策

下水道管理者は、災害発生時において、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに下水道施設等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(1) 災害により下水道施設等に被害が発生したときは、その状況を速やかに調査し、施設の重要度、破損の程度等を勘案して緊急度の高い箇所から応急復旧工事を実施

し全施設の早急な機能の回復を図る。

(2) 下水の排除は、応急排水ポンプによるほか、状況によっては、仮排水路等も設置して、浸・湛水の早急な解消を図る。

(3) 停電のため、ポンプ場及び処理場の機能が停止した場合には、ディーゼルポンプ又はガソリンポンプによって運転を行い、機能停止による排水不能が起こらないようにする。

2 災害時の広報

関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況、復旧状況等を広報する。

3 代替施設設備の活用（避難班）

避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図る。

<資料編>

資料7-1 水道施設の状況

資料7-2 上水道配水区域の状況

資料7-3 プール設置状況

資料7-4 応急給水機器保有状況（上水道課）

資料7-5 敦賀市管工事協同組合緊急連絡体制

資料7-6 応急復旧体制の概要（上水道課）

資料7-7 災害復旧作業のフローチャート（上水道課）

資料7-8 緊急飲料タンク一覧

資料7-9 下水道事業の状況

資料7-10 敦賀市公共下水道事業下水道施設の概要

資料7-11 地震災害復旧作業フローチャート（下水道課）

第20節 通信、放送施設応急対策計画

実施担当	NTT西日本（株）福井支店、各放送事業者
------	----------------------

第1 計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保する。

第2 電気通信施設

NTT西日本（株）福井支店は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

1 応急対策

災害が発生又は発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

- (1) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- (2) 孤立防止用移動無線機、災害応急復旧用無線電話機の運用
- (3) 可搬無線機又は衛星通信車載局による伝送路及び回線の作成
- (4) 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- (5) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- (6) 臨時公衆電話及び臨時電報サービス取扱所の設置
- (7) 避難所等への特設公衆電話の設置

2 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、次の情報連絡と広報活動を行う。

- (1) 電気通信設備の被災状況及び復旧状況等重要な情報の地方自治体への連絡
- (2) 電気通信設備の被災状況に応じた案内サービス
- (3) 局前掲示及び広報車による電気通信設備の復旧状況の広報

第3 放送施設

1 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組のみの送出継続に努める。

2 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機械を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

3 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏

所を設け、放送の継続に努める。

4 視聴者対策

(1) 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

(2) 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

第21節 電力、ガス施設応急対策計画

実施担当	北陸電力（株）敦賀営業所、各発電所、敦賀ガス（株）他
------	----------------------------

第1 計画の方針

電力施設及びガス施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力及びガスの供給確保に努める。

第2 電力施設

電力事業者は、次の応急活動を実施する。

1 実施内容

(1) 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電・変電施設、設備及び送電・配電経路等に被害があった場合は、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

(2) 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

2 応援協力

(1) 電力事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電力事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

(2) 電力事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電力事業者の応援を要請する。
また、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

第3 ガス施設

敦賀ガス（株）及びガス製造・販売事業者は、次の応急活動を実施する。

1 実施内容

(1) 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋りょう架管、整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行う。

(2) 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又はガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合もしくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

- ア ガス製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、安全措置を講ずる。
- イ ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずる。
- ウ 防災関係機関へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。

2 応援協力

ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他のガス事業者の応援を要請する。

<資料編>

資料5-3 LPガス販売業者一覧

第 2 2 節 危険物施設等応急対策計画

実施担当	消防部
------	-----

第 1 計画の方針

危険物施設等の管理者は、災害の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第 2 危険物施設

危険物施設の災害による被害を最小限にとどめるため、関係事業所等の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は火災等の災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講ずる。

- 1 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
- 2 危険物施設の応急点検
危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
- 3 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- 4 災害発生時の応急措置
危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- 5 防災関係機関への通報
災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。
- 6 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置
災害発生の事業所等は、消防、警察等関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第 3 火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の災害による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講ずる。

- 1 保安責任者は、災害による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。
 - (1) 施設の安全確認及び爆発、火災に対する適切な措置
 - (2) 危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置
 - (3) 火薬類の数量等の確認
 - (4) その他災害の発生防止又は、軽減を図るための措置

- 2 県が災害の発生の防止又は公共の安全の維持を行うため、保安責任者等に対する火薬類の持出し等緊急措置命令を発した場合、市はこれに協力する。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス施設の災害による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規程により、次の保安措置を講ずる。

- 1 製造者等は、災害による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。
 - (1) 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
 - (2) 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避又は安全措置
 - (3) 落下防止、転倒防止等の安全措置
 - (4) その他災害の発生の防止又は、軽減を図るための措置
 - (5) 従業者及び付近の住民に対し退避するよう警告する措置

- 2 県が災害の発生の防止又は公共の安全の維持を行うため、製造者等に対する操業の一時停止等の緊急措置命令を発した場合、市はこれに協力する。

第5 毒物、劇物取扱施設

消防部は、県及び敦賀警察署と協力し、毒物・劇物取扱施設が災害又は事故等により被害を受け毒物劇物が飛散、漏洩、流出又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、危険防止のための必要な措置を講ずる。また、必要に応じ市はこれに協力する。

<資料編>

- 資料5-1 敦賀市危険物施設数一覧
- 資料5-2 石油類販売業者一覧
- 資料5-3 LPガス販売業者一覧
- 資料5-4 火薬庫の状況
- 資料5-5 毒物劇物営業者等の状況

第23節 住宅応急対策計画

実施担当	建設部
------	-----

第1 計画の方針

市は、応急仮設住宅の設置や被害家屋の応急修理の実施又は既存市営住宅等の活用により、被災市民の住居の確保を図る。

第2 実施体制

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市長が必要と認めるときは市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事は同法に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する。

知事は、状況により必要と認めた場合は、これらを市長に委任することができる。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、敦賀建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。

第3 応急仮設住宅の建設

1 設置場所

市において決定する。なお、市は、洪水、高潮、津波、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に建設可能な用地を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮するものとする。

設置場所は、原則として市有地等の空地を利用して建設する。応急仮設住宅を建設する際にその場所が私有地となる場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

2 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定は市が行うが、災害救助法が適用された場合には、県が市の協力を得て行う。

入居者の選定に当たっては、以下の入居者基準を参考に、民生委員等との協議を行う。ただし、全ての項目に該当する者が3割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

- (1) 住家が全壊（焼）世帯
- (2) 居住する住家がない世帯
- (3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯
 - ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - イ 一定の資産のない失業者
 - ウ 一定の資産のない母子家庭

エ 一定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者等の世帯

3 高齢者及び障がい者等要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮するとともに、地域コミュニティの形成や心のケアを含めた健康面にも配慮し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見を反映したものとする。

4 被災者に対する住宅相談

民間団体の協力を得て相談所を開設し、仮設住宅の入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

第4 住宅の応急修理

1 対象者

- (1) 住宅が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自己の資金では応急修理を行うことができない者

2 応急修理の基準

修理箇所は、居住、炊事場、風呂場、便所等日常生活上欠くことのできない部分とする。

第5 公的賃貸住宅等の活用

市営住宅の空き家等を地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用として被災者を一時入居させることができる。

また、県及び近隣市町等の協力のもとこれらの公的賃貸住宅の空き家を被災者にあっせんする。

また、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借り上げ等により、避難場所の早期解決に努めるものとする。

〈住宅応急対策事項〉

発災後～3時間後まで
3時間後～1日後まで
1日後～3日後まで
◎需要の把握 1. 被害程度別及び地域別の把握 2. 仮設住宅建設戸数の見積り ◎仮設住宅建設の準備 1. 建設予定地候補の把握 2. 建設予定地の選定 3. 建築業者、資機材の調達

<資料編>

資料 3 - 9 応急仮設住宅建設候補地一覧

資料 1 5 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第24節 廃棄物処理計画

実施担当	市民生活部、産業経済部、建設部、まちづくり観光部
------	--------------------------

第1 計画の方針

災害時には、建築物の倒壊、火災等によって一時的にがれき等大量の廃棄物が発生し、かつ避難施設等からは多量のごみが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、焼失家屋や避難施設における仮設トイレ等のくみ取り、し尿の処理需要が発生するほか、し尿処理施設及び下水道施設の損壊による機能低下が予想される。

このため、市は、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し環境衛生に万全を期する。

第2 ごみ処理（生活環境班）

1 状況把握

市は、発災直後から、一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の被害状況）、避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの数、生活ごみの発生見込み量、全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量等について情報収集を行い、収集・処理計画を策定する。

2 処理体制

- (1) 収集・処理計画に基づき、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、市民に対して集積や分別の協力依頼を行う。
- (2) ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県又は近隣市町へ応援要請する。

3 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

第3 し尿処理（生活環境班）

1 処理体制

し尿等の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。特に仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯容量を超えることがないように配慮する。機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を

行う。

2 処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第4 死亡獣畜の処理（農林水産班）

死亡獣畜（牛馬、豚、鶏等が死亡したもの）の処理は、市及び死亡獣畜の所有者が、二州健康福祉センターの指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

- 1 移動しうるものは、適当な場所に集めて埋没、焼却等の方法で処理する。
- 2 移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。

第5 災害廃棄物の発生への対応

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市は、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

また、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間企業等との連携・協力の在り方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

市及び県は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第6 災害廃棄物の処理（都市観光班）

倒壊家屋等の解体撤去に伴い発生する多量のがれき等の災害廃棄物を、迅速かつ円滑に除去し、被災地のすみやかな復興を進める。

1 実施体制

災害によるがれき等の除去及び処理は、必要に応じて市が実施するが、市のみで処理が困難な場合は、民間業者及び近隣市町の応援をえるほか、県を通じて広域的な支援を要請する。

2 処理の対象

原則的に一般建築物の倒壊等によるがれきは、所有者、管理者の責任で処分するが、大規模災害では被災者の経済的負担の軽減を図るため国に対して特別措置を要請する。

3 処理方法

- (1) 計画的に処理を実施するため、木質、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- (2) 木くずは市施設で処理するほか、民間業者及び近隣市町等に焼却処分を要請する。
- (3) コンクリート等は、破碎、選別して最終処分場に運搬し処理するとともに、民間業者及び近隣市町等に処分を要請する。
- (4) 廃棄施設の処理能力を越える排出量の場合は、公共用地又は民有地の借り上げにより仮置場を設けて一時保管をする。
- (5) 災害廃棄物の処理に当たっては、大気汚染など環境対策に留意し、関係業者等に処理、処分基準の遵守を指導する。

〈廃棄物等処理対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎ごみ処理施設、し尿処理施設等の被害状況の把握
3時間後～1日後まで
◎ごみ処理施設、し尿処理施設等の被害状況及び処理能力の把握
1. 施設被害状況
2. 作業員、車両の被害状況
3. 収集ルート、運搬ルートの被害状況
4. 復旧見込み
◎処理施設の応急復旧方針の調整
1日後～3日後まで
◎作業能力の把握
1. 委託業者作業員と車両
2. 応援要員、借上げ車両
◎ごみ、し尿等の排出量の見積り
◎臨時ごみ、し尿収集方針の決定
1. 集積場、投棄場の選定
2. 仮設トイレの設置
3. 市民への広報
◎応援要請（市内で処理能力が不足するとき）

<資料編>

- 資料1 2 - 1 災害廃棄物仮置場候補地一覧
- 資料1 2 - 2 廃棄物処理施設一覧
- 資料1 2 - 3 ごみ収集車及び従事者数一覧
- 資料1 2 - 4 し尿取扱業者及びし尿運搬車並びに従事者数一覧
- 資料1 2 - 5 公衆便所一覧

第25節 防疫、食品衛生計画

実施担当	福祉保健部
------	-------

第1 計画の方針

市は、災害の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道の断水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置及び食品の衛生指導など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

第2 防疫対策（救護班）

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、市は、防疫対策を迅速かつ的確に実施する。

1 防疫業務の実施方法

(1) 消毒場所

感染症が発生し、又は発生するおそれがある汚染地区の宅地及び家屋の内外

(2) 消毒方法

ア 飲料水の消毒

給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒は、クロール石灰水（又は次亜塩素酸ソーダ）を使用する。

イ 家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事場、便所等はクレゾール水などの消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。

ウ ねずみ族、昆虫等の駆除

汚染地域を重点的に実施し、あわせて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

2 防疫活動の実施要領

(1) 情報の収集及び体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、二州健康福祉センター等関係機関と連絡を緊密にし、防疫の実施計画を作成し、これに必要な器具、資材、薬品及び人員を確保して防疫体制を整える。

(2) 予防教育及び広報

事前に準備されているパンフレット等の利用や報道機関の協力を得て行う。

(3) 検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は、県が検病調査班を編成し行うが、市は詳細な現況報告等について協力する。

この場合、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

検病調査の結果必要があるときは、検便などの健康診断を実施する。

(4) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、次の対策を実施する。

ア 市長が感染症予防上必要と認めるときは、感染症患者を市立敦賀病院に収容する。

イ 濃厚接触者の検病調査、健康診断は、二州健康福祉センターが実施する。

ウ 家屋、台所、便所、排水溝等の消毒は、市（救護班）が実施する。

(5) 臨時予防接種

市は、感染症予防上必要あるときは、県が行う臨時予防接種に協力する。

また、国及び県から予防接種法第6条及び第10条の規定による臨時予防接種に関する指示があったときは、速やかに実施する。

(6) 知事の指導及び指示等

知事が感染症予防上必要と認めて次の命令及び指示を発したときは、市長は災害の規模、態様に応じその範囲及び機関を定めてこれを速やかに実施しなければならない。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、この節において「法」という。）第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

イ 法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

ウ 法第29条第2項の規定による飲食物、衣類、寝具その他の物件についての消毒に関する指示

エ 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

(7) 防疫活動に必要な人員資材等の確保

ア 人員

市長は清潔方法及び消毒方法を施行するために必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇用する。

イ 器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関又は民間取扱業者等より借上げ又は購入する。

ウ 車両

市有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借上げる。

エ 薬剤

市が保有する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は薬剤取扱業者より購入する。

3 報告及び記録の整備

市長は、災害防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録の整備保管をする。

(1) 災害防疫活動状況報告書

- (2) 防疫経費所要金額及び関係書類
- (3) 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- (4) 防疫作業日誌

作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載する。

〈防疫衛生対策事項〉

発災後～3時間後まで
3時間後～1日後まで
<ul style="list-style-type: none"> ◎需要の把握 <ul style="list-style-type: none"> 1. 防疫を必要とする地域の把握 2. 必要人員、薬剤等の見積り ◎防疫用薬剤、資機材の調達可能量の把握、手配 ◎防疫用薬剤、資機材の輸送 <ul style="list-style-type: none"> 1. 人員、車両の手配
1日後～3日後まで
<ul style="list-style-type: none"> ◎防疫方針の決定 <ul style="list-style-type: none"> 1. 消毒地域の優先順位 2. 消毒方法 ◎防疫活動 <ul style="list-style-type: none"> 1. 避難施設周辺 2. 浸水地域 3. ごみ集積場等 ◎保健指導 <ul style="list-style-type: none"> 1. 避難施設健康診断 ◎食品衛生指導 <ul style="list-style-type: none"> 1. 救護食品の衛生指導 2. 水質検査

第3 食品衛生対策

市は、被災者に対して安全で衛生的な食品が供給されるよう、二州健康福祉センターが行う食品衛生及び栄養指導に関する活動の実施に協力するとともに、避難施設における食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずる。

1 二州健康福祉センターの行う食品衛生対策

(1) 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

関係機関との密接な連携による実態把握等により、二州健康福祉センターが行う監視指導に協力する。

ア 臨時給食施設の衛生監視指導

イ 食品衛生関係業者に対する監視指導

(2) 避難施設等における食品衛生の確保

被災者に対して二州健康福祉センターが行う次の指導に協力するとともに、避難施設の運営責任者等を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは二州健康福祉センターが行う調査に協力する。

- ア 救援食品の衛生的取扱い
- イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- ウ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
- エ 手洗い、消毒の励行

2 食中毒発生防止の措置

市は、避難施設への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
- (2) 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整
- (3) 避難者等に対し、早期喫食を指導

<資料編>

資料12-6 感染症患者等の収容施設一覧

第26節 遺体の搜索、処置、埋葬計画

実施担当	市民生活部、消防部
------	-----------

第1 計画の方針

市は、災害時における搜索及び死亡者の収容、処理、埋葬を実施する。

第2 遺体の搜索（消防班）

遺体の搜索は市が行う。ただし、市において実施困難なときには、敦賀美方消防組合、敦賀警察署、敦賀海上保安部等の関係機関、地元町内会等の協力を得て実施する。この場合、市は搜索に必要な簡易資機材を提供するとともに重機等を確保する。

第3 遺体の収容（生活環境班）

遺体の検視又は調査のため、遺体を収容する安置所を確保する。遺体の身元が確認できない場合は引き続き保管する。

なお、搬送車両が不足する場合や、柩、ドライアイス等が不足する場合には、県に応援要請をする。

第4 遺体の収容、検視又は調査、身元確認、検案及び処理

遺体を発見した時は、遺体を安置所に収容すると共に、敦賀警察署又は敦賀海上保安部に連絡する。

敦賀警察署又は敦賀海上保安部は、収容された遺体について、各種の法令等に基づいて遺体の検視又は調査を行う。身元不明の遺体については、写真撮影のほか、指紋の採取、DNA鑑定資料の採取、遺留品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

また、検視又は調査に際しては、日本赤十字社福井県敦賀市地区及び敦賀市医師会の医師の立会いを得て実施し、また、同医師による検案を行うと共に必要により検査を実施し、事件性の判断及び死因究明を行う。

検視又は調査終了後、市は遺体の洗浄、縫合修復、消毒等の処理を行い、遺体収納袋等に収納して安置所に仮安置する。

第5 遺体の埋葬（生活環境班）

市は、災害の際に死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に、次の方法により埋葬を行う。

1 方法

埋葬の実施に当たっては次の点に留意して行う。

- (1) 事故死等による遺体については、敦賀警察署又は敦賀海上保安部から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、遺体の身元確認及び身元引受人の発見に努めるが、

これが不可能なときは敦賀警察署その他関係機関に連絡し、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、所持品、着衣等特徴の記録と遺留品を保管のうえ、埋葬する。
(3) 被災地以外に漂流した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱う。

2 実施体制

市は、自ら遺体の埋葬の実施が困難な場合には、近隣市町又は県に応援要請を行う。

第6 海上漂流遺体の搜索等

1 実施責任者

本節第2 遺体の搜索のとおりとするが、遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、市は、県に敦賀海上保安部、敦賀警察署等の応援要請を行う。

2 搜索方法

敦賀海上保安部は、所属の巡視船艇又は隣接保安部署より巡視船艇、航空機の応援派遣を得て搜索にあたる。

その際、敦賀警察署等の搜索船艇が同一海域において搜索作業に従事している場合は、情報交換等の連絡を密にし、搜索海域の重複を避け、効果のある搜索にあたる。

3 遺体対策は本節第4 遺体の検案及び処理と同様の取扱いとする。

<資料編>

資料1 2-7 遺体安置所候補地一覧

資料1 2-8 火葬場の処理能力

資料1 5-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第27節 教育再開計画

実施担当	教育部、文化交流部
------	-----------

第1 計画の方針

市は、災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難施設となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第2 教科書、文具の確保と給与

教科書についてその不足数の把握に努め、教科書供給者及び県教育委員会との連絡調整により、できるだけすみやかな供給を図る。特に、受験期（12～3月）においては、教科書その他学用品を速やかに提供するよう努めるものとする。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行規則に基づき、迅速な措置を講ずる。

1 教科書の調達

被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその必要数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づき教科書供給者等に連絡し、その供給を求める一方、市内の他の学校及び他市町に対し使用済教科書の供与を依頼する。この場合、若干量が不足する場合は、県に対し調達供与を依頼する。

2 学用品の調達

必要数量を県に報告し、県から送付を受けたものを配布するか、県の指示に基づいて市で調達し配布する。

第3 教職員の確保

授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を県教育委員会と連絡調整のうえ行う。

- 1 被災教職員が僅少のときは校内において融通する。
- 2 被災教職員が多数で一校内で融通できないときは、授業の実施状況に応じて市が管内の学校間において融通する。
- 3 市において融通できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

第4 通学路の安全確保

授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

第5 授業等再開対策

非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数及び教室等について検討し、当面の週時程及び日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。特に、受験期（12～3月）においては、被災地の状況に応じ、被災していない隣接地域の施設を借用するなどして、速やかな授業の再開に努めるものとする。

第6 その他の対策

1 奨学金に関する事項

被災による家屋の全壊や流失等のため就学に著しく困難を生じた児童・生徒に対して独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を特別に増枠するよう独立行政法人日本学生支援機構及び県に働きかける。

2 学校給食に関する事項

災害の発生に際し、文部科学省及び農林水産省の定める「災害時における応急配給」により、県の指導のもと給食物資の確保と輸送に万全を期する。

- (1) 緊急を要する給食物資等について児童生徒以外に給食する場合は、県を通じ文部科学省、農林水産省に連絡し、その承認を受けて売却することがある。
- (2) 市内における各学校の給食物資に関する所在場所及び在庫数量を常に把握する。

3 保健、厚生に関する事項

(1) 被災教職員、園児、児童、生徒の保健管理

災害の状況により、被災学校等の教職員、園児、児童、生徒に対し、県の指示又は協力により感染症予防接種や健康診断等を実施する。

(2) 被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症予防法に基づき、県の指示又は協力により校舎等の清掃、消毒を行う。

4 転学手続き

被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県にすみやかな受け入れを要請する。

5 児童生徒の精神保健対策

カウンセリングが必要な児童生徒数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

第7 文化財保護の応急対策

- 1 文化財について、災害が発生したときは、所有者、管理者等は、速やかに文化財保護法、県文化財保護条例及び市文化財保護条例の規定に基づき、県教育委員会及び市

長に届け出する。

- 2 市長は、届出を受けたときは、直ちに係員を現地に派遣し、被害状況を把握し、現状を維持するように努めるとともに、その個々に実情に応じた復旧対策を講ずる。

<資料編>

資料 15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 2 8 節 災害救助法の適用に関する計画

実施担当	関係各部
------	------

第 1 計画の方針

市は、災害に際し、食糧その他の生活必需品欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として応急的な救助を行う。

第 2 実施機関

災害救助法の適用による救助は、国が行うが、その実施に当たっては、知事に委任されている。ただし、その実施について一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

第 3 適用基準

災害救助法の適用基準（災害救助法施行令に規定する住家滅失世帯数）は、次のとおりである。

区分	人口 (R2. 10. 1)	施行令第 1 条第 1 項第 1 号による法適用基準世帯数	同第 2 号による適用基準世帯数（県全体で 1,000 世帯以上の場合）
敦賀市	64,264 人	80 世帯	40 世帯
備考	<p>法適用基準には上欄のほか次のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段 県全体で 5,000 世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき 2 施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段 災害が隔離した地域で発生し、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき（知事は厚生労働大臣に事前協議を要する） 3 施行令第 1 条第 1 項第 4 号 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき（知事は厚生労働大臣に事前協議を要する） 		

注：1 基準世帯数とは住家が全壊（焼）もしくは流失した世帯数である。

2 半壊（焼）の場合は 1/2 世帯として換算し、床上浸水の場合は 1/3 世帯として換算する。

3 床下浸水、一部破損世帯は対象外である。

第 4 適用手続

災害救助法の適用は、市長が知事あてに被害の状況を報告してから行われるものである。

第5 個別適用計画

1 避難施設の開設及び収容

知事の職権を委任された市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を避難施設に収容し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けなければならない。

(2) 避難施設設置のための費用

避難施設の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費並びに仮設便所等の設置費とする。

(3) 避難施設設置の方法

避難施設は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等の設置、又は天幕の設営とする。

(4) 避難施設開設状況報告

市長が避難施設を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に報告しなければならない。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話又は電報で報告する。

ア 避難施設開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

2 応急仮設住宅の供与

災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、仮設住宅を建設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

(2) 設置場所

市において決定する。なお、市は事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行うが、状況に応じ市長に委任できる。

(参考) 入居者基準

ア 住家が全壊（焼）流失した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

- (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 一定の資産のない失業者
- (ウ) 一定の資産のない母子家庭
- (エ) 一定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者など

ただし、全ての項目に該当する者が3割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

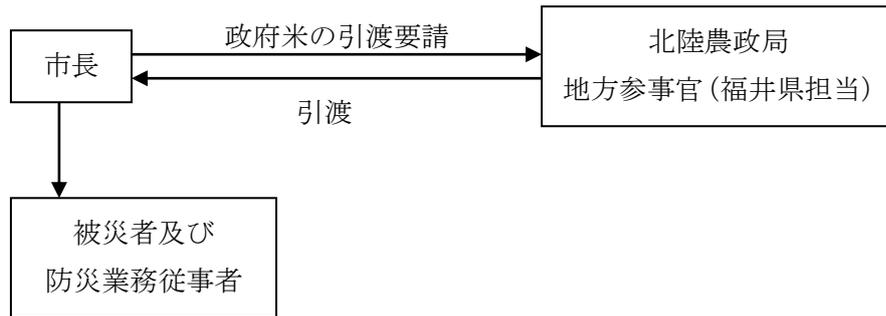
仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

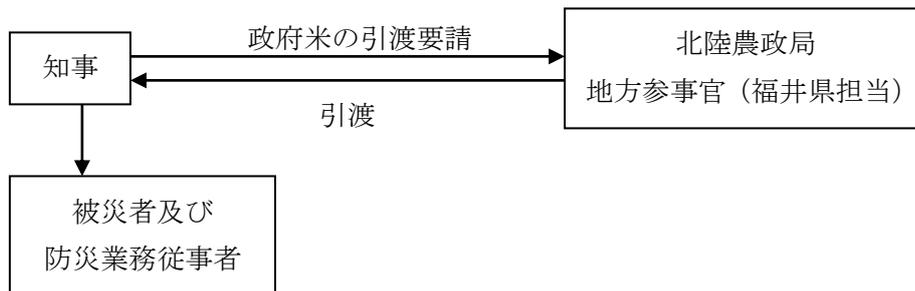
(1) 米穀による応急供給の場合

米穀の応急配給は北陸農政局地方参事官（福井県担当）と緊密な連絡を図り、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」昭和61年2月10日付け61食糧業第722号（需給経理）に基づき実施する。

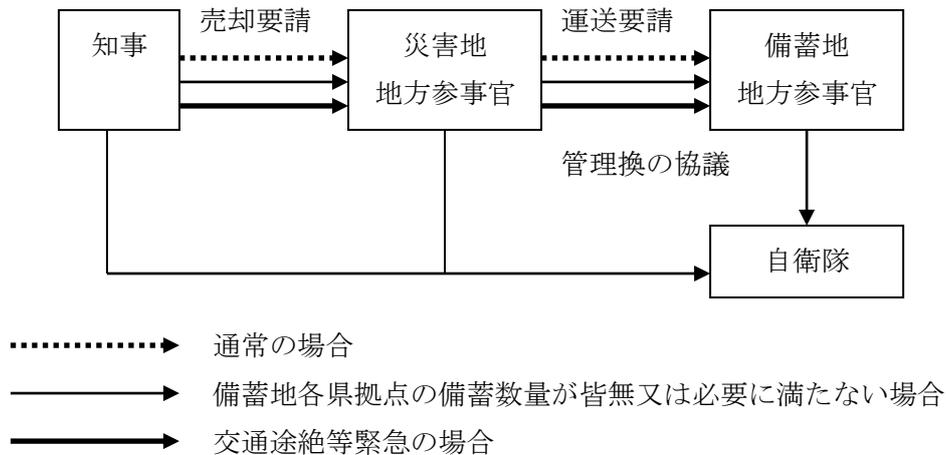
ア 交通、通信の途絶のため知事の指示を受け得ない場合



イ 知事の指示が可能な場合



(2) 乾パンによる応急供給の場合



(3) 市長（災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された市長）は、住家の被害時により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市長は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けなければならない。

イ 給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

ウ 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難施設内又はその近くの適当な場所を選んで実施する。その際は、各現場に実施責任者を指名して、その任務にあたる。

4 飲料水の供給

知事の職権を委任された市長は、災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

ろ水機その他給水に必要な機械器具の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、ろ水機による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

6 医療及び助産

災害のため医療機関が混乱し、被災者が医療の受診機会を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(2) 医療のための費用

- ア 医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
- イ 一般の病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合
協定料金の額以内

(3) 医療の方法

医療救護班は、医療機関の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。

医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学医学部附属病院による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

7 被災者の救出

知事の職権を委任された市長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害が続いて被害が続出し、どの災害によって現に救出を要する状態になったか判明しがたいとき等、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けなければならない。

(2) 救出のための費用

船艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費、修繕費及び燃料費の実費。

8 住宅の応急修理

災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

3箇月以内に完成する。ただし、国の災害対策本部が設置された災害については、6箇月以内に完成するものとする。

(2) 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分。

(3) 協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む）に対して行う。

(1) 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(2) 適用期間

教科書については、1箇月以内、その他の学用品については、15日以内に給与を完了しなければならない。

(3) 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として市長が行うが、教科書については、県が、市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講ずることもある。

1 0 遺体の捜索、対策、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して捜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体対策が実施できない場合に対策を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

(1) 適用期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

1 1 障害物の除去

災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1) 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2) 適用期間

災害発生の日から 10 日以内に完了する。

1 2 応急救助のための輸送及び人夫雇上げ

救助の実施に必要な人員雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動に万全を期する。この場合の人夫雇上げ及び輸送手段の借上げは市が実施するが、市から要請があった場合は、県があっせんする。

(1) 輸送及び人員雇上げを行う救助の範囲及び適用期間

範 囲	期 間
被災者の避難	1 日～2 日以内（内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ）
医療及び助産	7 日～1 4 日以内
被災者の救出	3 日以内
飲料水の供給	7 日以内
遺体の捜索	1 0 日以内
遺体対策	1 0 日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

(2) 輸送及び人員雇上げのための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上げ料、燃料費、消耗器材費、修繕費の実費

(3) 輸送力の確保

ア 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮する。

イ 県、市は動員できる車両（ジープ、大型トラック等）船艇を把握しておく。

ウ 救助連絡班（消防部）は輸送各班（教育部）と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

<資料編>

資料 15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第29節 要員確保計画

実施担当	総務部、関係各部
------	----------

第1 計画の方針

災害応急対策実施のために必要な労働者及び技術者等の動員、雇上げ等応急対策要員を確保し、災害応急対策を円滑かつ確実に実施するための計画である。

第2 実施責任者

災害応急対策実施のために必要な労働者等の確保は、市その他防災関係機関において行う。市その他防災関係機関のみでは必要な労働者等を確保できないときは、これらの機関から県に要員の確保の要請を行う。

第3 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は、おおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- 1 災害応急対策実施機関の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- 2 民間奉仕団（日本赤十字社福井県支部敦賀市地区等）の協力動員
- 3 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者等の動員
- 4 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- 5 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

第4 労働者等の雇上げ

災害応急対策の実施が、防災関係機関及び民間奉仕団の動員のみでは、労力的に不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、労働者等を雇上げる。

1 労務供給方法

敦賀公共職業安定所に登録する日雇労務者及び一般求職者を対象とするが、不足のとき等は、県に依頼する。ただし、災害の規模、程度によっては、敦賀建設業会等関係業者から労働者等の供給を受ける。

2 人夫雇上げの範囲

(1) 被災者の避難誘導人夫

市長の指示による避難で、誘導人夫を必要とするとき。

(2) 医療及び助産の移送人夫

救護班では、処置できない重傷患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所等に運ぶための人夫及び救護班の移動に伴う人夫を必要とするとき

(3) 被災者の救出人夫

被災者を救出するため、人夫を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具資材の操作又は後始末を必要とするとき

(4) 飲料水の供給人夫

飲料水供給のための機械器具の運搬、操作又は飲料水を浄水するための医薬品の配布等に人夫を必要とするとき

(5) 救助物資の支給人夫

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送又は配布に人夫を必要とするとき

(6) 遺体の捜査人夫

遺体の捜査に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に人夫を必要とするとき

(7) 遺体対策人夫

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するための人夫を必要とするとき

(8) 上記以外の救助作業のため、人夫の必要が生じたときは、次の事項を明示して直ちに県へ申請する。

ア 人夫の雇上げを要する目的又は救助種目

イ 人夫の所要人数

ウ 雇上げを要する期間

エ 人夫雇上げのために必要とする経費

オ 人夫雇上げの理由

カ 人夫雇上げを要する地域

3 人夫雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

第5 労働者等に対する従事命令等

災害応急対策実施のための人員が、民間奉仕団の動員、労働者等の雇上げ等の方法によってもなお不足し、他に確保の方法がないとき、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

1 従事命令等の種類及び執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法 第 71 条第 1 項	知事 市長 (知事の委任を受け たときのみ)
	協力命令	〃	〃
災害応急対策作業 (災害応急対策 全般)	従事命令	災害対策基本法 第 65 条第 1 項	市長
	従事命令	災害対策基本法 第 65 条第 2 項	警察官 海上保安官
	従事命令	警察官職務執行法 第 4 条第 1 項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法 第 17 条	水防管理者 消防長

2 従事命令対象者

命令区分作業対象	対象者
災害対策基本法による市長、警察官又は海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者及び水防の現場にある者

<資料編>

資料 2-6 ボランティア団体一覧

資料 15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第30節 障害物の除去計画

実施担当	建設部、まちづくり観光部、水道部
------	------------------

第1 計画の方針

災害時において、被害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるもの及び災害により住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で市民の生命、身体及び財産に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去するための計画である。

第2 実施責任者

- 1 道路、下水道、河川等の障害物除去は、その道路、下水道、河川等の維持管理者が行う。
- 2 人命の救助等緊急の場合は、必要の限度において市長（市長が行うことができないときは、警察官又は海上保安官）が障害物の除去を行う。
- 3 災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された市長が行う。

第3 実施対象物

災害時における障害物（災害を受けた工作物又は物件）除去の対象は、おおむね次の場合とする。

- 1 市民の生命、身体、財産の保護のため、除去を必要とするとき。
- 2 河川はん濫、護岸決壊等の防止その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- 3 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とするとき。
- 4 その他公共的立場から除去を必要とするとき。

第4 実施の方法

- 1 実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- 2 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し、行う。

第5 障害物の保管等の場所

- 1 障害物の大小によるが、原則として再び人命財産に被害を与えない安全な場所
- 2 道路交通の障害とならない場所
- 3 盗難等の危険のない場所
- 4 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名等を公示する。

第6 障害物の売却

保管した工作物等が滅失し、もしくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に多額の費用もしくは手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

第7 その他

- 1 除去のみならず、移転、撤去及び破壊も対象となる。
- 2 災害を受けた障害物については、損害補償の対象とならない。
- 3 障害物の除去については、災害時廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。

<資料編>

資料15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第3 1 節 生業に必要な資金の貸与計画

実施担当	総務部、福祉保健部、産業経済部
------	-----------------

第1 計画の方針

災害により住家が被害を受けた者で、災害救助法が適用された地区内に住む者に対して、生業資金を貸与して再生を図るための計画である。

第2 実施責任者

資金の貸与は、県が行う。

第3 資金の貸与対象者

- 1 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 2 小資本で生業を営んでいる者
- 3 蓄積資本を有しない者
- 4 主として家族労働により生業を維持している程度の者
- 5 生業の見込みが確実であって具体的事業計画を有し、かつ、償還能力がある者

第4 資金貸与の世帯数（範囲）

住家が全焼、全壊及び流失した世帯の25%の範囲内。

第5 貸与の金額

生業費及び就業支度費とし、知事が定める額。

第6 貸与できる期間等

2箇年以内で無利子とし、償還は月割り又は一括償還。

第7 貸与者の決定

県が決定するが、市長は、貸与者の選定等の事務を行う。

第3 2 節 物価対策計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部、産業経済部
------	-------------------

第1 計画の方針

被災地域における物資の確保と適正な価格による円滑な供給及び被災者の消費生活の安定を図るための計画である。

第2 物資の需給状況及び価格動向の把握

- 1 市その他防災関係機関は、平素から災害応急対策上必要な物資に係る資料の整備に努める。
- 2 市その他防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施するために必要な物資について、その種類、数量及び緊要度を調査する。
- 3 被災者等の消費生活相談を通じて、物資の需給及び物価に関する要望を把握する。

第3 緊急必要物資及び応急復旧用資材の確保

- 1 緊急必要物資については、予想される災害時の需用量、主要取扱機関、災害時における輸送経路等の資料を整備するとともに、災害時におけるとるべき措置について、関係機関との連絡、通報及び協力体制の確立に努める。
- 2 緊急必要物資及び応急復旧用資材で、災害の発生によって当該物資が極度に不足し、もしくは極度に不足することが予想される場合又は当該物資の価格が高騰し、もしくは高騰することが予想される場合には、当該物資の生産、集荷及び販売を業とする者又は関係団体に対して当該物資を適正な価格で、円滑に被災地に供給するよう協力を求める。

この場合必要に応じて、緊急輸送についても所要の措置を講ずる。

第4 暴利取締及び広報活動

災害の発生に当たっては、物価の高騰を防止するため、広報活動により、物資の需給と価格の動向を周知し、必要に応じて関係業者及び関係機関に対し、当該物資の円滑な供給その他の必要な措置をとるよう求めるものとする。

第33節 土砂災害応急対策計画

実施担当	建設部、関係各部
------	----------

第1 計画の方針

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われるおそれがあるので、危険の逼迫する前に十分な対策を実施するための災害応急対策計画である。

第2 災害原因情報の収集、伝達

市その他の防災関係機関は、本章第5節防災気象計画及び本章第6節災害情報収集伝達計画の定めるところにより、緊密な連携の下に災害情報の収集に努める。

1 前兆現象（異常現象）の把握

市及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施し、災害情報の収集等を行い、前兆現象の把握に努める。

2 降雨状況の把握

降雨の状況は、福井地方気象台観測記録、アメダス、テレメーター等を活用して把握する。

第3 警戒体制の確立

市、県その他の防災関係機関は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域における基準に基づき、速やかに警戒体制を確立する。ただし、金ヶ崎、中ノ谷（立石）及び山ハナ（舞崎町）の急傾斜地崩壊危険区域については次の要領で警戒体制をとる。

区 分	前日までの連続雨量が 100 mm以上であった場合	前日までの連続雨量が 40 mm～100mm あった場合	前日まで降雨がない場合
第1警戒体制	当日の日雨量が50 mmを超えたとき	当日の日雨量が80 mmを超えたとき	当日の日雨量が100 mmを超えたとき
第2警戒体制	当日の日雨量が50 mmを超え、時雨量30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80 mmを超え、時雨量30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100 mmを超え、時雨量30 mm程度の強雨が降り始めたとき

備考

- 第1警戒体制においては、危険区域の警戒巡視、市民等に対する広報等を実施する。
- 第2警戒体制においては、市民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条第1項に規定する事前措置、同法第60条第1項に規定する避難の指示等の処置を実施する。ただし、降雪時、融雪時及び地すべり等発生時は、別途考慮する。

- 3 連続雨量とは、一日以上連続する降雨の合計量をいう。

第4 避難活動

- 1 本章第9節避難計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 避難指示

- ア 市長は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その他災害の拡大防止のため、必要があると認めるときは、直ちに、当該危険地域の住民に対し避難のための立ち退きを指示する。

- イ 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長からの要求があったときは、関係住民に対し避難のための立ち退きを指示する。

- ウ 避難指示を行った者は、防災関係機関へ通知する。

- 2 関係住民への周知徹底

市長が避難指示を行う場合は、関係住民に次の事項について、明確な指示を与え周知徹底を図る。

- (1) 避難場所

- (2) 避難経路

- (3) 避難時の注意事項

- 3 県への報告

避難所を開設したときは、直ちに、次の事項を知事に報告する。

- (1) 災害発生場所、危険地域名

- (2) 避難所開設の日時及び場所

- (3) 避難状況と避難人員

- (4) 開設期間の見込み

第5 救助活動

本章第10節被災者救出計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 市及び敦賀美方消防組合

土砂災害による被害の拡大を防止するため、直ちに救助活動を実施する。

- 2 敦賀警察署

土砂災害が発生した場合は、市その他の関係機関と連絡し、死傷者及び要救出者の確認とその救出救助にあたるとともに、第二次崩壊の発生等災害の拡大防止に必要な警戒警備、交通規制等の必要な措置をとる。

<資料編>

資料4-3 山地災害危険地区一覧

資料4-4 砂防指定地一覧

資料4-5 急傾斜地崩壊危険区域一覧

資料4-6 地すべり防止区域一覧

資料4-8 土砂災害警戒区域一覧

第34節 雪害応急対策計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

積雪時において道路等の除雪を行い、交通、輸送を確保し、民心の安定と産業の活動を維持するための計画である。

第2 除雪対策

1 除雪対策協議事項

総合的かつ計画的な除雪の実施を図るため毎年降雪期前に関係機関は参集し、次の事項について協議する。

- (1) 除雪区間
- (2) 除雪作業基準
- (3) 鉄道除雪協力会
- (4) 機械及び人夫等の借上げに伴う料金の調整

2 除雪責任者

(1) 道路

- ア 近畿地方整備局福井河川国道事務所敦賀国道維持出張所
一般国道のうち直轄指定区間の道路
- イ 福井県
前号以外の国道及び県道
- ウ 市
市道及び主要道路
- エ 中日本高速道路(株)金沢支社敦賀保全・サービスセンター
北陸自動車道及び舞鶴若狭自動車道

(2) 鉄道

西日本旅客鉄道(株)金沢支社、(株)ハピラインふくい
営業路線

3 除雪要領

(1) 市

除雪は、建設部道路河川課に配備された除雪機械、民間委託業務及び借上機械により、次の要領により除雪を実施する。なお、具体的実施計画は、毎年度定める敦賀市道路除雪計画による。

ア 方針

積雪量が10 cm程度に達したときは、直ちに地域に応じて除雪を開始する。

イ 除雪区分

交通量を基準とし、路線の性格を勘案して、第1種、第2種及び第3種の3種類に区分する。

(ア) 第1種（日交通量のおよその標準 1,000 台/日以上）

2車線以上の幅員確保を原則とし、昼夜の別なく高速除雪し、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。

また、降雪量、道路幅員その他の原因により1車線以上確保できないときは、必要に応じ、待避所を設ける。

(イ) 第2種（日交通量のおよその標準 300 台～1,000 台/日）

2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。

(ウ) 第3種（日交通量のおよその標準 300 台/日未満）

1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とするが、幅員狭少の路線については、原則として沿線住民の協力による。

また、降雪状況により短日時短区間の交通不能は、やむを得ない。

[除雪車出動計画基準]

体制	降雪の状況	作業内容
除雪準備体制	気象情報等により降雪が予想されるとき。	除雪機械の附属品の整備始動 点検、除雪実施班の待機
第1配備平常体制	積雪量が 10 cm程度に達したときは、直ちに除雪作業を開始する。なお、降雪量が毎時 5 cmを超え、6時間以上降り続いているとき、又は一昼夜の降雪量が 30 cmを超えると予測されるときは、警戒体制の準備をする。	1 民間借上機械を必要に応じ、出動要請 2 広報活動の開始 3 パトロールの開始 4 委託業務出動の要請 5 運転要員の確保
第2配備警戒体制	積雪量が 50 cm～100 cmに達したとき。なお、降雪量が毎時 7 cm を超え、3時間以上降り続いているとき、又は一昼夜の降雪が 50 cmを超えると予測されるとき。	1 民間借上機械の出動 2 運転要員の応援確保 3 人家連担地区の排雪作業指導巡視 4 警戒体制による排雪班の待機 5 パトロール実施の強化
第3配備非常体制	積雪量が 100 cm以上に達したときで、なお、降雪量が毎時 10 cm を超えると予測されるとき。異常降雪状態	1 除雪情報連絡強化 2 借上除雪車の出動強化 3 運転要員の応援 4 人家連担地区の排雪作業開始 5 緊急路線の交通確保

(2) 県

ア 除雪目標

除雪に際しての路線の区分は、交通量を基準とし、路線の性格を勘案して次の表のとおり第1種、第2種及び第3種とするとともに、最重点除雪路線を設定し除雪を実施するものとする。

最重点 除雪路線	区分の 目安	<p>県内外のアクセス路線として、北陸自動車道の各 I C と国道 8 号、舞鶴若狭自動車道の各 I C と国道 27 号を結ぶ路線を指定する。</p> <p>県内通過交通を対象とした路線として、日交通量 15,000 台以上の路線を基本に、南北に連なる路線を指定、さらにこれらの路線を結ぶ主要東西路線を指定し、梯子状の道路網を形成する。</p> <p>バスなどの公共交通路線や物流拠点へのアクセス道路を指定する。</p> <p>病院群輪番制参加病院及び周産期母子医療センター等にアクセスする幹線道路及び市町道路を指定する。（市立敦賀病院、敦賀医療センター）</p> <p>原子力発電所の周辺地域と国道 27 号を結ぶ幹線道路を指定する。（日本原電敦賀発電所、高速増殖原型炉もんじゅ）</p>
	除雪 目標	異常降雪時においても 2 車線以上の幅員を確保し、常時交通を確保する。
区分	区分の目安 (日交通量)	除雪目標
第 1 種	1,000 台/日以上	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。
第 2 種	500~999 台/日	2 車線確保を原則とするが、状況によっては、1 車線幅員で退避所を設ける。
第 3 種	500 台/日未満	1 車線幅員で必要な退避所を設けることを原則とする。

イ 除雪出動基準

各除雪作業における出動基準は、原則として次の表のとおりとする。

除雪作業	出 動 基 準
新雪除雪	道路上の積雪深が 10 c m（ただし、最重点除雪路線に関しては 5 c m）を超え、気象情報等からさらに降雪が予想される時。
路面整正	<ol style="list-style-type: none"> 1. 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態となるおそれのあるとき。 2. 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要のあるとき。 3. 気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となるおそれのあるとき。
拡幅除雪	<p>連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難になり、交通障害を引き起こすと判断される時。</p> <p>大雪が予想される場合には、必要に応じて、堆雪帯を確保するために事前に運搬排雪を行う。</p>
運搬排雪	<p>拡幅除雪が特に難しい人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断される時。</p> <p>大雪が予想される場合には、必要に応じて、堆雪帯を確保するために事前に運搬排雪を行う。</p>

凍結防止剤散布	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になると予想され、路面が凍結し交通障害の発生が予想される時。
---------	-----------------------------------------------------------

(3) 近畿地方整備局福井河川国道事務所敦賀国道維持出張所

管内の国道8号、27号、161号は国の産業、経済、文化の発展、社会開発に寄与する関係の深い重要路線であることから、常時交通を確保すべき道路であり、冬期においては除雪及び消雪並びに凍結防止作業を実施し、交通に支障なからしめる必要がある。

ア 雪寒対策区間

- 一般国道8号
- 一般国道27号
- 一般国道161号

イ 出動体制

気象情報及び道路状況等を総合判断して発令する。

- (ア) 平常体制
- (イ) 注意体制
- (ウ) 警戒体制
- (エ) 非常体制

ウ 除雪作業要領

- (ア) 警戒体制発令下にあつては気象状況を考慮し、山地部では降雪があり、積雪のおそれがあるときに除雪作業を開始し、平地部では新積雪が5cm程度以上に達した場合、作業を開始する。
- (イ) 除雪幅員は2車線確保を原則とし、異常降雪以外は常時交通を確保する。ただし、161号については幅員、勾配、線形等道路勾配がよくないため降雪状況によっては1車線の除雪幅員とすることができる。
なお、この場合できるだけ多くの待避所を設けるよう配慮する。
- (ウ) 山地部の除雪については、特に早期除雪に努力し、融雪装置を有効に活用し、常に交通の渋滞を防止する。
- (エ) 平地部の除雪については、各工区間の工程進捗の均衡を図り、隣接工区の路面状況と著しいアンバランスを生じないように配慮する。
- (オ) 異常降雪により手持ちの機械のみでは除雪が困難な場合は、民間の機械借上を行う。
- (カ) 日降雪量が30cm程度に達し、交通安全の確保及び除雪作業が困難となるおそれのあるとき、その他必要な理由のあるときは、あらかじめ定めた区間を一時通行止めとして除雪等の処理を行う。
- (キ) 通行止区間は、原則として次のとおりとする。
 - a 8号越前市春日野町～敦賀市杉津
 - b 8号敦賀市杉津～敦賀市曙
 - c 8号敦賀市疋田～敦賀市新道（～長浜市木之本町木之本）

d 161号敦賀市疋田～敦賀市山中（～高島市マキノ町海津）

エ 凍結防止作業要領

凍結防止作業の基本方針は、地形又は道路構造上から路面凍結が起りやすいと考えられる区間を重点に実施することを原則とする。

(4) 中日本高速道路（株）金沢支社敦賀保全・サービスセンター

北陸自動車道及び舞鶴若狭自動車道の除雪については、雪氷対策要領の定めるところにより、敦賀保全・サービスセンターが行う。

ア 雪氷対策の目的

敦賀保全・サービスセンターが管理する「北陸自動車道 木之本IC～今庄IC間」及び「舞鶴若狭自動車道 小浜IC～敦賀JCT間」の安全かつ確実な交通を確保するため雪氷期間を設定し、雪氷作業体制、作業方法に必要な作業要領を「金沢支社雪氷対策要領」に準拠して定め、各機関との相互協力により、職員の総力を結集し、迅速かつ適切な処置を実施し、対応することを目的とする。

イ 雪氷対策の基本方針

雪氷期間においては、気象状況を早期に把握し、降積雪又は凍結等のおそれがある場合、警察が行う速度規制、チェーン規制等の措置に協力し、迅速かつ適切な処置を行い、安全かつ確実な交通を確保する。また気象状況、路面状況が回復したら速やかに規制を解除できるよう努める。

(ア) 速度規制

降雪又は路面凍結のおそれがある場合、雪氷作業及び安全走行を確保するために警察と協議し、速度規制を行う。

(イ) 凍結防止剤散布及び除雪

a 凍結防止剤散布

凍結防止剤散布は、路面の凍結防止と除雪作業の容易化が目的で融雪剤ではないので、路面が湿潤で路温が0℃以下になると予想される場合は予備散布を実施し、降雪が継続する場合は、除雪と併行して必要に応じて凍結防止剤散布作業を行う。

b 除雪

・チェーン規制前の作業

路面に積雪又は積雪が予想される場合には梯団除雪を実施し、路面凍結のおそれがある場合には併行して凍結防止のため凍結防止剤散布を実施する。

・チェーン規制後の作業

降雪が継続し、除雪が必要な場合は、頻繁に除雪作業を継続する。

c 凍結防止剤散布及び除雪作業は、速度規制（50 km/時規制）下において実施する。

(ウ) チェーン規制

凍結防止剤散布や除雪を実施しても、普通タイヤによる走行が不可能な場

合は、警察と協議を実施し、チェーン規制を行うものとし、敦賀保全・サービスセンターは警察の行う規制に対してできるかぎり協力する。

(エ) 通行止

チェーン規制等によっても安全走行が不可能となった場合、警察と協議し、一時通行止を行う。

(5) 西日本旅客鉄道(株)金沢支社、(株)ハピラインふくい

輸送障害を最小限にとどめ安定輸送の確保を図るため次の事項を最重点に雪害対策を強力に推進し、輸送障害を最小限にとどめるように努める。

ア 初動体制の強化

イ 輸送手配基準の的確な発動

ウ 除雪体制の強化

エ 情報連絡体制の強化

このため、雪害対策本部等を早期に開設し、全般的な情勢を迅速に把握して的確な対雪手配の発動、排雪列車の運転及び情報連絡の徹底を図り、除排雪及び輸送体制の確立に万全を期する。

第3 雪害対策本部及び豪雪対策本部の設置及び廃止

- 1 市長は、積雪量がおおむね 100 cm を超え、引き続き降雪が予想されるときは、本章第1節応急活動体制計画に定めるところにより雪害対策本部を設置する。
- 2 市長は、積雪量がおおむね 150 cm を超え、引き続き降雪が予想されるときは、本章第1節応急活動体制計画に定めるところにより豪雪対策本部を設置する。
- 3 市長は、堆雪処理その他除雪対策の措置がほぼ終了したと認めるときは、雪害対策本部又は豪雪対策本部を廃止する。

第4 堆雪排除対策

1 排雪対策

- (1) 屋根の雪おろし及び道路除雪で生じた堆雪は、各区長を通じて町内ごとに協力して早期排雪に努めるよう協力を求める。
- (2) 雪捨場は、関係機関と協議し、毎年度定める敦賀市道路除雪計画によるほか、状況に応じ、市が適当な場所を定める。
- (3) 下水道マンホールへの投棄は、禁止する。

2 融雪対策

- (1) 冬期間であっても異常な気象変化により、気温の上昇や降雨によって融雪水による被害が発生するおそれがあるため、気象情報に注意し、浸水被害を防止する。
- (2) 融雪水により河川が増水し、水防上危険な状態に至ったときは、本章第14節水防計画により水災を警戒し、防ぎよにあたる。

第5 建物保全対策

- 1 積雪の量及び密度を考慮し、早めに屋根雪おろしを実施するよう市民に広報するとともに、なるべく町内単位等で一斉に行うよう指導し、協力を求め、堆雪は指定の雪捨場へ搬送、排除する。
- 2 雪おろし開始基準は、おおむね次のとおりとする。

	m ² 当たり	積雪量
(1) 木造建物	180 kg	約 60 cm
(2) 鉄骨建物	300 kg	約 100 cm
(3) 鉄筋コンクリート	420 kg	約 140 cm

ただし、建物の老朽度、堅ろう度、堆積状況、今後の降雪予測など十分考慮しながら作業を実施する。

- 3 雪おろしに当たっては施設（ガス、水道、通信回線等）の保全及び危険防止に留意し、道路に堆積したときは排雪に努める。

第6 食糧物資確保対策

生鮮食糧品等市民生活に必要とされる物資については第2章第15節雪害予防計画により備蓄又は確保しておくものとされているが、当面緊急を要するものについては、敦賀市公設地方卸売市場、関係業者等に協力を求め、物資の輸送及び流通確保を図ると同時に、本章第32節物価対策計画により異常買占めを防ぐ等、物価の高騰を防ぐ措置を講ずる。

第7 防災対策

1 防火対策

本章第13節消防応急対策計画に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 消防水利関係道路除雪計画

幹線より水利及び消防器具置場に通ずる道路の除雪は、積雪10cm以上に達したときから行う。

(2) 除雪順位

積雪10cmを超えたときより、次の区分順位により除雪を実施する。

ア 第1次除雪

国道、県道及び市道の除雪計画により実施する市街地の第1次除雪路線より主要水利に至る道路又は通路

イ 第2次除雪

市街地の第2次除雪路線より消防水利に通ずる道路又は通路及び重要防火対象物付近の水利に通ずる道路

ウ 第3次除雪

各集落幹線道路より消防水利に至る道路及び市街地内の残存水利に至る道路

(3) 消防水利除雪計画

ア 平常体制

積雪量が 10 cm を超え、50 cm 未満のときは、地下式の消防水利除雪を行う。

イ 警戒体制

積雪量が 50cm を超え、100cm 未満のときは、地下式及び地上式の消防水利除雪を行う。

ウ 非常体制

積雪量が 100 cm を超え、さらに引き続き降雪が予想されるときは、地下式及び地上式の消防水利除雪を総力を挙げて行う。

(4) 除排雪の協力

消火栓、防火水槽等消防水利は、常に確保されるよう区長及び自警消防隊等に対し、除排雪実施の協力を求める。

(5) 消防ポンプ格納庫周辺の除排雪も上記に準じ実施し、常時出動可能な状態に努める。

2 なだれ対策

(1) なだれが発生し、又は発生するおそれがある場合で、状況に応じ、人命に危険があるときは、敦賀警察署、敦賀美方消防組合等に出動を依頼し、排除工作及び警戒にあたる。

(2) なだれが発生し、又は発生が予想され避難の必要を認めたときは、地域関係住民に対し、本章第9節避難計画により避難を指示する。

3 家屋倒壊

(1) 積雪状況により家屋倒壊の危険が予想されるとき、未処置家屋に対し、関係機関を通じて雪おろしを勧告し、処置不能の家屋等で極めて雪おろしが困難な家屋に対しては適切な措置をとる。

(2) 家屋倒壊が発生した場合で人命救助の必要があるときは、敦賀警察署、敦賀美方消防組合等の協力を得てこれにあたる。

4 孤立地区対策

(1) 積雪による車両運行不能の遠隔地において、人命の危険が発生し救出の必要が生じたときは、敦賀警察署及び敦賀美方消防組合に協力を求め、市を含む合同特別救助隊を編成派遣する。

(2) 孤立地区の道路除雪については、特別編成の機械力を導入して開通に全力をあげる。

(3) 通信連絡不能になった場合の応急措置は、防災関係機関の協力を求めて行う。

(4) 人命救助等緊急を要する場合は、知事に対し防災ヘリコプターの出動を要請する。

(5) 要請計画は、本章第2節応域的応援対応計画による。

(6) 事前対策として、あらかじめ孤立予想地域の住民に対し、孤立した場合の予防対策、応急措置について周知徹底を図る。(健康管理、疾病患者の入院、食糧品、医薬品、日用品等の備蓄その他情報の連絡手段の確保(電話、赤青旗、無線、その他))

第8 ごみ、し尿対策

本章第24節廃棄物処理計画に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 ごみ収集対策

- (1) 12月及び3月は、道路の積雪状況を考慮しながら平常どおり作業を続行する。
- (2) 1月及び2月は、冬期間体制として市民に協力を求め、2車線が確保されている路線沿いにステーション位置を設けてごみを搬出し、収集する。
- (3) 積雪多量の場合は、ステーションの変更又は収集の一時中止を行うことがあるが、道路の除雪状況により可能な限り収集に努める。
- (4) 収集不能地域については、収集するまで、家庭等内で保管するよう市民に協力を求める。

2 し尿処理対策

- (1) し尿等のくみ取りは、降雪時期までに済ませるよう指導する。
- (2) 積雪時には、道路の積雪状況に応じ、し尿等のくみ取りを行う。

第9 ガス、水道、下水道保全対策

本章第21節電力、ガス施設災害応急対策計画、本章第19節上水道、下水道施設応急対策計画に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- 1 需要家に対するガス供給の万全を期するため、ガス工作物の保全及び原料の確保に努める。
- 2 異常積雪等に際し、あらかじめガスの原料輸送ルートを確認しておく。
- 3 積雪、凍結時における各戸の供給管、ガスメーターの破損防止については、見回り、巡回の強化を図るとともに市民の協力を求めるため具体的な方法を広報する。
- 4 上水道の完全給水を確保するため、上水道施設（建物、ポンプ施設）の維持管理と除雪に万全を期し、積雪凍結時における給水管の破損防止については、広報活動を行うと同時に凍結管の修理等応急復旧を適切に行う。
- 5 融雪の手段として上水道を使用する事例の増加により、飲料水の確保が困難になる事態が予測されているので融雪用の上水道使用についてはこれを自粛するよう広報に努める。
- 6 下水道施設を保全し、ポンプ場、処理場等の除雪に万全を期する。

第10 農作物対策

- 1 育苗用地等の確保については、除雪又は融雪剤（わら灰、草木灰、カーボンプラック等）を散布して行うほか、作物の育成確保に努めるよう指導をする。
- 2 温室ビニールハウス及び樹園地の融雪については施設の倒壊作物の損傷を防ぐため除雪又は排雪をして行うよう指導する。
- 3 その他その状況に応じて臨機応変な対策を指示又は指導をする。

第11 情報収集及び広報対策

本章第6節災害情報収集伝達計画及び本章第8節災害広報計画に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- 1 積雪時においては、道路交通、輸送が確保されるのが先決であるので、道路の積雪量、除雪状況等必要な情報を迅速かつ的確に収集し除雪計画、雪害対策に万全を期する。
- 2 収集された各種情報は、整理記録し、市長（本部長）に報告するとともに、必要に応じ県に連絡し、報道機関及び市民に対し広報する。
- 3 市民広報に際しては、民心安定及び協力体制の推進に役立つようその時期、方法、内容等に特に留意する。この場合、区長に対しては、具体的事項を示して協力を求める。

第12 要配慮者対策

積雪時には高齢者、障がい者等の要配慮者は特に大きな影響を受けることから、県及び市は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど、要配慮者に配慮した施策の推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問及び巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等、地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。

また、市は、平時から避難支援プランの整備などを通じて、要配慮者に対する除雪支援体制を確立するよう努めるほか、要配慮者にニーズに応じた除雪支援制度の整備及び広報に努める。

第13 冬期交通の安全確保及び円滑化対策

1 冬期交通の安全確保

市及び関係機関は、冬期の交通事故及び交通渋滞の発生を防止するため、スタッドレスタイヤ・チェーンの装着、スコップ、砂、牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし、路上駐車禁止等交通の安全確保について、CATV防災放送、コミュニティFM、広報つるが等を利用し啓発を図るとともに、事業所等に対し協力を呼び掛けるものとする。

また、車内における一酸化炭素中毒の危険性について周知啓発を図るものとする。

2 マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進

市及び関係機関は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進について、CATV防災放送、コミュニティFM、広報つるが等を利用して啓発を図るとともに、事業所等に対し協力を呼び掛けるものとする。また、市街地内の時間貸し駐車場の管理者に対し除雪状況の一般向け情報を提供するよう要請するものとする。

3 倒木対策の推進

道路管理者及び鉄道事業者等は、倒木を原因とする道路交通等への障害を生じさせないため、平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行うものとする。

第14 その他

小中学校の児童生徒、保育園児の安全確保については、敦賀市教育委員会のほか、当該所管においてあらかじめ十分検討し、特に次の事項についてその万全を期する。

- 1 通学道路については、常に状況を把握し除雪拵について、適切な措置を講ずるとともに、集団登下校時には誘導責任者を定める等十分考慮する。
- 2 自動車通路での通行、横断等については十分注意するよう指導する。
- 3 屋根の雪おろしに対する危険防止について十分指導する。
- 4 臨時休校等の措置については、あらかじめその基準を定めておく。

<資料編>

資料4-7 雪崩危険箇所一覧

資料8-24 防災ヘリコプター緊急運航要請書

資料11-2 市及び民間協力保有除雪車一覧

資料11-7 雪捨場一覧

第35節 海上災害対策計画

実施担当	関係各部、敦賀海上保安部
------	--------------

第1 計画の方針

平成9年1月2日に島根県沖の日本海で沈没したロシア船籍「ナホトカ号」からの重油流出事故で、重油が大量に本市沿岸及び日本海側沿岸の各府県に漂着した教訓を生かすとともに、タンカー等による重油等危険物の大量流出等による海洋及び海岸の汚染、火災、爆発等の発生又は船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難事故の発生による多数の被災者の発生を防止し、また、発生した被害を最小限に食い止めるため、必要な応急対策を推進する。

第2 発災直後の情報収集、連絡

1 海上事故情報等の収集、連絡

防災関係機関は、各応急対策計画に定めるもののほか、次により実施する。

(1) 敦賀市（消防部を含む）

ア 敦賀海上保安部、敦賀警察署、航行船舶から人的被害の状況等の情報を収集するとともに、必要に応じて敦賀海上保安部、県警察、県等へ、ヘリコプターによる情報収集を要請する。

また、被害規模に関する情報を含め、概括的情報を直ちに県に報告するとともに、応急対策活動状況、配備体制、応援の必要性等について順次報告する。

イ 敦賀市漁業協同組合と協力して、漁船による危険物の浮流状況、規模等の情報収集を行う。

ウ 沿岸パトロール班を編成し、沿岸からの情報収集と監視を行う。

エ 沿岸区長、消防団、沿岸企業等に情報収集を要請する。

(2) 敦賀海上保安部

ア 原因者、関係事業者等から人的被害の状況等の情報を収集するとともに、巡視船（艇）等による被害規模に関する情報収集を行う。

イ 収集した情報は、必要に応じ県及び指定公共機関に報告する。

ウ 必要に応じて航空機等による被害状況、浮流危険物の拡散、移動状況等について情報収集を管区本部に要請する。

2 通信の確保

(1) 市は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための防災情報伝達システム、携帯電話、衛星電話等通信手段の確保を図る。

(2) NTT西日本（株）福井支店は、直ちに重要通信の確保を行う。

第3 市の配備体制

本章第1節応急活動体制計画により実施する。

第4 応急対策の実施

1 被災者救出活動

海上における捜索及び救助は、本章第10節被災者救出計画によるほか、次のとおり実施する。

(1) 関係機関の協力

第八管区海上保安本部に設置された舞鶴救助調整本部に県及び敦賀美方消防組合消防本部は地方機関として参加し、県は福井県の地域に係る活動の調整を図る。

その他の防災関係機関は、それぞれの所掌業務について、県の要請に基づき協力する。

(2) 捜索救助区域

福井県の指定する沿岸水域

(3) 情報の取扱い

ア 県及び敦賀美方消防組合消防本部は、船舶が緊急の状態にあるとの情報及び外国の救助隊が我が国の領海、領土又は領空へ立ち入ることの許可を求めているとの情報（以下「遭難情報等」という。）を入手した場合は、当該情報を舞鶴救助調整本部及び敦賀海上保安部に速やかに通報する。

市及びその他の防災関係機関は、遭難情報等を入手した場合は、当該情報を県に速やかに通報する。

イ 舞鶴救助調整本部及び敦賀海上保安部は、県及び敦賀美方消防組合消防本部に関連のある遭難情報等を入手した場合は、県及び敦賀美方消防組合消防本部に速やかに当該情報を通報する。

県は、舞鶴救助調整本部から遭難情報等を入手した場合は、速やかに当該情報を関係市町及びその他の防災関係機関に通報する。

(4) 捜索救助活動等の実施

県及び敦賀美方消防組合消防本部は、(3)の情報を受領した場合には、この計画に従って所要の措置をとる。

(5) 捜索救助活動終了の通報

県及び敦賀美方消防組合消防本部は、捜索救助活動を終了した場合（外国船の海難に係るものに限る。）は、その旨を速やかに舞鶴救助調整本部及び敦賀海上保安部に通報する。

2 医療救護活動

本章第12節医療救護計画による。

3 消火活動

(1) 船舶火災の協力措置

敦賀海上保安部及び敦賀美方消防組合消防本部は、船舶火災が発生した場合には、「船舶火災の消火等に関する敦賀海上保安部と敦賀美方消防組合消防本部との業務協定（昭和47年5月8日）」に基づき次に掲げる船舶の消火活動については敦賀美方消防組合が実施し、その他の船舶については敦賀海上保安部が実施する。

なお、この消火活動の実施に当たっては、敦賀海上保安部及び敦賀美方消防組合消防本部は、相互に協力する。

ア ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

イ 河川における船舶

(2) 連絡調整

タンカー等事故の場合における消火活動等を効果的に行うため敦賀海上保安部及び敦賀美方消防組合消防本部は、おおむね次の事項につき連絡調整を行う。

ア 必要器材の保有状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報の交換

イ 消火活動要請及び連絡周知系統の作成

ウ 必要器材の集中使用の計画実施

エ 必要器材の整備の促進

(3) 関係団体、会社等の協力措置

タンカー等の事故に対処するため民間関係団体、会社等は自主的かつ積極的に自衛措置を講じ、協力を求められたときは、必要な応急措置の実施に協力する。

[海上事故等の情報収集・連絡機関等]

海上自衛隊舞鶴地方総監部	電話	舞鶴	0773-62-2250（代表） 0773-62-2255（夜間、休日）
敦賀海上保安部	電話	敦賀	0770-22-0191
中部運輸局福井運輸支局	電話	敦賀	0770-22-0003
北陸地方整備局敦賀港湾事務所	電話	敦賀	0770-22-2590
敦賀警察署	電話	敦賀	0770-25-0110
敦賀港湾事務所	電話	敦賀	0770-22-0369
敦賀土木事務所	電話	敦賀	0770-22-4661
二州健康福祉センター	電話	敦賀	0770-22-3747
敦賀海陸運輸（株）	電話	敦賀	0770-22-3111
（社）敦賀建設業会	電話	敦賀	0770-23-4551

4 危険物の除去活動等

(1) 海上における除去活動

ア 緊急防除措置

危険物流出事故が発生したときは、敦賀海上保安部は、船長等事故関係者等に対し、応急措置の実施を指導するとともに、防除措置義務者が措置を講じていない場合、又は必要な措置を講じていないと認められる場合は、自ら防除措置を実施する等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずるものとする。

イ 初動時の集中防除

防除作業を行うに当たっては、関係機関相互の協議により状況に応じた適切な方針を決定し、国（敦賀海上保安部等）、県、市、敦賀港事故防止連絡協議会、敦賀市漁業協同組合等、関係団体は協力して、初動段階の有効な集中防除を図る。

ウ 県及び市の協力

県及び市は、関係機関、団体等から防除措置の資機材の確保、運搬及び防除措置の実施等の要請があった場合、必要に応じて協力を行う。

(2) 漂着危険物の回収活動

ア 職員による回収活動

市は、危険物が海岸に漂着した場合は、直ちに回収班を編成し、各海岸で回収作業を実施する。

イ 地区住民による回収活動

地区住民は、市と連携協力し、自主的に回収作業を実施する。

ウ ボランティアによる回収活動

ボランティアは、海岸で自主的に回収作業を実施する。

エ 市民による回収活動

市民は市が設定する「市民回収デー」に参加し、市民総参加の回収作業を実施する。

オ 民間企業、団体による回収活動

市の要請を受けた民間企業及び団体は、市の指定した海岸で回収作業を実施する。

カ 自衛隊による回収活動

要請を受けた自衛隊は、海岸で回収作業を実施する。

キ その他関係機関等による回収活動

国、県、市並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者は、必要に応じ協力して、漂着した危険物の回収作業を実施する。

(3) 作業環境の整備

ア 現場の安全管理、指揮

市は、各海岸に仮設の現地事務所及び仮設トイレを設置するとともに、現地責任者を配置し、回収の指導及び指揮監督を行うとともに、回収従事者の身の安全と作業効率の向上を図る。

イ 現地ボランティア事務所の設置

市は、現地にボランティア事務所（センター）を設置し、ボランティアの受付業務とボランティア保険の加入手続きを行う。

ウ 回収用消耗品の貸与

現地事務所及び現地ボランティア事務所においてボランティアに対し、回収に必要なマスク、ゴム手袋、カップ、タオル等を貸与する。

(4) 回収活動従事者の健康安全管理

ア 健康配慮の啓発

市（救護班）は、敦賀市医師会の協力を得て、回収活動従事者への健康配慮事項について現地事務所、現地ボランティア事務所を通じて啓発を行う。

イ 回収活動従事者の健康診断

市（救護班）は、各海岸に救護所を設営し、定期的に回収活動従事者に対して健康診断を行う。

(5) 環境保全対策等の実施

ア 環境調査

市（農林水産班）は、県と協力し、危険物の漂着等により影響を受けたおそれのある漁場、沿岸等の環境調査を行う。

イ 野生動物の保護

市（農林水産班）は、危険物に汚染された野生動物を保護したときは、獣医師、県等と協力し、洗浄、回復の措置を行う。

第5 災害情報の提供

本章第8節災害広報計画によるほか、次により実施する。

1 被災者の家族等への情報伝達

海上災害の状況、二次災害の危険性、安否情報等確認できた情報から随時提供する。情報伝達に当たっては、報道機関の協力を得て実施する。

2 全国への情報提供

本市ホームページのニュース特集として災害情報を提供する。

<資料編>

資料2-6 ボランティア団体一覧

第36節 大規模事故対策計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

大規模な事故により多数の死傷者や要救助者が発生したときは、防災関係機関が緊密かつ有機的な連携協力のもとに、前節までの応急対策計画のほか、その必要な対策を実施する計画である。

第2 大規模事故

航空機事故、船舶事故、列車・自動車事故（交通事故）、火災、爆発事故、雑踏事故などにより多数の死傷者や要救助者が発生したときは、当該事故関係機関はもちろん、防災関係機関は応急対策に万全を期する。

第3 情報の収集、伝達体制

本章第6節災害情報収集伝達計画及び本章第7節通信運用伝達計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 事故発生 of 通報

- (1) 大規模事故の発見者等は、直ちに市、警察、海上保安部又は敦賀美方消防組合に通報する。
- (2) (1) の通報を受けた警察及び海上保安部は、直ちに市に通報しなければならない。
- (3) (1) 又は(2) の通報を受けた市は、直ちに県に通報しなければならない。
- (4) (3) の通報を受けた県は、直ちに当該事故関係機関及び応急対策を実施する防災関係機関に通報しなければならない。

2 通信連絡

- (1) 市、県及び当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。
- (2) 防災関係機関は、効果的な応急対策を実施するため相互に連絡調整を図る。

第4 活動体制

本章第1節応急活動体制計画及び本章第2節広域的応援対応計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 現地事故対策本部の設置

- (1) 大規模事故が発生した場合には、市は、必要に応じ現地又は適当な場所に現地事故対策本部を設置する。
- (2) 現地事故対策本部の構成は、市、県その他の防災関係機関とし、必要に応じ事故原因者の参加を求める。

2 現地事故対策本部の閉鎖

事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、市は、防災関係機関の意見を聴いて、現地事故対策本部を閉鎖する。

3 協力要請

市は、事故対象物が特殊なもので応急対策を講ずるために特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

第5 事故時の応急措置

事故が発生した場合に、災害を最小限にとどめるため、市、敦賀美方消防組合、敦賀警察署及び敦賀海上保安部は、必要に応じて、地区住民の生命、身体の安全を図るとともに、救助活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。

第6 避難の指示、避難誘導、避難所の開設

本章第9節避難計画による。

第7 消防活動

本章第13節消防応急対策計画のほか、次のとおりとする。

大規模事故の被害は、事故の大きさ、事故の事象によって異なるが、消火活動及び救出・救助活動が同時に必要となることが予想される。これに対応するため、積極的に事故情報を収集し、事故の規模、態様に応じた消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

第8 救急救助、救急医療活動

本章第10節被災者救出計画及び本章第12節医療救護計画のほか、次のとおりとする。

1 市、県及び当該事故関係機関は、迅速かつ的確な救急医療、救助を行うため次の措置を講ずる。

- (1) 医師及び看護師の派遣
- (2) 医療器材及び医薬品の輸送
- (3) 負傷者の救助
- (4) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

2 敦賀美方消防組合は、救急業務計画に基づき、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する。

3 日本赤十字社は、大規模事故により、集団的に発生した負傷者に迅速、的確な医療救護を行うため、直ちに救護班による現地での医療救護活動を行うとともに、医療施設（赤十字病院）の受け入れ体制の確保に努める。

第9 救援活動

本章第16節飲料水、食糧、生活必需品の供給計画による。

第10 その他の応急対策活動の実施

- 1 市、県及び当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い、必要な応急対策活動を実施する。
- 2 その他の防災関係機関は、それぞれの所掌業務に基づき応急対策活動に協力する。

第11 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第37節 流木対策計画

実施担当	関係各部、敦賀海上保安部
------	--------------

第1 計画の方針

台風、突風、津波、高波等のため海上貯木場及び木材積載船からの大規模な木材の流出が発生したときの沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止、伝達及び航路障害物の除去、交通整理等の海上交通安全を確保するための対策である。

第2 実施責任者

貯木場にあつては貯木場の使用者が実施し、船舶積載木材にあつては船主又は代理店及び当該木材所有者が共同して実施する。

第3 海上保安部の措置

1 木材流出防ぎょ対策

- (1) 貯木施設の安全管理体制の整備に関する行政指導の強化
- (2) 流木防止措置、けい留方法の指導
- (3) 船舶積載木材の安全積付けの指導、点検等関係機関に要望し事故の未然防止に努めるほか河川の増水その他気象、海象異変等により木材が流出するおそれのある場合又は流木事故に対してその措置を行い被害の軽減にあたる。

2 災害の発生が予想される場合の措置

- (1) 木材の水上荷卸許可の保留又は取消し
- (2) 必要に応じ木材関係業者に対し流出防止措置としてけい留索の増強、見回りの強化、作業船の待機勧告
- (3) 巡視船艇等による木材保留状況の調査及び指導

3 流出事故の場合

- (1) 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒及び船舶交通の整理
- (2) 状況によりラジオ放送、水路通報等をもって行う船舶に対する周知
- (3) 当該木材所有者又は保管責任者に対して行う早急集積の指導
- (4) 必要に応じ船舶交通の制限又は禁止

第4 県の措置

1 情報の伝達及び指示

市に対する流出木材の情報の伝達及び応急対策上必要な指示

2 他の関係機関に対する協力要請

第5 敦賀警察署の措置

1 沿岸の警戒

敦賀警察署は、敦賀海上保安部と連携の上、流木の接岸又は漂着のおそれのある沿岸の警察官等によるパトロール及び情報伝達と警戒にあたる。

2 広報活動

市民生活安定のための広報活動にあたる。

第6 市の措置

水難救護法による人命及び船舶の救助にあたりとともに、漂着物にかかる対応は県及び関係機関と協議の上、必要な措置を講ずる。

<資料編>

資料3-4 貯木施設一覧

第38節 風害応急対策計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

台風、竜巻、突風等による災害により多数の死傷者や要救助者が発生したときは、防災関係機関が緊密かつ有機的な連携協力のもとに、前節までの応急対策計画のほか、その必要な対策を実施する計画である。

第2 情報の収集、伝達体制

本章第6節災害情報収集伝達計画及び本章第7節通信運用伝達計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

通信連絡

- (1) 市、県及び当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。
- (2) 防災関係機関は、効果的な応急対策を実施するため相互に連絡調整を図る。

第3 活動体制

本章第1節応急活動体制計画及び本章第2節広域的応援対応計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

協力要請

市は、応急対策を講ずるために特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

第4 応急措置

被害を最小限にとどめるため、市、敦賀美方消防組合、敦賀警察署及び敦賀海上保安部は、必要に応じて、地区住民の生命、身体の安全を図るとともに、救助活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。

第5 避難の指示、避難誘導、避難所の開設

本章第9節避難計画による。

第6 消防活動

本章第13節消防応急対策計画のほか、次のとおりとする。

竜巻の被害は、竜巻の規模等によって異なるが、救出・救助活動及び消火活動が同時に必要となることが予想されるため、積極的に情報を収集し、災害の規模、態様に応じた消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

第7 救急救助、救急医療活動

本章第10節被災者救出計画及び本章第12節医療救護計画のほか、次のとおりとする。

- 1 市、県及び当該事故関係機関は、迅速かつ的確な救急医療、救助を行うため次の措置を講ずる。
 - (1) 医師及び看護師の派遣
 - (2) 医療器材及び医薬品の輸送
 - (3) 負傷者の救助
 - (4) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

- 2 敦賀美方消防組合は、救急業務計画に基づき、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する。

第8 救援活動

本章第16節飲料水、食糧、生活必需品の供給計画による。

第9 その他の応急対策活動の実施

- 1 市、県及び当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い、必要な応急対策活動を実施する。

- 2 その他の防災関係機関は、それぞれの所掌業務に基づき応急対策活動に協力する。

第4章 災害復旧計画

節	項	目
1	公共施設の災害復旧計画	
2	市民生活安定計画	
3	経済秩序安定計画	
4	復興計画	

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は、災害復旧を災害発生時被災した各施設の復旧とあわせ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画を樹立し、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第2 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第3 緊急災害査定促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査・記録、必要な資料を調整し、災害査定促進の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速化を図る。

第4 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図れるように国、県に要望する。

市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の手段を講じて財源の確保を図るため、県、福井財務事務所及び日本郵政（株）に対し市の申し出に応じ、適切、効果的な融資措置が講じられるように要望する。

第2節 市民生活安定計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は県と連携し、災害による社会混乱を早期に收拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関、団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業のあっせん等市民生活安定のための緊急措置を講ずる。

また、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 罹災証明書の交付（輸送物資（罹災証明）班、住宅班）

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町間の調整を図るものとする。

第3 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第4 義援金品等の受付及び配分（財政班、福祉（ボランティア）班）

1 義援金品の受付

義援金品の受付は財政班と福祉（ボランティア）班があたり、あらかじめ必要な体制を定めておく。

2 義援金品の配分

義援金品の配分は、原則として配分委員会を組織し、当該災害に係る全ての義援金品の使用及び配分について協議する。

第5 「災害弔慰金の支給等に関する条例」等の適用（福祉（ボランティア）班）

1 災害弔慰金等の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律等及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金を支給する。

2 災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律等及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。

3 災害見舞金等の支給

市は、災害見舞金等支給条例に基づき、災害をうけた被災者に対する見舞金等を支給する。

第6 被災者生活再建支援金の支給

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給する。

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

1 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項又は第2項のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満のものに限る。）の区域であって、(1)～(3)の区域に隣接するもの
- (5) 県内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満のものに限る。）の区域に係る自然災害

2 対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が全壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- (5) 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

3 支給限度額

次の(1)及び(2)の合計額を支給する。

(注) 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額を支給する。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 2(1)該当	解体 2(2)該当	長期避難 2(3)該当	大規模半壊 2(4)該当	中規模半壊 2(5)該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 (全壊 解体 長期避難 大規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

(注) 被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入又は補修する場合は、合計で200万円(中規模半壊の場合は100万円)又は100万円(中規模半壊の場合は50万円)を支給限度額とする。

第7 生活の安定確保

1 総合相談窓口の設置

市は県と連携し、災害が発生した場合には、相談窓口を設置し、被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。また、国、県、市等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

2 公営住宅の確保

市は県と連携し、損壊公営住宅を速やかに補修し、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

3 雇用機会の確保

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について必要な計画を樹立し、被災者の生活の確保を図る。

4 生活関連物資の需給、価格状況の調査、監視

生活関連物資の価格が著しく上昇し、もしくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるときは、県に対し所要の措置を講ずるよう要請する。

第8 被災者の健康管理、こころのケア対策

災害の状況に落ち着きが見られ、これから市民生活を取り戻していく段階において、各種インフラの復旧の遅れが原因で様々な場面において制限された生活を送るケースが多いため、積極的な健康管理活動を実施する。また被災直後の精神状態からの自然回復を促進するための援助活動を実施し、必要と認められる際には、県（二州健康福祉センターを含む）に協力要請を行う。

第9 個人資産の共済制度等に対する検討

全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、救済の理念、仕組み等について調査、研究する。

第10 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便（株）は、災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の配達を受け持つ郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金を免除する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受け期間中は、郵便窓口取扱い時間外においても引き受ける。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

5 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替料金の免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金を免除する。

6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

被災者の緊急な資金需要その他の被災状況を考慮し、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替業務についての一定の金額の範囲内における非常払い及び非常貸付け、国債等の非常買取り等の非常取扱い並びに簡易保険業務についての保険金、保険貸付け金及び解約還付金の即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。

7 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請

被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、加入者福祉施設が被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、災害救護活動に従事するよう要請する。

<資料編>

資料 1 4 - 6 災害時等における協力に関する協定（敦賀市・敦賀市内の郵便局）

資料 1 4 - 1 1 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定（敦賀市・福井県公共
嘱託登記土地家屋調査士協会）

資料 1 5 - 6 敦賀市災害見舞金等支給条例

資料 1 5 - 7 災害弔慰金の支給等に関する条例

資料 1 5 - 8 敦賀市り災証明書等交付要綱

第3節 経済秩序安定計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は、被災者が、その痛手から再起更生するよう、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、生活の確保を図る。

第2 金融措置

1 租税の徴収猶予及び減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置など適切な措置を講ずる。

また、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、国税通則法、地方税法又は福井県県税条例による国、県税の納税緩和措置としての、期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置についても適切に助言する。

2 災害援護資金の貸付等

市は、災害により被害を受けた者に対し、生活の立て直しに資するため、災害救助法適用時に「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を貸し付ける。

なお、同法の適用に至らない小災害時においては県の生活福祉資金（災害援護資金。以下「生活福祉資金」という。）及び母子寡婦福祉資金について適切に助言する。

また、重大な災害が発生した場合には、各種の既存制度融資の条件緩和又は緊急融資の実施について適宜必要な措置を講ずる。

第3 県の融資計画

1 生活福祉資金の貸付け

福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築拡張又は補修するために必要な経費として、福祉資金の貸付けを行う。

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

県は、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張又は補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

3 中小企業向け緊急融資

県は、大規模な災害が発生した場合において、災害により被害又は影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和又は緊急融資の実施について、適宜、必要な対策を実施する。

4 農業関係融資

- (1) 被害農家の経営 : 天災資金
農業経営支援資金
農業緊急資金
- (2) 農地等の災害復旧 : 農業基盤整備資金
- (3) 施設関係の災害復旧 : 農林漁業施設資金
- (4) その他 : 農林漁業セーフティネット資金

5 林業関係融資

- (1) 被害林業者の経営 : 天災資金
- (2) 施設関係の災害復旧 : 林業基盤整備資金
農林漁業施設資金
- (3) その他 : 農林漁業セーフティネット資金

<資料編>

資料15-6 敦賀市災害見舞金等支給条例

資料15-7 災害弔慰金の支給等に関する条例

第4節 復興計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は県と連携し、被災地の再建を行うため、被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧又は中長期的視野に立った復興について検討し、復旧、復興の基本方針を定める。

第2 改良復旧

市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第3 計画的復興

大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は、県と協力して事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実に努める。

第4 大規模災害からの復興に関する法律の活用

1 復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 特例措置

市は、特定大規模災害等を受けた場合、円滑かつ迅速な復興を図るために、必要に

応じ、市に代わって必要な都市計画の決定等を行うよう国土交通省及び県に要請するものとする。

3 職員の派遣

市は、災害復旧・復興対策のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

市、県及び国は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。